

# 日光道中 栗橋宿・栗橋関所

久喜市の歴史と文化財 ①



◆ ◆ 目 次 ◆ ◆

日光道中栗橋宿と栗橋関所

杉山 正司

はじめに	1
一 日光道中前史	1
二 江戸時代初期の奥州街道	2
三 江戸幕府の交通政策	2
(一) 伝馬制度と地子免許	2
(二) 助郷制度	4
(三) 車使用と伝馬制度崩壊	5
四 日光道中の成立	6
(一) 日光街道と日光道中	6
(二) 今栗橋と元栗橋	9
五 日光道中の特徴	11
(一) 日光道中の目的	11
(二) 参観交代と大名	12
(三) 日光道中の障害	13
(四) 日光道中の宿場	14
六 栗橋宿	21
(一) 『宿村大概帳』にみる栗橋宿	21
(二) 掘り出された栗橋宿	24
七 栗橋関所―房川渡中田関所―	26
(一) 関所設置	26
(二) 栗橋関所の機能的特徴	32
八 房川渡し	37
(一) 房川渡し	37

九 日光社参	39
--------	----

(一) 将軍社参の始まり	39
(二) 将軍社参の諸相	40
(三) 船橋	41
(四) 日光御廻道	43
(五) 日光道中の大通行	45
十 日光道中の終焉	48
(一) 幕府の交通政策の衰退	48
(二) 日光道中栗橋宿の未来への展望	51

宿場やその周辺の文化財	52
栗橋宿・栗橋関所等関連史料	67
一 『東遊雑記』	67
二 『新編武蔵風土記稿』	67
三 『日光道中宿村大概帳』	69
四 『埼玉県史蹟名勝天然紀念物調査報告第四輯 史蹟及天然紀念物之部』	74
主な参考文献	81

## 凡例

- 一 本書は、久喜市の歴史や文化財を紹介するシリーズ『久喜市の歴史と文化財① 日光道中栗橋宿・栗橋関所』である。
- 一 本書の「日光道中栗橋宿と栗橋関所」は、杉山正司氏（埼玉県立歴史と民俗の博物館）にご寄稿いただいた。
- 一 本書の編集及び附編である「宿場やその周辺の文化財」、「栗橋宿・栗橋関所等関連史料」の執筆は、池尻篤（文化財保護課）が行った。
- 一 本書の刊行にあたり、次の方々にご協力をいただきました。ここに記して感謝申し上げます（敬称略）。

足立桂子 稲生正幸 島田昌弘 原太平 卷島千明  
村田規喜

埼玉県教育委員会 埼玉県立さきたま史跡の博物館  
埼玉県立文書館 埼玉県立歴史と民俗の博物館  
幸手市教育委員会 東北大学附属図書館  
栃木県立博物館 郵政博物館

【表紙】明治三十年頃の栗橋宿（個人蔵）

# 日光道中栗橋宿と栗橋関所

杉山 正司

## はじめに

栗橋くはしについて歴史的に振り返ると、江戸時代に五街道のひとつ日光道中の宿場が置かれたこと、そして道中唯一の関所が置かれたことが、この町の存在感をひとときわ際立たせている。

そもそも栗橋宿は、江戸初期に現在の茨城県五霞町元栗橋から街道と共に移転してきた宿場であり、日光道中の宿場の中では比較的新しい宿場である。しかも、後項で詳述するが、利根川を挟んだ対岸の中田宿とともに本来の宿場の機能を分担していたという特徴的な機能を有していた。さらにこの利根川が、日光道中最大の障壁であり、通行者の検断のために関所が置かれることになったのである。

このような他の宿場に見られない交通史的特徴を中心に、日光道中と栗橋宿、そして栗橋関所について概観していこう。

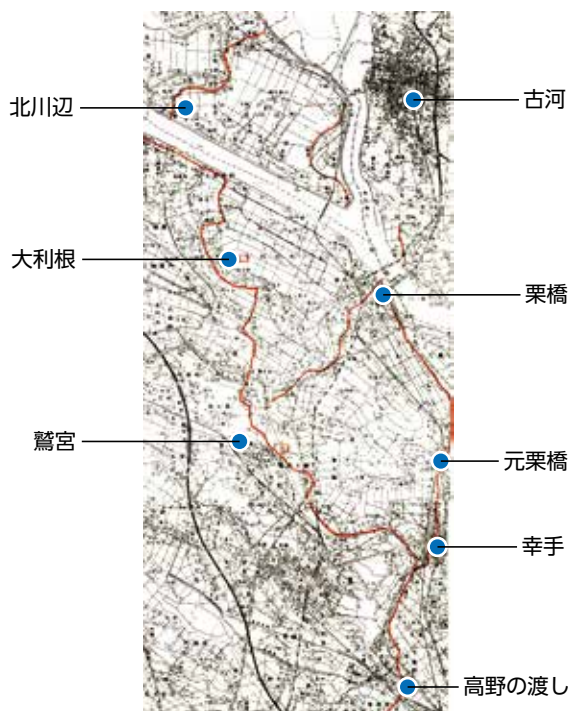
## 一 日光道中前史

慶長七年（一六〇二）徳川家康は、前年の東海道に続き中山道とともに奥州への街道の整備を行った。

奥大道おくたいどう（鎌倉街道中道かまくらかいじょうなかみち）奥州への街道は、鎌倉時代の歴史書『吾妻鏡』には「奥大道」などと記され、鎌倉幕府にとっても重要な道であった。埼玉県内では、のちの日光道中とは道筋を異にし、それより西側の台地上を通っていた。江戸時代の日光御成道の道筋が、ほぼそれにあたると思われる。一般には鎌倉街道中道とも呼ばれている。

奥大道は、源義経が兄の源頼朝と不和になり奥州平泉の藤原氏を頼って落ち延び、その後を追った義経の愛妾静御前の墓が栗橋にも遺跡として残るように、静御前の墓伝承が東北地方にかけての奥大道沿いに数多く伝わっている。そして、頼朝が義経と奥州藤原氏を討つために軍を進めたのも、この奥大道である。『県内鎌倉街道伝承地所在確認調査報告書』（埼玉県教育委員会）には、高野の渡し（杉戸町下高野）で古利根川を渡河して北上、幸手付近で分岐して東側の道は権現堂川沿いに外国府間から元栗橋（茨城県五霞町）に至る。西側の道は、鷺宮付近東側から大利根、北川辺を通って古河方面に抜けており、栗橋付近に鎌倉街道が通っていたことがわかる。

時間は下って慶長五年（一六〇〇）、豊臣秀吉亡き後、実権を握った徳川家康に叛旗を掲げた会津の上杉景勝を討つため、家康らはこの街道を北上して軍を進めるなど、歴史的に重要な出来事の舞台となっている。



栗橋周辺の鎌倉街道  
（『県内鎌倉街道伝承地所在確認調査報告書』  
所収の図を改変して転載）

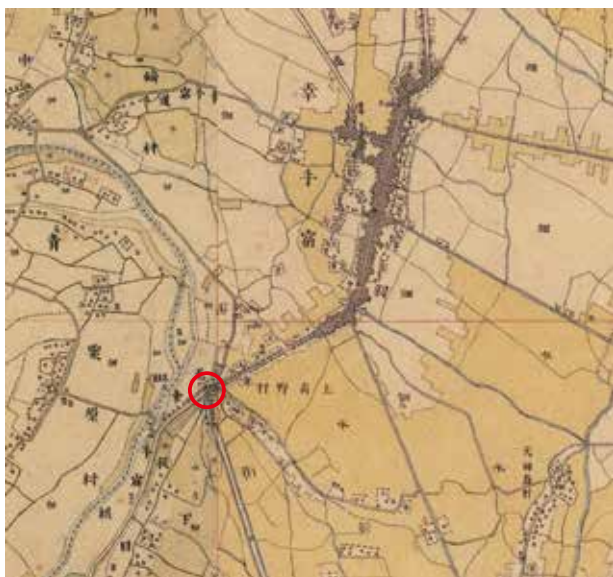
## 二 江戸時代初期の奥州街道

東部の脇往還 それではのちに日光道中となる江戸初期の奥州街道は、どのような道筋だったのであろうか。鎌倉時代の奥大道が主要幹線であるとすれば、この付近を通っていた街道は、脇往還ということになる。

特徴的な地域を見ていこう。現在の草加市付近は、古くから河川が多く流れる低湿地帯であった。そのため街道は東側の八潮市八条付近の堤防上を通って、越谷市の大相模、瓦曽根、越ヶ谷へと迂回していたと推定されている(『越ヶ谷瓜の蔓』、『越谷市史』四所収)。しかし、江戸から奥州へ向かうためには、この街道と奥大道ともに迂回して道が開かれているため距離的には遠くなる。そのため、できるだけ平坦で最短の道が求められた。

そのため新道の開削が行われ、奥州街道の整備が行われた。ちなみに逸話ではあるが、徳

川秀忠が通行した際に、雨でぬかるんだ草加付近の道を、草を敷いて通ることができ、草も加えることで役に立つと言ったことで「草加」という地名になったともいわれる。草加宿自体、慶長十一年(一六〇六)



日光道中・日光御成道の合流点  
(明治16年・フランス式彩色地図)

(『新編武蔵風土記稿』、『日光道中宿村大概帳』、寛永七年(一六三〇)「草加宿由来」)など諸説あるが、後に述べるように後の日光道中となる奥州街道の成立期より遅れる年代であり、道路状況が安定して通行できなかったことを想像させる。

なお、越ヶ谷以北は、大きな紆余曲折はなく北上し、現在の幸手市南二丁目で岩槻方面からの鎌倉街道中道であった日光御成道に合流する。ここで合流点に注目したい。すなわち奥州街道に対してT字路にぶつかる形状となっている。これは、先行する鎌倉街道中道に対して、新たに整備された奥州街道が合流することを意味していることが明らかである。

## 三 江戸幕府の交通政策

### (一) 伝馬制度と地子免許

伝馬制度 慶長五年に関ヶ原の戦いにおいて西軍に勝利した徳川家康は、直ちに東海道の整備に着手した。東海道は、古代から西国と東国を結ぶ幹線道路として重要な交通路であった。家康としては、西軍に勝ったとはいえ、依然大坂城の豊臣秀頼を担ぐ豊臣恩顧の大名たちが叛旗を翻す危険性を考え、大坂城を中心とした情報を得るための通信連絡手段として、東海道の整備を行ったのである。今日のような情報技術がない時代には、馬を使った通信手段が最速である。馬を迅速に走らせるには、まずハード面の街道の土木整備と宿場の設置が必要である。またソフト面では、伝馬制度により馬と貨客を各宿場で継送するシステムを作り上げた。

この伝馬制度こそが、江戸時代を通じて幕府の交通政策の根幹となったのである。伝馬制度を簡潔に言い表せば、各宿場に規定の人足と馬を常備させて、幕府公用の貨客を次の宿場まで確実に継送することである。システムの的には、各宿場に問屋役を長とする問屋場を置き、伝馬の差配をさせた。現代風に言えば、町に鉄道が敷かれて駅が置かれ、駅長が前の駅から

来た電車を、次の駅まで安全確実に運行させる使命を以て業務を担っていると考えればわかりやすいだろう。

地子免許と無賃 この伝馬制度は、幕府の設置したものであるから、基本的には將軍の朱印状や老中の証文などをもつ公用出張の幕府役人などは無賃で使役できた。宿場には、その代償として地子免許（除）という、固定資産税というべき土地への課税、年貢は免除された。これが伝馬制度である。

この地子免許は、道中奉行管轄の宿場の明細を記した『宿村大概帳』には、宿場内の地子免許の坪数が記載されており、各宿場で異なっているが、地子免許を受けていない宿場もあった。栗橋宿の記載を見てみよう。

#### 一、地子免許五千坪

但、宿高六百八拾九石式斗七升九合之内六百八拾八石式斗九升九合元禄八亥年檢地高有之、式斗五升式合明和八卯年檢地高有之、七斗式升八合天明五巳年檢地高有之、且右宿高之内六百八拾八石式斗九升九合江御伝馬宿入用米者相掛り、六尺給米・御蔵前入用者免除、九斗八升<sup>江</sup>者三役共相掛る

この記載によれば、栗橋宿の地子免許は、五〇〇〇坪であることがわかる。ただし課税対象の栗橋宿の宿高は、六八八石二斗七升九合のうち六八八石二斗九升九合は、宿場費用に充てる伝馬宿入用分とすると、幕府の人夫給米に充てる六尺給米と浅草蔵前維持費に充てる蔵前入用は免除とするが、残りの九斗八升にこれら三つの入用である高掛三役として掛けるというものである。

さて地子免許に目を向けると、幸手宿や杉戸宿などの地子免許が、一万坪であることからすると半分である。ちなみに二つの宿場で一つの宿場の

機能、つまり伝馬を月の半分交代で務めることを合宿という。栗橋宿は利根川対岸の中田宿と合宿となっているが、中田宿はわずか一八〇〇坪に過ぎない。宿高も四五六石余と少ないことも関係していると考えられるが、栗橋宿と同規模の七一二石余の石橋宿は地子免許がないなど、必ずしも統一的な地子免許算定の基準があるわけではない。また、宿場内の各家が伝馬を負担するにあたっては、基本的に間口割、すなわち街道に面した間口の広さによって割合が決められた。間口が広いほど、大きな商いができ、富裕になるためという。そのため宿場の町並みを概観すると、多くは間口が二〜三間（約三・六〜五・四メートル）と狭く、反対に奥に長い構造になっているのが特徴である。

伝馬の実際 それでは、具体的に伝馬とは、どのようなものであったのかみていくことにしよう。

規定人馬 地子免許の代償として、各宿場に義務付けられた規定の人馬は、街道や宿場によって異なっていた。最初に伝馬制度が敷かれた東海道は、大動脈であることと重要性から一日一〇〇人の人足と一〇〇疋の馬を常備させている。ところが、のちの日光道中では越ヶ谷宿までが五〇人・五〇疋、粕壁宿が三五人・三五疋、杉戸宿以北は二五人・二五疋と通行量に配慮した数となっている。そのため栗橋宿が常備する人馬は、二五人・二五疋であった。

御定賃<sup>おきぢんせん</sup> 毎日常備を義務付けられた人馬が、すべて使役されるわけではなく、無駄に一日を過ごすこともあった。しかも公用貨客の場合には、火急の場合もあるが、通常は先触として事前に通行者と使役を知らせる文書が継送られてくる。これにより事前に当日使役する人馬数が、問屋場では把握できる。このため余剰人馬については、参観交代などの大名も御定賃銭という比較的安価な公定賃銭で使うことができた。参観交代も通行の時期が決められており、頻繁にあるわけではない。無為に人馬を遊ばせることは、宿場にとっても不満が生じることになり、それを懼れたかどうかは

定かではないが、幕府は各宿場間の公定の駄賃、すなわち御定賃金を規定して、公用の無賃人馬の使用がない場合には、使役を認めた。しかし、すべての人が、この恩恵にあずかることができるわけではなかった。江戸時代は士農工商の身分制度が表面的には存在し、そのため御定賃金で使役できるのは、武士階級に限られた。一般的には御定賃金は、比較的安価といわれている。

**相対賃金** 無賃や御定賃金で、武士階級が毎日規定人馬を使役しつくすということは、それほど多くはない。したがってさらに余剰人馬が出た場合には、庶民も相対賃金という賃金形態で使役することができた。庶民は、問屋場で相対、つまり相談により賃金を掛け合いで決めた。相対という交渉なので具体的史料はないが、御定賃金の二倍から三倍といわれる高額な賃金を支払って使うことができたという。

**困人馬** 伝馬制度設置当初はそれほどの人馬の使役はなく、火急の場合の人馬までを使い切ってしまう、常備人馬が無いということはなかったようである。しかし、時代が下るにしたがって往来が頻繁になると、火急の場合でも人馬が提供できないという不測の事態が出て、公用に支障が出てくるようになった。そのため規定の人馬から五人・五疋を、予め困人馬という非常用に囲い込んで、万一の不測の事態が出来た場合に備えて、一般には使役させないように制限をすることとした。

## (二) 助郷制度

**助郷** 時代が下ると通行量も増えて、規定の人馬だけでは不足するようになった。そのため近隣の村々に対しても伝馬のための人馬の徴発が行われるようになり、これを助郷と呼んだ。助郷を課された村は、年貢を課されており、さらなる負担に苦しむことになった。

この助郷も様々な発展形態があり、江戸時代の交通制度を知るうえで重要なので、概略を記しておこう。

寛永十二年(一六三五)

に参観交代制度が整備  
〔「御触書寛保集成」四  
号〕されたことにより、  
五街道の交通量が増大し  
た。そのため常備人馬だ  
けでは、公用貨客の継送  
に支障を来すようにな  
り、凶作なども重なって  
宿場の財政が圧迫された  
ため、東海道や中山道筋  
の美濃路などで助馬制が  
導入された。

同十四年には、交通量の多い時や馬の不足している時に、助馬村の高役免除として近隣の村から徴発し、さらに不足する場合には近在にも馬を出させて駄賃を取らせることとした。つまり不足する伝馬を補充するために近隣の村に馬を出させていたものであったが、やがて常態化し、問屋役は助馬に無賃の貨客をつかせることがあり、助馬村では馬を出すことを拒否するようになった。

そのため幕府では、助馬制を整備・発展させて、寛文頃(一六六一～七三三)に、定助・大助の別が生まれたとみられている。定助は、宿人馬の不足を恒常的に補うもので、通行量が多い時に一定数の人馬が宿場に詰め、領主や代官から命じられた。やがてこの二つは、定助郷と大助郷と呼ばれるようになった。元禄二年(一六八九)の定助郷と大助郷の調査を行い、これをもとに同九年に日光道中筋の各宿場に対して、勘定奉行と道中奉行両名の連印の助郷帳を各種の問屋場に下付した。この助郷帳には、定



馬を曳く人々 (『日光道中絵図』・国立公文書館蔵)

助郷と大助郷に割り当てられた村名と助郷高が記されており、宿問屋から触れだされた場合には、必ず人馬を出すことが課された。この時の助郷村には、村高百石につき人足二人と馬二疋を出すものとされ、同九年（一六九六）に杉戸宿に助郷帳が下付されていることから、栗橋宿も同時に下付されているとみられる。

享保十年（一七二五）には、道中奉行が元禄時に倣って助郷帳を下付し、助郷制度の再編を行った。定助郷・大助郷の区分を廃止して、助郷を同一に扱うというものであり、この制度は明治まで続けられた。

また時代が下ると助郷制度維持のために、定助郷だけでは人馬が不足するようになり、新たな助郷役として、代助郷・当分助郷・加助郷・増助郷・余荷助郷や、休役・免除・差村などという減免制度も作られた。これらは具体的な差異は不分明であり、地域や事情によって内容に違いがあるので注意が必要である。

### （三）車使用と伝馬制度崩壊

伝馬制度の影響 江戸時代の交通制度において、一般の方々の歴史認識で伝馬制度に発した史実の中で誤解がある事象がある。

街道の目的は、①移動手段、②交易などの商業・経済活動のための物資輸送、③情報システム、④軍事行動が挙げられるが、伝馬制度はすべてにかかわっている。このどれをとっても当時の移動や情報伝達には、最速手段としては、馬があげられる。乗馬での移動、荷駄による輸送、早馬・早駆による連絡、騎馬隊など、どれも馬が不可欠である。

つまり街道と馬は密接な関係にあり、伝馬制度は文字通りこれらの目的を達成するために「馬で伝える」ことで、馬本位の制度といえる。そこで伝馬制度では、馬の通行に支障があつてはならない。支障があるという場合はどのような状態であろうか。

街道での車使用 テレビの時代劇や映画では、江戸時代の街道で、大八車

や荷車に米俵などを積んだ百姓や舞台道具などを積んだ旅芸人たちなどを目にするところがある。現代の我々に視覚的には奇異に映らない、江戸の人々の日常の姿と映るだろう。

ところが荷車が、現代のように舗装されていない土の道を通っていたらどうなるだろうか。バスやトラックなど大型車両が頻繁に往来するアスファルト舗装の道路でさえ、タイヤの轍わだちができていく。当然、江戸時代の街道ならばたちまち轍ができ、雨が降ればぬかるんだ上に線路状に水たまりの轍ができる。そこに早馬として急ぐ伝馬が走ってきたら泥濘と轍に足を取られ転倒が想像され、伝馬に支障が出る。

そのため五街道など主要街道は、車通行が禁止されていた。わずかに慶長十九年（一六一四）に京・伏見の車夫が荷物を積んで通行することを認めている（『大日本史料』十二ノ十六―七六九、『京都御役所向大概覚書』）。これは大坂の陣に関連し、軍需物資輸送のための荷車使用が認められた例である。

ただし経済振興策として、江戸では大八車、大坂・京ではベカ車の使用が認められたが大都市としての特例である。人口が集中する江戸では、現代社会にみられるような車による交通事故や駐車違反などの往来妨害が頻発したようで、享保十三年（一七二八）には車での轢き殺しは死罪。寛保二年（一七四二）江戸市内において車を引き続くことを禁止した法令が出されている。

### （前略）

一、牛車・大八車・地車等多く引続、往来之障に成候間、数多引続申間敷旨前々相触候処、頃日猥に成（以下略）

〔御触書寛保集〕第二六五号



しかし、商業都市でもある江戸や大坂でも大量輸送の場合には、水運による輸送に頼らなければならなかった。

江戸や京・大坂以外では、年貢米や農産物、商業物資などを大量輸送するには、馬の背に付けて河岸場まで運んで舟運で目的地まで運んだのである。栗橋は利根川を控え、江戸の初めから関東十六定船場として栗橋と房川渡しが指定されているように、舟運とは密接な関係にあった。栗橋宿河岸（栗橋河岸）があり、明和八年（一七七二）には船問屋と船持の河岸問屋株が幕府によって公認されており、渡船場と共に河岸場としても大いに栄えたのである。

伝馬制度の崩壊 それが大きく変化したのが、幕末である。文久二年（一八六二）閏八月、幕府は参覲交代制度を緩和し、大名妻子の帰国を自由とし、三年に一回、しかも百日江戸在府という文久改革を断行した。この後には関所改めの緩和など、交通史的側面からも幕府権力の弱体化が認められるのだが、まさにこの時期に街道における車使用が認められることになる。

文久二年（一八六二）十一月二十二日に諸道に車の使用を許可するといふもので、これまでの交通政策を根底から変えるものである。

一、大目付

江

御目付

諸道中筋御用荷物其外共、車相用られ候場所ハ車二而運送不苦候、尤小形ニ補理、往來之妨ニ不相成、道橋破損不致様、心を用引通し可申候、

右之趣、御料ハ御代官、私領ハ領主・地頭ハ可被相触候、

〔統徳川実紀〕四一四四二

この法令によって、五街道ほか脇往還においても車の利用、荷物の積載をしての輸送が認められたのである。当然ながら往来妨害や、道や橋の破損などに注意して通行することが求められている程度である。この諸道車使用の解禁は、伝馬制度、すなわち幕府の交通制度の崩壊を示すものとして特筆される。

以上が、江戸幕府による交通制度のあらましである。次項では、日光道中と栗橋宿についてみていくことにしたい。

#### 四 日光道中の成立

(一) 日光街道と日光道中

日光道中の整備 日光道中は、江戸日本橋を起点に下野国日光坊中（栃木県日光市）までの、二〇宿、三六里一町余（約一三一・八km）の街道である。

日光道中に伝馬制度が敷かれたのは、慶長七年（一六〇二）のこととみられている。この年、岩付城主高力清長が粕壁宿に対して新宿取立を行っている。新たに宿場を整備し、地子免許を行ったことを窺わせる内容である。

粕壁新宿任先判故ハ、早々自前々居住之者共、相集定成候之儀嚴密ニ可致沙汰者也

寅九月十二日

高力印

函書

弾正

〔粕壁宿関根家文書〕



■ 日光道中と宿場  
 (『幸手市史』通史編 I 所収の図を改変して転載)

さらにこの年宇都宮町には、大久保長安・長谷川正綱・伊奈忠次の幕府重臣三名によって伝馬の代償である地子免許が行われている(植木文書)。このことから、慶長七年に伝馬制度が敷かれたとみられ、この時に奥州街道、後の日光道中の整備が始まったとみることができる。

**日光街道の概念** それでは、いつごろから日光街道としての概念ができたのであろうか。「日光道中」という名称が確定するのは、正徳六年(一七二六)のことであるが、日光への街道、すなわち日光街道という概念は比較的早かった。

すなわち元和二年(一六一六)四月、駿府城で徳川家康が没すると、遺言に従って直ちに久能山に埋葬された。その翌年、今度は家康の遺柩は、日光山に改葬されて、東照社が建立された。これにより日光は、江戸幕府の開祖・徳川家康を祀る聖地として重視され、日光に対する認識が変化し

たといえる。したがって、本来奥州への幹線であった奥州街道のうち宇都宮から分岐して聖地日光までの街道は、日光街道として成立したとみることができるのである。

それが、寛永十三年(一六三六)に三代将軍・徳川家光により東照社大造替が行われ、さらに正保二年(一六四五)に東照宮宣下を受けたことにより、江戸から宇都宮、そして日光までの街道が、日光街道と認識されるようになったと考えられる。そのため宇都宮以北のみが、奥州街道となつたのだといえるだろう。

**五街道の概念** ところで五街道の概念は、いつごろできたのであろうか。実は幕府内においても役人たちは五街道といわれているが、具体的にどの街道を指すのか不明であった。一例として宝暦八年(一七五八)の史料を紹介しよう(『御伝馬方旧記』『近世交通史料集』三所収)。

江戸伝馬役の馬込勘解由は、大目付依田和泉守番所の尋問の中で、「道中奉行所では五ヶ宿という事を聞いているが、どの海道を五ヶ宿というのか不明である」という。この五ヶ宿は五街道の間違いだと思われるが、さらに続けて「東海道・中山道・日光海道・北陸道ということは覚えていたが、これも五海道に入るのか、もう一ヶ所はどこなのか知らない」と答えている。その後、道中方御勘定谷金十郎に尋ねたうえで、東海道・中山道・日光道中・奥州道中・甲州道中を「右五口五海道と申、道中奉行御支配二御座候」と答えている。このように五街道は道中奉行支配の街道であることがわかるが、幕府の交通政策の一端を担う役人が五街道についての認識が薄いという点は、注意しておきたい。

さて、このように五街道の概念と共に、名称についても甚だ曖昧であったようである。次に、五街道の名称についてみていこう。

正徳六年（一七一六）四月十五日、街道の名称について次のような法令が出されている。

五畿七道之中に 東山道 山陰道 山陽道 どれも山の字をセンとよ  
み申候、東山道の内の中筋の道に候故に、古来より中山道と申事に候、  
海道と申事ハ、  
東海道 南海道 西海道  
いづれも海国の道筋を申候、  
海なき国と申伝へ候ハ、  
下野の国 甲斐の国  
此道に海道と申事のあるへき事にもなく候へは、  
**日光道中**  
甲州道中  
右之通にて可然候、

〔御触書寛保集成〕一二八一号



■五街道図

これは前出の馬込勘解由のような認識をもつ役人が多かったことを窺わせる。この法令が出された際の將軍七代家継は、幼少で病弱であったため、前代の家宣以来の政策に関与していた儒官新井白石の建築であったといわれている。これをみると、「街道」は「海道」と記されていたことがわかるが、古代以来の七道「東海道」などが「海道」と記されていたことが大いに影響していることが考えられる。日光への街道も「日光海道」とされることが一般化していたのであろう。

このため海なし国である下野国（栃木県）や甲斐国（山梨県）を通る道に「海道」というのは間違いであるという事で、この法令で「日光道中」、「甲州道中」とすると決められたのである。記載にはないが、当然「奥州道中」も同様であったとみることができよう。

また、同時に「中山道」も確定している。今日でも「中」が「仲」や、「山」が「仙」の文字が充てられる名称を見ることがあるが、江戸時代から混用されていたことが想起される。古代東山道の中筋の道であるので「中山道」とすることである。

すなわち江戸時代の五街道は、「東海道」「中山道」「日光道中」「奥州道中」「甲州道中」とすることが決められたのである。

## （二）今栗橋と元栗橋

栗橋宿の移転 奥州街道としての時期に、栗橋宿の成り立ちに重要な事象として栗橋宿移転がある。奥大道は下総国、現在の茨城県五霞町を通っていたことは触れたが、この地域はやがて利根川東遷が行われるとおり水害に悩まされ、通行に支障を来すことも度々であった。そのため奥大道の付替えと栗橋宿移転が行われた。

奥大道上の栗橋には、戦国時代に栗橋城が築かれていた。栗橋城は、古河公方足利成氏に仕えた野田氏の城で、当時の利根川（権現堂川）左岸にあって古河と関宿などと結ぶ交通の要衝でもあった。小田原北条氏が進出

すると、北条氏照が野田氏に代わって栗橋城に入り、関宿城にいる古河公方方の築田氏攻略の足掛かりとする城となった。天正二年（一五七四）に関宿城も開城して、小田原北条氏の北関東進攻の前線基地として重要な拠点のひとつとなり、栗橋衆と栗橋領が形成されていた。天正十八年（一五九〇）には、豊臣秀吉の小田原攻めにより栗橋城も攻略されて開城した。

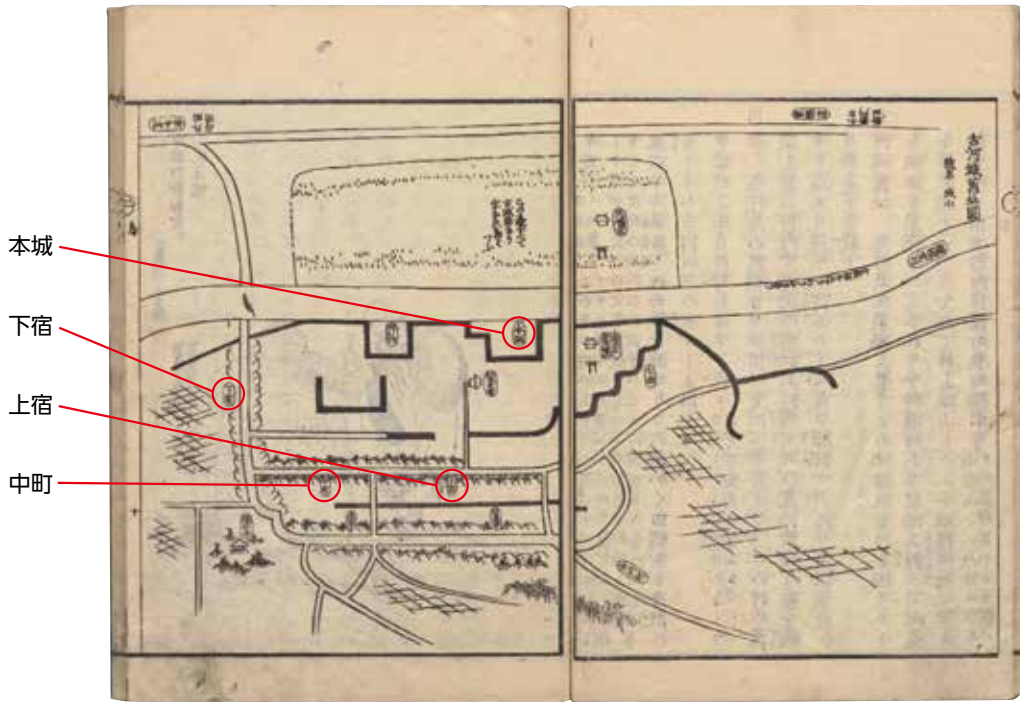
軍事拠点としての栗橋城の機能は失われたが、依然として交通の要衝としての機能は存続し、奥大道が奥州街道となっても栗橋宿は存続していたと考えられる。安政二年（一八五五）の成立ではあるが、赤松宗旦著『利根川図志』には、栗橋城跡が「古河城舊址圖」として掲載されている。この図には、権現堂川左岸の城跡の南側に下宿、東側に上宿と記され、家並が続く様子も描かれており、宿場が形成されていたことを窺わせている。

しかし、利根川改修に際して権現堂川が氾濫したため、茨城県五霞町の地から現在の地へと移転した。そのため当初の五霞町の地を「元栗橋」と名乗るようになったという。

そもそも栗橋は、慶長年間（一五九六～一六一五）に、下総の栗橋村（元栗橋）の池田鴨之介・並木五郎平（五郎兵衛）が、代官伊奈忠次の指揮によって開発されたといわれる。そうした点も、栗橋宿の移転を進める要因の一つであったといえるだろう。

移転の時期を明らかにする史料は確認できないが、河川改修が元和七年（一六二一）のことであるので、この前後のことと考えられるが、関所の設置が寛永元年（一六二四）のことであるとされる。この時期の「栗橋」の動向を窺い知ることのできる史料がある。

秋田藩佐竹義宣は、この付近を徳川秀忠から鷹場として認められており、その重臣梅津政景の『梅津政景日記』（秋田県公文書館蔵）の記述が目される。元和八年（一六二二）三月条で、次の記述がある。

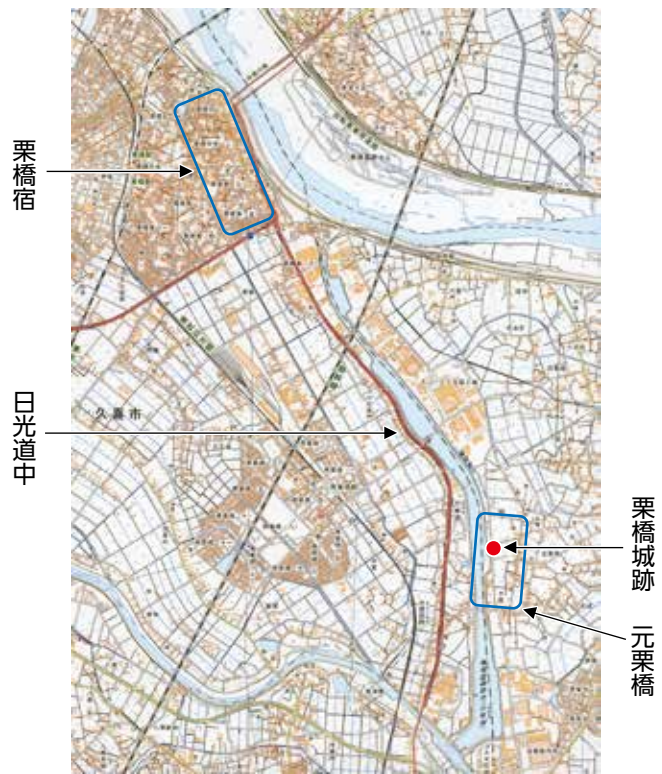


■「古河城舊址圖」(『利根川図志』・国立公文書館蔵)  
古河城となっているが、実際には栗橋城の図。

三月十五日  
 一 栗橋より江戸長左衛門書状有、様子ハ、御鷹かや橋にて取飼候事不罷成候間、仁つ共ニ栗橋にて取飼候由、(後略)  
 元和八年には「栗橋」という地名が見られる。したがって元和二年の関東十六定船場に列記された「栗橋」である。  
 ところが寛永三年(一六二六)三月の条では、次のように記述されている。

三月七日

一 石橋より今栗橋訖参着致候、



■栗橋・元栗橋位置図  
 (『国土地理院 1:25,000 栗橋』を改変して転載)

一 今栗橋よりことよりまで飛脚を以、(後略)  
三月八日

一 今栗橋より草加訖参着致候、(後略)  
さらに寛永五年(一六二八)十月の条には、

同卅日

霜月

一 屋形様ニハ本栗橋御出被成置候、(後略)

同三日

一 高柳よりもろ川迄御出被成置候、拙者式ハ本栗橋・こてさし・みつみ御用捨にて、鷹遣ニ参候、(後略)

この記述から、元和八年から寛永三年までの四年間に、栗橋が移転し、その地が「今栗橋」とよばれ、かつての地が「本栗橋」となったのである。ここに寛永元年に栗橋に番士が置かれて関所が開かれたという記録は、首肯されるのである。

このことから元和八年から寛永元年の関所開設前後の数年間に、栗橋宿は現在地に移転したと考えてよいだろう。そして栗橋宿の移転と同時に、奥州街道の付替えも行われたのである。

## 五 日光道中の特徴

### (一) 日光道中の目的

日光への道 日光道中は、日光や奥州方面の大動脈であるが、最も特徴的な歴史事象から紹介しよう。

街道の名称は、日光へ向かうことを目的とすることからきている。何故「日光」なのかという愚問の回答は、周知の事項ではあるが、あえて説明していこう。江戸幕府の開祖である徳川家康を祀る東照宮が、日光に鎮座

■ 日光道中の杉並木  
(栃木県日光市)



■ 現在の旧日光道中・奥州道中の分岐  
(栃木県宇都宮市)  
左奥に向かう道が日光道中、右に向かう道が奥州道中。

すること。この事実を端緒として、歴代将軍が参拝することを目的にした街道といつてよいだろう。

元和二年（一六一六）四月十七日に七五歳で駿府城にて没した家康の遺骸が、遺言によって久能山から日光山に改葬され、二代将軍秀忠によって正遷宮が行われた。ここに日光東照社が建立されたわけだが、歴代将軍は東照社に参拝することが、先祖の菩提を弔うとともに将軍としての務めと認識していたのだろう。歴代将軍が家康の命日の四月十七日に、日光の東照社（宮）に参拝することを「日光社参」または「将軍社参」という。日光社参については改めて詳述するが、この街道は日光社参を目的としたといつても過言ではない。事実、将軍自らが日光へ赴くことができないうきには、老中など幕閣が将軍の名代として毎年「代参」として派遣されていることから明らかといえるだろう。

このため当初は奥州街道（道中）であったものが、日光が目的地となったため日光街道となり、宇都宮から先のみが奥州道中となったのである。

## （二）参観交代と大名

**参観交代制度** 参観交代については、教科書などでも記述されるが、「参勤交代」と書かれる。あながち間違いではないのであるが、江戸に参り在府して勤め、その後交代して国元に帰り在国するという意味である。一方「参観交代」の「観」は「まみえる」という字であり、文字通り江戸の将軍にまみえるということ、すなわち将軍に挨拶という意味であり、当初はこの字が使われた。「参勤」となったのは家光時代であるが、本項では本来の意味する「参観交代」と表記する。

さて、参観交代の端緒は、慶長七年（一六〇二）加賀前田家の二代目当主利長が行った、江戸にいる徳川家康への参観といわれる。家康に謀反の疑いをかけられた利長は、母の芳春院（前田利家の妻まつ）を人質として江戸に送り、その母を訪ねるといふ名目で江戸に赴いたのである。

また、細川忠興の嫡男忠隆の妻も前田利長の女であるため疑われ、三男忠利を人質として江戸に送っている。忠興が江戸に屋敷を与えられたのも、参観を前提とするものといわれる。

元和元年（一六一五）の最初の武家諸法度に、「諸大名参勤作法之事」という参観中の従者の数を定めた記載がある。ただし、これは翌年の改定で削除されていることから一時的なもので、京における規定であったと考えられている。

制度的に確立するのは、寛永期の三代将軍家光による。寛永十一年（一六三四）八月に、諸大名の妻子を江戸で居住することとした。次いで翌年の武家諸法度の改定で、大名・小名は毎年四月中に参観することが定められた。ただしこの規定は、外様大名に対しての規定であり、譜代大名にまで参観交代が義務付けられるのは寛永十九年（一六四二）のことである。

その後、交代月などが改定されて、概ね半数の大名が在府し、半数の大名が在国することが原則となった。一般に一年交代で参観交代を行ったが、関東の大名は二月と八月の半年交代とされ、朝鮮通信使接待を務める対馬藩の宗氏は三年に一度、長崎警護を担う福岡藩黒田氏と佐賀藩鍋島氏は一〇〇日とされた。

参観交代の大名行列は、幕府に対する軍役であるとして、軍事行動に位置付けられていた。そのため供揃や人数などが大名の格式により細かく規定されていた。しかし、時代が下るにつれて行列は華美に流れたため、従者制限令（「憲教類典」、「御触書實保集成」六号など）なども出されたが、それにもかかわらず規定以上の従者を増やすなど、装備も実戦的なものから装飾的なものへと変化していった。その一方で、大名の中には藩財政が逼迫して経済的困窮をしていた。そのため規定の従者を供揃えとすることができず、江戸市中に入る直前などに足軽・中間・人足などを日雇いをして体面だけを取り繕う大名もなかにいた。

大名行列の供揃いの人数は、享保六年（一七二一）十月の「従者制限

令」によれば、二〇万石以上は四五〇人、一〇万石以上は約二四〇人、五万石以上約一七〇人、一万石程度で一〇〇人であったが、加賀前田家は百万石で、二〇〇〇人〜二五〇〇人に達したという。

宿場の出発は、早朝に発ち、概ね一日一〇里前後進んだ。先触により大名の通行を事前に知らされた各宿場の問屋場では、差配された人足や馬が集められ、前の宿場から継送られた荷物を積み替える作業があり、相当な混乱があった。一方、宿場の人足を日雇いで雇う場合には、問屋場や宿場と交渉してその都度の支払いなどが煩雑となるのを嫌い、国元から通し雇いの人足を口入屋などの専門業者から雇い入れる場合もあったという。

参観交代制度は、以後、幕末まで続いた。

日光道中を通行する大名 参観交代制度によつて諸大名は、江戸と国元を隔年で往復した。関八州は、譜代大名であったが、奥州方面は外様大名が多かった。日光道中を通行する大名は、正徳六年（一七一六）では二六家であったが、文政四年（一八二二）には三七家にのぼった（「五街道取締書物類寄」、「道中方秘書」）。

譜代大名は転封があるため時期により変遷はあるものの、古河藩土井氏をはじめ、宇都宮藩奥平氏、白河藩松平定信や忍から移った阿部氏、福島藩板倉氏、会津藩保科氏や松平氏。外様大名では仙台藩伊達氏、盛岡藩南部氏、米沢藩上杉氏、山形藩最上氏、秋田藩佐竹氏、弘前藩津軽氏など、名だたる諸大名が参観交代で通行している。

### （三）日光道中の障害

関所 江戸時代の街道には、関所が置かれて旅人の検断を行った。東海道では箱根と新居、中山道では碓氷と福島、甲州道中では小仏、そして日光道中と奥州道中では栗橋に関所が置かれた。

関所では、「入り鉄炮に出女」といわれるように江戸に向かう鉄炮と、江戸から出ていく妻女の検断が厳しく行われた。万一鉄炮が江戸市中に入

り、幕府転覆などのクーデターが勃発することを未然に防ぐためのリスク・マネジメントによるチェックであり、関所の通過には証文が必要であった。また、幕府は諸大名の妻女を江戸の屋敷に住まわせて、万一大名が將軍や幕府に叛旗を掲げることがないように、体よく人質とした。その妻女が国元へ江戸屋敷から密かに抜け出して帰国し、大名が挙兵することがないように関所では、女性の通行を厳しく監視したのである。

河川 河川は、軍事的に重要な障壁であり、江戸幕府は橋梁を架橋させなかつたとされる。具体的な法令は管見の限り見られないが、伝馬制度整備の状況からすると果たしてその通りであろうか。急用を早馬で伝達するためならば、大河を渡河するには橋が架けられていた方が迅速に渡河でき、その後に橋を落とせばいい。また、泰平の世になつても架橋はされていない。

五街道をはじめ主要街道において、軍事的な目的から大軍の進攻を防ぐ意味から大河には架橋しなかつたという説が実しやかに流布している。ところが、日光道中成立の端緒は、文祿三年（一五九四）に伊奈忠次が、千住大橋を架橋したことに始まる。江戸に入るための北方の防御拠点である隅田川に千住大橋が実際に架橋されたのである。このほか、江戸市中では両国橋や永代橋、江戸南方の六郷川（多摩川）にも当初は架橋されており、東海道では矢作橋など、各地に同様な例が見られる。大河に架橋するほどの土木技術が無かつたということも言われるが、洪水で流出することはあつたが現実的に各地に架橋されている事実がある。

栗橋宿と中田宿間を流れる利根川には架橋されることはなかつたが、関東十六定船場の指定箇所からみて軍事的面から架橋されなかつたという説は首肯できるが、泰平の世といつていい江戸中期に至つても架橋されなかつたのは何故だろうか。千住大橋は江戸の台所を支える、やっちゃ場を控え、まさに生活を支えるために必要不可欠であつたため架橋されたことが考えられる。江戸市中に架けられた多くの橋も説明がつく。



それでは街道に横たわる河川では、どうなのであろうか。流失後に架橋されなかった六郷川や、

越すに越されぬ大井川は、何故架橋されなかったのか。東海道に関して見れば、箱根関所や新居関所、浜名湖の今切渡しなど、軍事的な障壁は多い。それにも関わらず架橋されなかったのは何故だろうか。当初は軍事的、あるいは技術的な面から架橋されなかったことは想像できるが、幕藩体制が確立して以降では軍事目的や土木技術の発展からは疑問が残る。おそらく架橋されなかったことで、渡船や人足渡しなどにより渡河することになり、これに従事する人々は生活の糧となった。穿った見方をすれば架橋することは渡河の仕事に携わる人々の雇用を奪うことにもなり、生活困窮者を生むことにもなる。そのため幕府は、当初の目的を標榜して架橋しなかったとは考えすぎだろうか。

日光道中では関所と共に利根川の房川渡しは、通行の障害であり、栗橋は二重の防衛拠点であったが、この関所と渡しについては、後に詳述したい。

#### (四) 日光道中の宿場

『分間延絵図』と『宿村大概帳』 江戸時代の交通史を調べるうえで第一級史料である二つの史料について触れておきたい。本書を記す上での基本本文献史料である。



■ 新居関所 (静岡県湖西市新居町)

『五海道其外分間見取延絵図稿本総目』(以下、『総目』と略す/東京国立博物館蔵)内の「絵図并大概書」によれば、『五海道其外分間見取延絵図』(以下『分間延絵図』)と『宿村大概帳』は、寛政年中に五街道とその付属街道の延絵図を作成し、大概帳は先行する諸書で不確定であった道筋を再調査して『総目』として掲載して、文化三年(一八〇六)に將軍に献上されたという。この完成報告から再度命を受けて、大概帳は改めて校本を作成して事実を詳しく記すこととした、という大意が記されている。

この二つの史料は、同時に作成することが目論まれ、実際に道中の見分とともに往還や宿村の書上げが提出されていることが、自治体史などの収載史料から確認できる。つまり両史料は不可分の関係にある。

だが、『分間延絵図』に関しては、將軍献上本として一組、道中奉行所の実務本として二組が作成されたとある。献上本一組が重要文化財(歴史資料)として東京国立博物館蔵となっており、実務本一組が郵政博物館蔵として伝わっているものの、残る一組の実務本は確認できない。

また、『宿村大概帳』も校本作成を命じられており、文化三年から四〇年後の天保十四年(一八四三)の人口が記されており、さらに中田宿の項目は、嘉永二年(一八四九)の駄賃改訂が別筆で加筆されている。伝わる『宿村大概帳』は、明治十五年(一八八二)に刊行された『駅通志稿』の編纂資料として写されたものであり、校本に記載されているとすれば、少なくとも校本が作成された下限がこの年以降となり、時間的な開きがみられるのである。

この二つの史料に共通するのは、五街道が江戸日本橋を起点とするものの、いずれの史料とも日本橋については記されていないことである。すなわち道中奉行の管轄外は取り上げられていないのである。江戸市中は、江戸町奉行の管轄下にあるため、これの利用に際しては道中奉行の権限が及ぶ範囲に限定されていることに注意しなければならない。

『分間延絵図』は、分間、すなわち測量して縮尺して延びる絵図で、記

載によれば一八〇〇分の一という。各宿場の家並みは、板ないし萱か藁葺きと土蔵等の瓦葺が描き分けられている。問屋場と高札場、本陣・脇本陣、寺社、用水と橋、道標、傍示杭などを着色して描いている。一方『宿村大概帳』では、宿間と宿並の距離、駄賃、男女別人口、家数、本陣・脇本陣、旅籠屋数、寺社、掃除場、一里塚の位置や宿場での特記事項と、次宿間の特記事項などが記されている。この二つの史料を総合してみることで、『宿村大概帳』では文言記載にすぎない位置関係が、俯瞰的に把握できるのである。

**武蔵七宿** 日光道中の宿場の諸相について、『日光道中間延絵図』（以下『分間延絵図』）と『日光道中宿村大概帳』（以下『宿村大概帳』）を中心に、江戸時代の宿場の様子を概観しよう。まず、武蔵国に置かれた千住宿・草加宿・越ヶ谷宿・粕壁宿・杉戸宿・幸手宿・栗橋宿の七宿と栗橋宿と合宿の中田宿からみてみたい。

**千住宿** 江戸市中を出て最初の宿場は、千住宿である。日本橋から二里八町（八・一キロメートル）の距離にある。宿高は、一五九〇石余で、宿往還の長さは、浅草・蔵前から中村町への山谷通りが三五町四七間余（三・九キロメートル）、下谷から小塚原町で合流する箕輪通りが三二町七間（三・五キロメートル）、宿町並みの長さが二二町一九間余（二・四キロメートル）である。天保十四年（一八四三）の調べでは、宿内の人口は九五六人で、うち男五〇〇五人、女四五五一人と記されているが、合計人数は四〇〇人合わない。家数は、二三七〇軒、本陣と脇本陣は各一軒、旅籠屋五五軒、問屋場一か所である。人馬継立ての伝馬は、日光道中では二五人・二五疋が中心であったが、千住宿は草加宿・越ヶ谷宿とともに五人・五〇疋であった。

宿の起立は、慶長二年（一五九七）に一町目から五町目までが宿駅として指定されたといわれ、万治元年（一六五八）に掃部宿・河原宿・橋戸町が、同三年には小塚原町・中村町を加えて一〇町で構成された千住宿がで

きあがった。このため千住大橋を挟んで、千住宿が形成されていた。なお、『分間延絵図』によれば、日光道中上に小塚原町の飛地があり、箕輪町が間に入る個所がある。

この千住宿では、前述のとおり文禄三年（一五九四）に伊奈忠次によって千住大橋が架橋されたのだが、当初は上流に架けられており、天明四年（一七八四）に移設されたという。文政年中には、長さ六六間（二二〇メートル）、幅四間（七・三メートル）であったという。

この宿場で特筆されるのは、貫目改所が設置されていることである。『分間延絵図』では、貨客の継送業務を差配する問屋場左脇に置かれたこの施設は、継立て荷物の重量超過に困窮した宿場が願い出、寛保三年（一七四三）に関東郡代伊奈忠尊が設置を認めたものである。本来継立て荷物の重量は、荷物だけを馬に乗せる「本馬」は四〇貫（一五〇キログラム）まで。馬の背に両懸した荷物

に荷主が乗る「乗掛（懸）」が二〇貫（七五キログラム）。

人と軽量荷物だけの「軽尻」が五貫

（一八・七五キログラム）。「人足」

は五貫目（一八・七五キログラム）

までという重量規定があったが、武士などからは、それを無視した重量

での継送を要求さ



### 千住

（歌川広重「日光道中」・埼玉県立歴史と民俗の博物館蔵・以下「栗橋」まで同じ）

れるため宿側は仕方なく対応することが多く、過重な労役で人馬は疲弊し、継送にも支障を来すこともあるため宿場にとっては大きな負担となっていた。予め重量検査を行うことで、負担行為を軽減させるため、日光道中筋では千住宿のほかに宇都宮宿に置かれた。貫目改所には、三〇貫目秤が一挺置かれて計量にあたっていたが、文政五年（一八二二）には二挺とされた。

**草加宿** 千住宿から二里八町（八・七キロメートル）で、草加宿にいたる。宿高は、一六七九石余。宿の往還の長さは、三三町二五間余（三・七キロメートル）、宿の町並みの長さが二二町（二・三メートル）である。天保十四年（一八四三）の調べでは、宿内の人口は三六一九人で、うち男一六九三人、女一九二六人である。家数は、七三三軒、本陣と脇本陣は各一軒、旅籠屋六七軒、問屋場一か所である。人馬継立ての伝馬は、五〇人・五〇疋であった。

高札場の位置については、通常駄賃などが記された高札が掲げられるため問屋場付近（草加宿は宿中央付近の四町目）に設置されるが、草加宿にあつては六町目という宿の北端にある。五・十の日に市が立った。

宿の起立は、第二章で述べたとおりである。草加宿は、南草加村・吉笹原村・原嶋



■ 草加

村・立野村・谷古宇村・宿篠葉村・与左衛門新田・弥惣右衛門新田・北草加村の九か村からなるが、弥惣右衛門新田の七五石余は、宿高から除くという。この吉笹原村地内に榎を立木とする一里塚があった。

草加宿高札場を過ぎると、草加松原と呼ばれる松並木があるが、宿内であり、長さ八〇四間（一・五キロメートル）である。『分間延絵図』にも描かれている名所で、千本松原とも呼ばれた。現在では、国指定の名勝となり、埼玉県内では数少ない日光道中の面影を残している場所である。

さらに北へ進むと蒲生村にいたるが、二・三六間（四・二九メートル）の並木があり、『分間延絵図』には街道左右に一里塚が描かれている。『宿村大概帳』には、左（西塚）には立木が無いことが記され、右（東塚）には松の立木があり、現在も右側の東塚が残されており埼玉県指定文化財の史跡となっている。

道幅に関しては、草加宿南側の瀬崎村から北側の九左衛門村までの宿場前後は四間（七・三メートル）から六間（一〇・九メートル）と比較的広く、それ以外は概ね四間前後である。

草加宿から越ヶ谷宿間では、五穀の他にくわいと蓮根を作っている。

**越ヶ谷宿** 草加宿から一里二八町（七キロメートル）で越ヶ谷宿である。宿高は、一六〇三石余、宿内の大沢町が一〇七五石余。宿の往還の長さは、一八町四八間余（三・七キロメートル）、宿の町並みの長さが一七町三四間（一・九キロメートル）である。天保十四年（一八四三）の調べでは、宿内の人口は四六〇三人で、うち男二二七二人、女二三三二人である。家数は、一〇〇五軒、本陣一軒、脇本陣は四軒、旅籠屋五二軒、問屋場二か所である。問屋場は、越ヶ谷宿が町の中ほどの中丁、大沢町が中ほどにあつた。この二か所の問屋場は毎月十日交代で勤めた。このためか高札場は、越ヶ谷宿と大沢町の間を流れる元荒川に架かる大沢橋の越ヶ谷側のたもとに置かれた。人馬継立ての伝馬は、越ヶ谷宿までが、五〇人・五〇疋である。

越ヶ谷宿は、越ヶ谷町と大沢町で一体となって構成されている点に特徴

がある。宿の規模からもわかるように、江戸四宿の千住宿と城下町である宇都宮宿に次ぐ人口、家数を備えた宿場である。越ヶ谷町は、主に商家を中心として市も開かれる商業都市の機能を有していた。一方、大沢町は、本陣や脇本陣、旅籠屋などが集中する宿泊機能を有した町であり、それぞれが機能を補完し合う宿場町であった。市日は、二・七の市である。また『宿村大概帳』によると、この宿と付近で作られる餅米は、越ヶ谷米という名産であるという。

宿の起立は、詳らかではないが、中世以来の町であることから早期に整備されたと考えられる。越ヶ谷は、慶長九年（一六〇四）に徳川家康が増林城ノ上（越谷市増林）にあった離館を当地に移したとい（『安国院殿御実紀』）、これがいわゆる越ヶ谷御殿である。『分間延絵図』では、大沢橋から元荒川を下流にやや下った場所に「御殿場跡」がある。現在も元荒川沿いに御殿町の地名

が残っている。この御殿は、鷹狩などの休泊所として利用され、県内には蕨・浦和・鴻巣にもあった。なお、越ヶ谷御殿は、慶安二年（一六四九）の大納言徳川家綱（のちに第四代将軍）の日光社参に際して休泊所となった。その後、明暦三年（一六五七）の明暦大火で焼失した江戸城の仮御殿として移築さ



越ヶ谷

れ、越ヶ谷御殿は廃止された。

越ヶ谷宿から粕壁宿の間の一里塚は二か所で、下間久里村と備後村で共に立木は榎であった。

道幅に関しては、宿の前後は四間から六間であるが、宿から遠くなると三間から四間程度となる。

越ヶ谷宿の北方、元荒川沿いの上間久里村の立場にある茶屋は、「鰻茶屋」といい鰻が名物で、旅人の鋭気を養ったというが、現在ではその面影はない。また、備後村にも立場があった。

粕壁宿 越ヶ谷宿から二里三〇町（一一・一キロメートル）で粕壁宿である。宿高は、一六九六石余。宿の往還の長さは、二四町三五間（二・七キロメートル）、宿の町並みの長さが二〇町二五間（一・一キロメートル）である。天保十四年（二八四三）の調べでは、宿内の人口は三七〇一人で、うち男一七九一人、女一九一〇人である。家数は、七七三軒、本陣・脇本陣は各一軒、旅籠屋四五軒、問屋場一か所であり、高札場は、上町と横町、そして寺町通への辻に置かれている。人馬継立ての伝馬は、粕壁宿では三五人・三五疋である。市日は、四・九の日である。

宿の起立は、前述のように慶長二年に新宿取立が行われており、これが日光道中成立の端緒であった。

ところで粕壁は、現在は春日部と表す。現行地名の由来は、平安時代末から鎌倉時代に活躍した武蔵武士春日部氏に因む地名である。戦国時代から江戸初期までは糟壁などと記されたが、江戸時代前期には粕壁となった。粕壁は、昭和十九年（一九四四）まで使用され、その後春日部となったが、粕壁は町名として残った。

また、宿内は『奥の細道』の旅の途次、俳人の松尾芭蕉と門人の曾良が江戸を発って第一宿目の宿をとったところとされる。『奥の細道』には、「其日漸草加と云宿にたどり着にけり」と記されているところから、かつては草加宿が宿泊地であったとされていた。ところが、曾良の『奥の細道

曾良随行日記』(天理大学図書館蔵)が発見されたことから、その説が書き換えられた。曾良の日記には「廿七日夜、カスカベニ泊ル」とあることから粕壁宿まで進んだとされた。宿泊場所は確定できないが、東陽寺には奥の細道の碑が建立されている。また、宿泊した寺は小淵村の観音院という説もある。

粕壁宿から杉戸宿までの間には一里塚が二か所

で、小淵村と堤根村(左塚)・清地村(右塚)にあり、共に立木は榎である。宿場前後の道幅は、三間(五・四メートル)から七間(一二・七メートル)で、それ以外は四間(七・三メートル)から六間(一〇・九メートル)である。

杉戸宿 粕壁宿から一里二町(六・二キロメートル)で杉戸宿である。宿高は、一一六六石余。宿の往還の長さは、一六町五五間(一・九キロメートル)、宿の町並みの長さが八町二〇間余である(九〇九メートル)。天保十四年(一八四三)の調べでは、宿内の人口は一六六三人で、うち男七八九人、女八七四人である。家数は、三六五軒、本陣一軒と脇本陣が二軒とともに中町にあり、旅籠屋四六軒、問屋場一か所で下町にある。高札場は、上町にある。埼玉県域にある日光道中の宿場としては、最も小規模である。人馬の継立ては、杉戸宿から以北は二五人・二五人疋となる。粕



粕壁

壁宿を含めて、減数されるのは交通量などが勘案されたと考えられる。なお、市日は、五・十日である。

宿の起立は、元和二年(一六一六)に人馬継立てを命じられて宿となったと伝えられる(『新編武蔵風土記稿』)。

杉戸宿から幸手宿間には、一里塚が茨嶋村にあり立木は榎。立場も同村内である。並木は、杉戸宿内に五〇五間(九一八メートル)あると『宿村大概帳』には記されているが、『分間延絵図』からは確認できない。このほか並木は、下高野村四九九間(九〇七メートル)、茨嶋村に左側一五四間(二八〇メートル)、右側一七二間(三二二メートル)、上高野村九七二間(二七六七メートル)とこれまでになく長い並木の存在が記される。道幅は、四間(七・三メートル)から六間(一〇・九メートル)である。

幸手宿 杉戸宿から一里三五町(七・八キロメートル)で幸手宿である。宿高は、二〇九五石余、枝郷として牛村があり高三七一石余。宿の往還の長さは、九町四五間(一・一キロメートル)、宿の町並みの長さは四五間(八一メートル)と記されており、あまりに短すぎるためこれは「町」の単位の脱字であろう。天保十四年(一八四三)の調べでは、宿内の人口は三三三七人、うち男一九四六人、女一九四一人と合計は五〇人合わない。



杉戸

家数は、九六二軒、久喜町に本陣一軒のみで脇本陣はなく、旅籠屋二七軒、問屋場一か所が久喜町にある。市日は、二・七日である。

宿の起立は、杉戸宿同様に元和二年（二六一六）に人馬継立てを命じられて宿となったという（『新編武蔵風土記稿』）。ただし、これ以前に既に町場が形成されていたとみられる。

幸手は、宿場の手前上高野村で、岩槻方面からの日光御成道と合流する。日光御成道は鎌倉街道中道を原型としており、後から整備された日光道中が日光御成道に直角に突きあたるように合流しており、街道の新旧が確認できる。

また、幸手は、戦国時代に古河公方足利氏家臣である一色氏が居を構えた場所である。『宿村大概帳』にも「一色宮内少輔居城跡之由申伝候場所有之」と記され、『分間延絵図』にも宿場西側に丘陵上のマウンドが描かれ、「一色宮内少輔城跡」として記されている。

このほか後に詳述する將軍の日光社参では、宿内の聖福寺は昼休所に充てられた。さらに栗橋までの間では、外国府間村付近は権現堂川からの出水により通行に支障が出ることも多く、將軍の日光社参時における万一の迂回路として、妙観横町から栗橋宿まで日光御廻道が設定されていた。

幸手宿から栗橋宿間の



■ 幸手

宿名	宿高(石)	家数(軒)	人口(人)	旅籠屋(軒)	本陣(軒)
千住	1,590	2,370	9,956 男5,005 女4,551	55	本陣1 脇本陣1
草加	1,679	723	3,619 男1,693 女1,926	67	本陣1 脇本陣1
越ヶ谷	1,603	1,005	4,603 男2,272 女2,331	52	本陣1 脇本陣4
粕壁	1,696	773	3,701 男1,791 女1,910	45	本陣1 脇本陣1
杉戸	1,166	365	1,663 男789 女874	46	本陣1 脇本陣2
幸手	2,095	962	3,937 男1,946 女1,941	27	本陣1
栗橋	689	404	1,741 男869 女872	25	本陣1 脇本陣1

■ 表1 『日光道中宿村大概帳』にみる武蔵国内の宿場

並木は三か所で、内国府間村二二四間（四〇七メートル）。高須賀村左側二七八間（五〇六メートル）、右側二八二間（五二二メートル）。外国府間村三三五間（四二七メートル）。小右衛門村二一〇間（二〇〇メートル）。一里塚は、幸手宿内の聖福寺先と小右衛門村にあり、立木は榎である。また、外国府間村に立場があり、はせを（ばしょう）茶屋と呼ばれている。道幅は、幸手宿で六間（二〇・九メートル）、それ以外は三間（五・五メートル）から六間である。

なお、栗橋宿に関しては、次項で詳述するので、ここでは省略する。

#### 下総二宿

**中田宿** 栗橋宿から利根川を挟んで、対岸が中田宿である。栗橋宿と中田宿の両宿は、合宿で一つの宿場の機能を果たしていた。宿高は、四五六石余。宿の往還の長さは、一二町一八間余（一・三キロメートル）、宿の町並みの長さは四町五〇間（五二七メートル）。天保十四年（一八四三）の調べでは、宿内の人口は四〇三人、うち男一六九人、女二三人である。家数は、六九軒、本陣・脇本陣は中町に各一軒、旅籠屋六軒、問屋場は船戸町に一か所である。市立は無い。

宿内には、立木を杉とする一里塚と並木がある。並木は、東側七三八間、西側七四四間であり、『分間延絵図』では並木は顕著ではないが、中田宿は渡河後、鉤の手状に屈曲している町並みを形成しているという特徴がある。これは栗橋宿との合宿機能を考える上で、非常に重要な点であるといえる。宿場の移転と考え合わせると、元栗橋時代にあつては江戸初期の世情が安定していない時期であり、何ら防衛施設もなく、地理的にも平野部でもあり北方からの進攻を押さえることは不十分であつた。そのため河川の流路問題が大きいのはあるが、これだけではなく、軍事機能面から宿場移転が必要となった。そこで、利根川（房川）を天然の障壁として、前後の中田宿と栗橋宿に枡形という施設を置いたのではないだろうか。

**古河宿** 宿高は、二一〇三七石余。宿の往還の長さは、三七町四一間余

（四・一キロメートル）、宿の町並みの長さは一九町四一間（二二四六メートル）。天保十四年（一八四三）の調べでは、宿内の人口は三八五人、うち男一九九二人、女一八七三人である。家数は、一一〇五軒、本陣・脇本陣は式丁目町に各一軒、旅籠屋三二軒、問屋場は台町・壺丁目・式丁目・横町に各一か所の四か所あつた。この四か所の問屋場は、一か月交代で勤め、重い通行の際には一同で勤めた。市立は二・七の市である。

古河宿の特徴は、何といつても土井大炊頭の城下でもあること。渡良瀬川が流れ、河岸場を持ち舟



■ 古河



■ 中田

運があつたことなどである。ただ、日光道中に目を向けると、古河の城下町内を通るが、古河城は渡良瀬川沿いの低地に築城され、常に洪水等の危険に晒されているものの、日光道中は城より標高の高い部分にあり、安定した通行が確保されていた。

下野十二宿 このあと下野国に入った日光道中は、野木宿・間々田宿・小山宿・新田宿・小金井宿・石橋宿・雀宮宿、宇都宮藩の城下町である宇都宮宿に至る。ここで北へ向かう奥州道中と分岐して道を西方にとり、徳次郎宿に入る。徳次郎宿は、『宿村大概帳』では、上・中・下の三宿が一宿と列記されているが、この三宿と門前村・田中村・西根村が一体となつて徳次郎六郷として徳次郎宿が構成されていた。徳次郎を過ぎると大沢宿・今市宿・鉢石宿となり日光道中の終点であり、大谷川を渡ると日光山内となる。江戸から三六里一一町（二三・八キロメートル）の道程であつた。

## 六 栗橋宿

### (一) 『宿村大概帳』にみる栗橋宿

栗橋宿のすがた 栗橋宿は、幸手宿から二里二町（八・二キロメートル）、江戸から二四里二五町（五六・六キロメートル）の距離である。幕府領のため代官支配で、天保期は齋藤嘉兵衛が代官を務めていた。

宿高は、六八九石余。宿の往還の長さは、小右衛門村境から房川渡渡船場まで一五町二三間余（一・七キロメートル）。栗橋宿の町並みの長さは、一〇町三〇間（一・五キロメートル）である。伝馬負担の項で触れたが、栗橋宿も街道に面して狭い間口で、三間半（約六・三七メートル）奥行き三〇間（約五四・六メートル）と細長い地割が連続している。

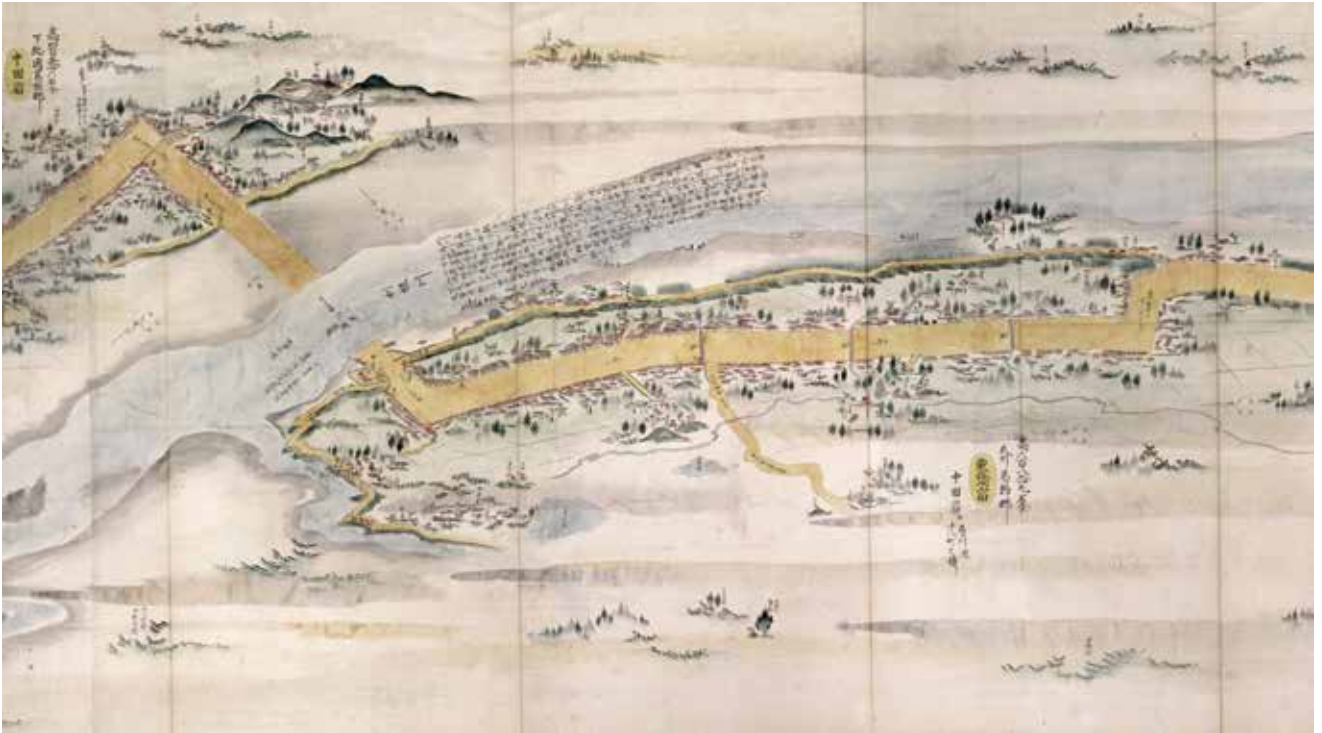
宿内の人口は、天保十四年（一八四三）の調べでは、総数一七四一人、うち男八六九人、女八七二人である。家数は、四〇四軒、本陣・脇本陣は



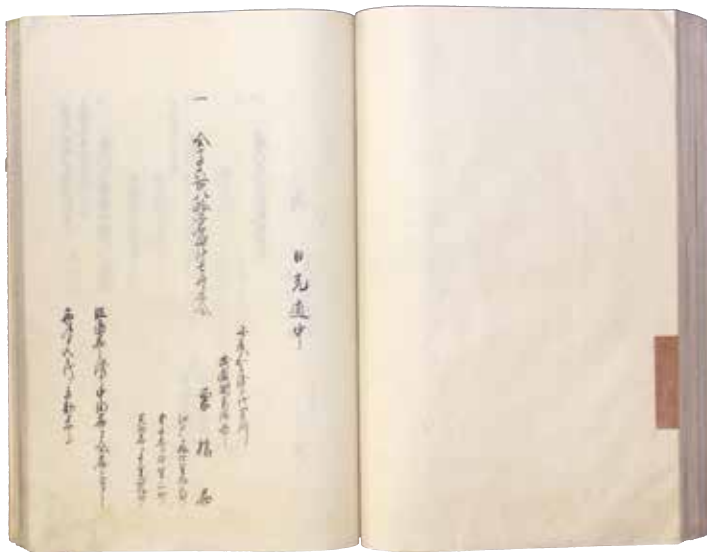
上町に各一軒、旅籠屋二五軒、問屋場は上町に一か所である。本陣は、栗橋を最初に開発した池田鴨之介を祖に持つ池田家が勤めた。栗橋宿は、利根川対岸の中田宿と合宿で、毎月一五日ずつ人馬継立て業務を勤め、月の前半が賃人馬継立て、後半が公用無賃人馬継立てを行つて

栗橋





『日光道中分間延絵図控』のうち栗橋宿部分（郵政博物館蔵）



『日光道中宿村大概帳』（郵政博物館蔵）



いるという。江戸方面からの継立ては、幸手宿から栗橋宿で受けて、中田宿を追通して古河宿まで継送り、反対に古河宿から中田宿への継送は、栗橋宿を追通して幸手宿まで送られることになっていた。

駄賃は、正徳元年（一七一）では、幸手までの荷駄、及び乗掛荷人は八〇文、軽尻馬五三文、人足四一文。古河までの荷駄、及び乗掛荷人は八九文、軽尻馬五九文、人足四三文。天保九年（一八三八）の改定で翌年から十か年間一割五分増しとして幸手までの荷駄、及び乗掛荷人は九二文、軽尻馬六一文、人足四七文。古河までの荷駄、及び乗掛荷人は百六文、軽尻馬六八文、人足五一文となった。これらは先に紹介したように、御定賃銭であり、相対賃銭の場合には、これより二〜三倍高額であったといわれる。

市日は、一・六日のつく日に六斎市が開かれた。この宿では、男はわら細工、女は機織りをし、五穀のほか野菜と藍を作っていたことから、これら栗橋周辺の産物が市で商われたのだろう。

宿の起立は、前述したとおり宿の機能は早い時期に確立していたとみることができ、正式には日光道中の整備が始まった慶長七年（一六〇二）以降の近い時期といえよう。また、当宿は元栗橋から現在地へ移転しているが、これは河川の氾濫による流路の付替えが主因であり、宿場としても初期のため、機能的に未発達であったこともあり、移転可能であったことも想像され、現在地の栗橋宿は寛永元年頃とみられる。

『分間延絵図』では、宿人口の新町では、鉤の手状の枡形が見られ、宿前後が枡形と河川という共に防御的機能を有するという特徴的な構造となっている。対岸の中田宿も同様であるが、栗橋宿の移転した時期は近世初期の幕藩体制確立途上であり、江戸後背地の防御機能の側面を示す構造である。ちなみに移転前の元栗橋も、前出の『利根川図志』掲載の図にも、下宿と中町・上宿の間は鉤の手として描かれていることも同様である。

なお、埼玉県内でも中山道最北の本庄宿は、神流川を控えるとともに北

側（上野国側）は、鉤の手状の枡形が置かれており、同様の理由が考えられる。

栗橋宿は、『宿村大概帳』にも、農業の間に旅籠屋を営んで旅人の休泊を受け、食物を商う茶店があり、その他に諸商人が多いとある。川からは、鯉・鯰・鰻等が獲れるが、近隣の村ではいるものの栗橋宿で魚漁を生業とする者はいない。さらに栗橋宿で栗餅を商う店が二軒あり、当地の名物としている。これらのことから、栗橋宿は通行者を対象とした宿場としての機能が、杉戸宿以南よりも大きかったことを示している。

また栗橋宿内には、並木が一九四間（三五二メートル）あると『宿村大概帳』に記されているが、『分間延絵図』からは並木らしい描写は見えず、わずかに小右衛門村方面に並木というより不連続な樹木の描写が散見される。

なお、道幅は、幸手宿・栗橋宿間は三〜六間（五・四〜一〇・八メートル）であった。栗橋宿付近で六間半（一一・八メートル）であり、宿場ということで人々が集住する生活居住空間であり、街道上で市立てなど商業・経済活動に広さが必要であった。

栗橋宿の特徴 栗橋宿の特徴は、関所と渡船であるが、第四・五節で詳述するので『宿村大概帳』から概観することに留める。関所については、寛永元年に開設されており、宿場移転に伴って開設された。入れ替わりはあったものの四家が関所番士を勤めており、『分間延絵図』でも古利根川を少し遡った土手沿いに関所番士の屋敷が描かれ、堤防改築工事が行われた近年までその構えは残されていた。その堤防上には「鎖小屋」が描かれているが、これは『宿村大概帳』によれば、日光社参に際して房川渡しに架けられた船橋の鎖蔵とある。この通行では一七筋の鎖が使用され、鎖蔵には番人が置かれて栗橋・中田両宿から給米があったという。

栗橋宿から利根川を挟んで対岸の中田宿までは渡船が往来し、これを房川渡しと呼んだ。『宿村大概帳』では、この一帯の利根川は房川と呼ばれ、川

原幅およそ二四間(三八メートル)で、普段の川幅は四〇間(七三メートル)という。通常の水深は、九尺(二・七メートル)だが、出水や増水時には、一丈二〜三尺(三・六〜三・九メートル)になり川留となって渡船の運行は停止され、一丈(三メートル)余で川明となる。尤も川留や川明は、宿継で道中奉行に知らせることになっていた。そのため出水により渡船が運行できない場合に、御用物や御状箱は栗橋宿に留め置かれ、川明次第早々に継送られた。渡船は二艘あり、水主一二人と船頭二人の持株であった。平日は、水主六人、船頭一人ずつの交代で勤め、御用船の要がある時は二人が泊番をして御状箱を継送するという。渡船場脇には、馬船水主用の小屋と、茶船水主用の小屋がそれぞれあった。

正月一日から四日は、両宿とも茶船という比較的大きな船は出さず、二艘の通常の船で渡船を行い、五日から茶船など残らず出している。栗橋宿には、茶船は五艘あり、水主二七人の持株で、平日は三組に分けて九人ずつ



■ 鎖小屋と関所番士屋敷 (『日光道中分間延絵図控』・郵政博物館蔵)

つで勤め、重要な通行の際には全員で渡船業務にあたることになっていった。この馬船二艘は宿入用をあて、茶船五艘は中里村・八甫村からの田地作徳金から建造したが、両所とも当該地を失ってしまったため、八甫村名主七左衛門が文政三年(一八二〇)に六〇両を、同十二年に四〇両を代官所に差出し、そこからの貸付け利息による造替を計画した。ところが天保十四年(一八四三)に元年金賦を下げる法が出され、それでは造替に支障が出るので、年賦を下げ渡してもらい弘化四年(一八四七)から元金を貸し付けて利息で造替を行う予定であるという。

## (二) 掘り出された栗橋宿

栗橋宿発掘調査 前項までは、文献史料を中心に日光道中と栗橋宿をみてきた。本項では、現在の私たちが暮らす地面の下に眠る江戸時代の栗橋宿について、タイムカプセルを開けることにしよう。

平成二十四年(二〇一二)から栗橋宿の発掘調査が行われている。近年の地球温暖化は、地球規模で想定外の台風など風水害をもたらし、各地に大きな爪痕を残している。そのため災害を未然に防ぐため、国土交通省は防災対策を各地で講じている。利根川もその対象となり、国土交通省は地方整備局利根川上流河川事務所では、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に基づき、首都圏氾濫区域堤防強化対策事業として、利根川右岸の強化堤防を拡幅することになった。栗橋宿東側及び北側の住宅が移転対象となり、(公財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団によって発掘調査が行われている。現時点では発掘調査は継続しており、整理の終わった成果のみを紹介しておきたい。

関所番士屋敷跡 栗橋関所の番士は、四家が勤めており、宿場北側に所在する。四家のうち足立家と加藤家と島田家の跡地の発掘調査が行われた。建物は盛り土がされた上に建てられ、柱の下に礎石を置き、その下に瓦と土を交互につき固めたり、丸い石を達磨のように積み重ねて沈下を防ぐ工

夫が施されていた。この工法は、川越城本丸御殿にもみられる。また、武家でもあることから瓦葺きの屋根であったことも確認された。

遺物では、生活に関わる陶磁器や木製品が出土している。それらからは、比較的質素な生活ぶりが想像されている。島田家跡からは、眼鏡の蔓とレンズが出土していることが注目される。眼鏡、特にレンズは高価な水晶で作られているので、代々受け継がれたと考えられている。宿場内からは、目薬の容器も出土しているので、当時の人も眼病に悩まされていたことも想像できる。このほか硯や石板、石筆なども出土し、武士としての手習いに励んでいたことがわかる。

珍しいものとしては、足立家からは朝鮮の梵鐘を模した風鈴や、加藤家からは明治時代初期の一八九〇年代のアメリカ製のトイガン（遊戯銃）が出土している。

栗橋宿本陣跡 本陣の主体部は堤防の下にあたり、発掘されたのは西南隅の部分と本陣の付属施設と隣接した町屋である。本陣は江戸後期の二回にわたる栗橋宿の大火にあった痕跡が顕著で、焼けた土壁や建築廃材、ただれた陶磁器、変色した瓦が検出された。

池田家の家紋である揚羽蝶の鬼瓦、陶磁器の大皿や長方形の皿の十枚組は本陣ならではのものである。

栗橋宿町屋跡 江戸時代の絵図から、旅籠屋や料理屋と推定される場所から中皿や碗の取り合わせが出土している。豆や米などを炒ったり蒸したりする焙烙が大量に出土している。焙烙は、北関東の農村の平底と、江戸で使われた丸底の焙烙双方が出土しており、文化の十字路であったことが推測される。

旅籠屋跡からは、幕末頃の宿泊客用とみられる土瓶や急須が多く、土瓶には絵付けが施され、陶磁器の皿には富士山などが描かれたものもある。また燈明皿や火鉢、下駄なども出土している。

珍しいものとしては、イギリスまたはオランダの大皿が出土している。



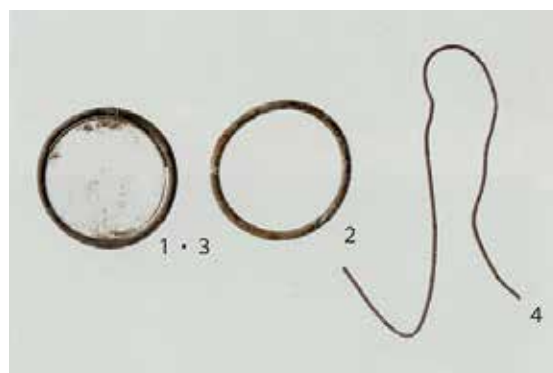
池田家家紋（揚羽蝶）の鬼瓦



足立家屋敷跡の基礎



急須



島田家屋敷跡出土の眼鏡

栗橋宿遺跡群の遺構・遺物 (埼玉県教育委員会提供)



土蔵と思われる建物の基礎



土壌から出土した磁器類

■ 栗橋宿遺跡群の遺構・遺物  
(埼玉県教育委員会提供)

また興味深いものとして鮪の骨がある。栗橋は内陸部であり、当時の日本橋の袂にあった河岸からおそらく早馬などで運ばれ、宿場で食されたと考えられる。冷蔵技術の無かった時代の輸送、そして栗橋宿の食生活を知ることのできる貴重な資料である。

栗橋宿西本陣跡 西本陣としているが、本陣の西側に位置する脇本陣である。脇本陣は、通常は旅籠屋を営んでいるが、本陣が塞がっている時など、本陣の格式を以て本陣の用を勤める。調査地は、脇本陣の一部と町屋部分である。幕末から明治にかけての地層から現代の地表面までの間からは、少なくとも四回の火災層と四回の洪水層が確認された。火災層では、焼けた土壁や炭化した建築材で構成されている。洪水層は、利根川が運んできた砂が層になり、カスリーン台風の構造層も見つかっている。

生活用品では、お六櫛、文字の書かれた木筒、桶、陶磁器、漆塗りの椀などが出土している。このほか、「栗橋宿笹屋」の文字が墨書された相模国大山参りの木太刀も見つかっている。

## 七 栗橋関所―房川渡中田関所―

### (一) 関所設置

幕府の意図 江戸時代の交通政策では、本来の目的である伝馬制度とともに、あるいはそれより一般的に知られているのが関所設置である。諸大名への参観交代を義務付け、制度化をすると共に、江戸屋敷に妻女を置くことを課した。それは人質同然で、万一大名が幕府に叛意を抱いて挙兵することへの重石としたのである。それは「入り鉄炮に出女」という言葉が示すように、関所の設置は江戸防衛上のため鉄炮の流人と、江戸の妻女が国元へ逃げ帰り、大名が幕府に叛旗を翻して軍事行動を起こすことを懸念した危機管理といえる。そのため関所は、幕府直轄で三二か所設置され、先に述べたように江戸周囲の五街道に置かれた関所は、特に厳重に取り締まられた。そのなかでも房川渡中田関所、いわゆる栗橋関所は渡船場と関所の二重の関門であった点に特徴がある。

栗橋関所と房川渡しの歴史地理的環境 「栗橋関所」は通称であるが、今日では一般名称として使用されている。歴史的に関所史料などでは、「房川渡中田関所」と記載されている。栗橋にあるにもかかわらず、何故対岸の中田の地名を冠するのかという疑問があるが、羽生市新郷にある「川俣関所」も利根川対岸の川俣の名を冠している。このほか葛飾区金町にある「松戸関所」も同様で、これらは対岸を監視する意味があるためにつけられた名称だという。小稿では、煩雑さを避けるため史料中の記載以外は、原則として一般的に通称されている「栗橋関所」と記載する。

栗橋関所の成立は、寛永元年（一六二四）、伊奈忠治により四人の関所番士が命じられたとし、また同年に関所の建物が新築されたという記録によっている（足立家文書No.一九「御関所御用諸記十三」）。しかし、前出のこの年より遡る元和二年（一六一六）八月、関東における定船場として十六か所をあげた史料には河俣（川俣）のほか房川渡しと栗橋が含まれている。

コラム 足立家文書No.163 「房川渡中田御関所改方書上写」(埼玉県史料叢書13上)『栗橋関所史料』「御関所御用諸記I」所収 三四五頁)に文化十一年五月に御尋があり、「当御関所之儀栗橋宿ニ有之候間、栗橋御関所と唱候而可然筋之所、房川渡中田と唱候者何故ニ候哉、地名を不唱房川渡と唱候訳旧記取調候処、元禄三年より寛保二年迄追々之洪水ニ而、御関所并旧記等流失仕、右房川渡と唱来候訳相知れ不申候」とあり、支配する代官所においても不審があつたことがわかる。

列記された定船場以外での往来者の通行の禁止、女人・手負者・不審者の監視や渡船の措置を記している。この史料は、後に関所などが置かれた場所が含まれていることから、関所に関する初期法令であり、渡船場などを用いて関所機能としたのである。すなわちこの時点で栗橋には、既に関所機能があつたことを推測させる。

定船場之事

白井渡  
厩橋  
五科<sup>科</sup>  
一本木  
葛和田  
河俣<sup>川</sup>  
房川渡  
栗橋  
七里渡

関宿之内<sup>大舟渡</sup>  
境

府川

神崎

小見川

松戸

市川

一定舟場之外わきくにて、みだりに往還之者渡べからざる事

一 女人・手負其外不審成もの、何れの舟場にてもとめ置、早々至り江戸可申上、但シ酒井備後守手形於有之ハ無異議可通事

一 隣郷里通ひのものハ、所々舟渡をも可渡、其外女人・手負之ものハ其取之給人又ハ代官之手判ヲ以可相渡事

一 酒井備後守手形難有之本舟渡之外、女人・手負又ハ不審成ものハ一切不可通事

一 惣別江戸え越候者、改へからざる事

右之條々、於相背族ハ、可被処嚴科者也

元和二年八月日

对馬守 居印

大炊助 同

備後守 同

上野助 同

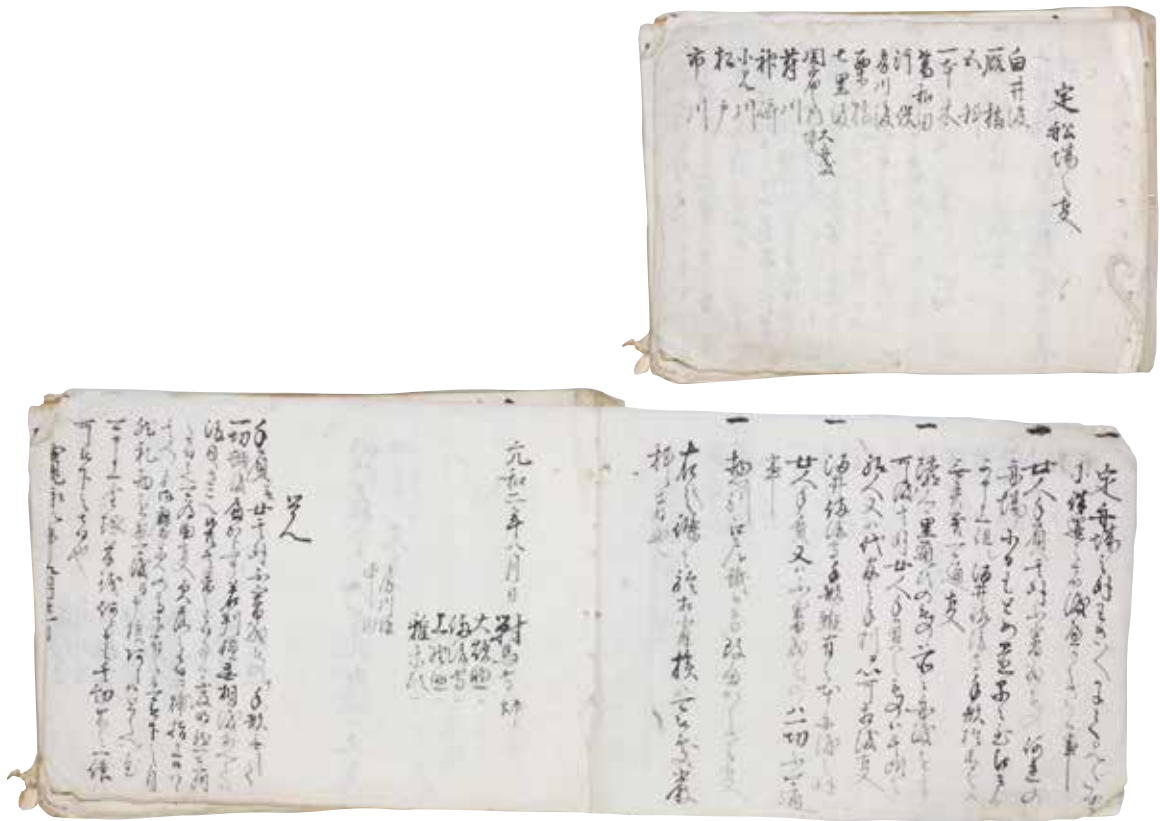
雅楽頭 同

房川渡

中 田

(島田家文書No.一二「御関所御定書」

／「御触書寛保集成」第五八号にも同文有)



■「定船場之事」(島田家文書No. 12「御関所御定書」・久喜市立郷土資料館蔵)

渡船自体が関所機能を有するわけだが、「房川渡」と「栗橋」が並列に記されていることは何を意味するのであろうか。この十六定船場を列記したなかで、何故同一箇所の「房川渡」と「栗橋」が併記されているかという疑問については、この後触れたい。

さて、この当時は、栗橋自体が当地には無かったことに注意しておく必要がある。すなわち地名からも明らかなのであるが、もともと「栗橋」は、現在の茨城県五霞町元栗橋にあったことはすでに触れた。中世には奥大道が通り、栗橋城も築かれるなど、古河公方の本拠を背後に控える交通の要衝であった。ところがこの地域は、河川の氾濫が起きやすく、伊奈忠治によつて利根川東遷という河川改修が企てられた。

ここで、さきほどの疑問である。関東十六定船場を記した元和二年八月付けの房川渡中田宛の史料の記載の問題である。これまでの研究では見過ごされてきたのであるが、定船場は「栗橋」と「房川渡」、宛所は「房川渡中田」という記述をどのように考えるべきであろうか。

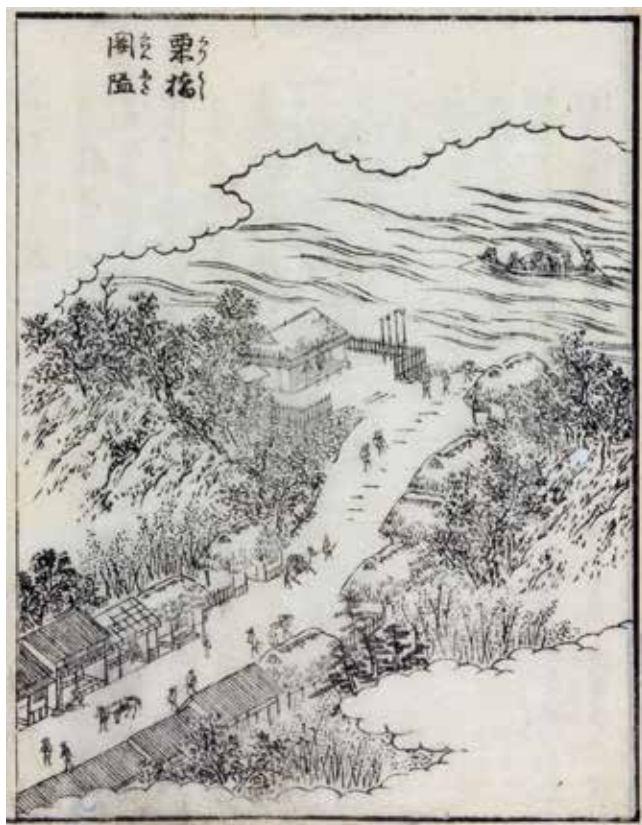
元和二年時点であるので、「栗橋」は「元栗橋」に比定できる。一方「房川渡」は、これ以降の史料では「房川渡中田」と記載されるので、前者の「房川渡」は「中田」を含む「房川渡中田」ということと考えてよいであろう。栗橋に関しては地名や史料から移転は明らかであるが、中田について移転などは管見の限り確認されていない。このように考えると関東十六定船場の「栗橋」と「房川渡」は、今日では一体化したものとして考えられてきたが、元和二年当時は地理的にも、それぞれ別の地点を指すものと考えるべきである。文化十一年(一八一四)の史料でも、同様に番士も断定は避けているものの推測している。

したがって「栗橋」(元栗橋)の渡船場は、権現堂川にかかるものとして存在し、「房川渡中田」の渡船場は、権現堂川上流部の渡良瀬川を渡河する地点にあったといえるだろう。今後の課題となる奥州道中の地理的位置も慎重に検討しなければならないが、房川渡中田の位置は動かさず、栗橋だけ

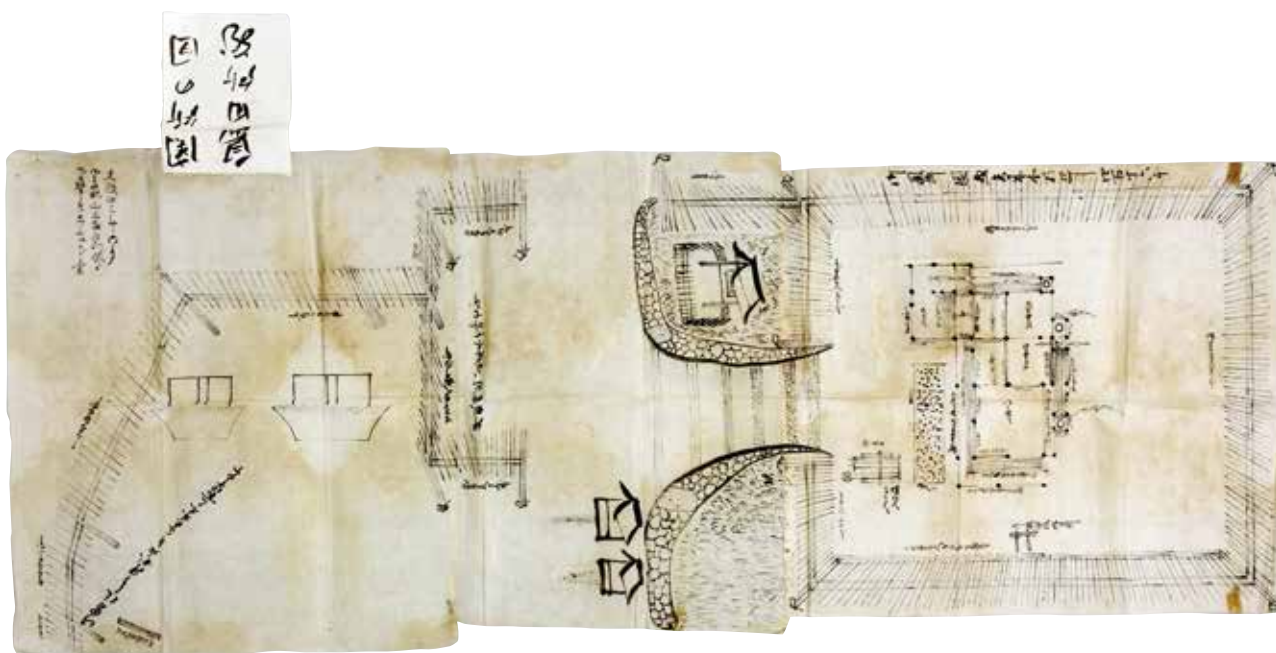
が移転をしたとみるべきであろう。そのように考えれば、関東十六定船場  
で記された栗橋が、寛永期以降は新栗橋に移転することで房川渡しに集約  
されたとみるのが、説明がつきやすいといえるだろう。

関所の構造 栗橋関所は、現在は利根川河川敷となっており、その痕跡を  
見ることはできないが、橋のやや上流部付近と考えられている。

絵図では、利根川の土手上に嵩上げされて設置されている。関所を通る  
と土手からの斜面を下り利根川の房川渡しにいたる。敷地全体は柵で囲わ  
れ、建物は日光道中に面して建てられており、番士は街道に向かって監視  
をしていた。一方、旅人は、手形改めのために街道から階段を上って関所  
に向かった。関所前には通関に關する高札が掲げられ、関所敷地内には三  
つ道具と呼ばれる突棒・刺股・袖搦と鐘が立てられ、通行人に威圧感を与  
えていた。このほか関所には、長熊手や捕縄、番手桶、提灯、行灯、梯子



■「栗橋関隘」(『木曾路名所図会』・久喜市立郷土資料館蔵)



■「栗橋関所絵図」(文政4年(1821)・島田家文書No.1・久喜市立郷土資料館蔵)



など捕縛用具が揃えられていたようであるが、軍事的な武器の常備はほとんどなく、あくまで通行人の監視のために関所が置かれたという設置の目的が見てとれる。

関所の建物自体は、地理的環境から利根川の洪水を受けて流出し、度々修築が行われ、記録から確認できるだけでも七回修築されている。また文政五年（一八二二）正月には、前年に修復した番所が栗橋宿上町の火災により全焼し、天王祭の仮殿を関所敷地に移して番所として代用したという。

敷地の面積

は、元禄十六年

（一七〇三）三

月の「御関所敷

地并同役拝領屋

敷坪数御尋二付

書上」（『栗橋関

所史料』一）に

よれば、四反六

畝三分、建物は

表九間・裏三

間・竪一〇間で

あった。幕末に

は、敷地が表一

四間・奥行一五

間、番所の建物

は二間半・五間

の一六坪ほどと

こじんまりした

建物となった。



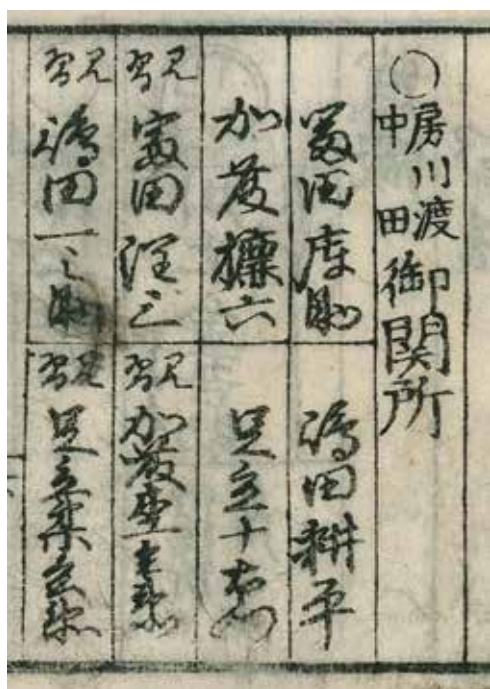
栗橋関所復元模型（久喜市立郷土資料館蔵）

番所前には三間・九尺の砂利の間があり、その奥に三間・三尺の下座の間があった。さらにその奥に番士が詰める役所部分が八畳、他に四畳半の宿直室、三畳の控の間、物置や湯呑所があった。

関所番士 栗橋関所は、代官の伊奈忠治により関所番士が取り立てられたことに始まることは前項に触れた。以後、関東郡代伊奈氏、伊奈氏が改易されて後は、勘定奉行が関東郡代を兼ね、関東郡代が廃止されると再び代官支配となった。

関所の管理は四家の関所番士が任じられたが、寛永元年（一六二四）に伊奈忠治の家臣である富田茂左衛門・新井喜平次（のち落合と改姓・佐々木長左衛門・森又左衛門（のち加藤と改姓）が務めることとなった。その後落合・佐々木家は交代して、江戸後期には富田・足立・島田・加藤家が番士を務めており、明治二年（一八六九）の関所廃止まで存続した。

関所番士の身分は、代官手代に次ぐ御家人身分の下級武士であった。禄高は、二〇俵二人扶持（足立家のみ前任地の金町松戸関所の禄を踏襲して四人扶持）で、幸手宿の名主宅で支給される慣わしであった。前にも触れ



『県令集覧』（部分）  
（島田家文書・久喜市立郷土資料館蔵）  
万延元年（1860）の郡代・代官の一覧。  
代官川上金吾助の管轄下の関所番士として  
富田・加藤・嶋田（島田）・足立家の名前が  
見える。

たように、番士四家は関所裏手に屋敷地を拝領していた。

関所番士は、二人一組の当番制で、時間は、明け六つから七つ時（午前六時から午後四時）まで通行改めを行った。夜間は、番士と下番の各一名が宿直にあたった。関所は夜間通行禁止であったが、日光御用、日光御状箱持送人足、御鷹御用、急ぎの参観、諸家手形持参の飛脚などは、例外的に通行が認められていた。また下番は、番士二家で一名を雇い、下番の妻が女性の取調べにあたることもあったという。

参観交代などで多くの人数が通行する際には、番士全員で勤めることもあった。

**通関手続** 幕府役人や日光関係者、大名など、身分のある者たちの通行は先触により事前に知らされ、鉄炮などの持参がなければ挨拶程度で通関していた。そのため事前に知らされた番士たちは、通行する人の身分により対応する作法が定められていた（『御関所日記書抜 弐』『栗橋関所史料』三／以下、『栗橋関所史料』は、埼玉県立文書館蔵「足立家文書」を翻刻した『埼玉県史料叢書』所収を指す）。

日光例幣使（勅使）

当番二名下座

将軍名代（日光参詣・大名）

番士全員下座

将軍名代（日光参詣・高家衆）

当番二名下座

日光門主

当番二名下座

御三家・御三卿

麻袴着用の上番士全員下座

両本願寺・諸大名

番士全員下座

大番頭から布衣以上の着用を許されている旗本

当番二名下座

また、老中の通行では、土下座をすることもあったと添書にある。これは、江戸時代の身分制度が垣間見える事象である。

通関で問題となるのは、武家の乗物（駕籠）についてである。寛政八年（一七九六）に日光門主・御三家・御三卿以外の大名家臣は下乗、すなわち乗物から下りることとされている。旗本に関しては、乗輿が原則である

と確認されている。大名の家来で御目見え以上の待遇があっても、乗輿・乗駕による通関は認められなかった（同前『栗橋関所史料』三）。

一方、庶民の男性の通行に関しては、不審な点がなければ、男子の通行は容易であったことが知られている。

元禄二年三月江戸を発ち、『奥の細道』を著した松尾芭蕉に同行した弟子の曾良が記した『曾良随日記』には、「（三月）廿八日（中略）此日、栗橋ノ関所通ル。手形モ断モ不入。」とある。また竹村立義が著した『日光巡拝図誌』にも「御関所有り、男は手形いらす、女切手御改」とある。また、江戸から出る坊主・出家・虚無僧・山伏・行人・惣髪・座頭らについては、本寺や主人の通行手形を持参する場合があるが、笠や頭巾などの被り物を脱がせて顔を見ることができれば手形の有無にかかわらず通しているとする。

しかし、鉄炮や女性の通行については、次項で詳述するが、鉄炮手形や女手形を調べた。幕府留守居役で発給された留守居証文は、関所で改められ、当番にあたった関所番士二名により確認され、その後手判筆筒に納められて、年二回留守居役に返納された。

**関所破り** 厳重な監視が行われていたが、関所破りがなかったわけではない。平野部の河川では各地に渡河する場所があり、その隙を狙えば容易であった。

明和六年（一七六九）五月、栗橋宿から女性を連れ出し、関所を通らずに渡し船で弥兵衛村（加須市）から麦倉村（同）へ渡った者が、関所破りとして磔になった（『御関所御用諸記』『栗橋関所史料』一）。

享和元年（一八〇一）九月には、江戸芝六軒町の庄兵衛は、奉公先から大金を盗んで女を連れて逃亡した。女は奉公先の乳母で、不義密通が主人に知られて庄兵衛は暇を出されていた。栗橋関所を避けて内国府間村（幸手市）から下総国元栗橋（茨城県五霞町）へ舟で渡り関所抜けをした。下野国今市宿（日光市）で捕まり、江戸北町奉行所で裁かれて栗橋関所に送

られて関所破りとして磔になり、この時大勢の群衆が見物に押し寄せたと  
いう（島田家文書『御用留』三）。

現在、久喜市指定文化財となっている宝永七年（一七一〇）造立の「炮  
烙地藏」（久喜市栗橋東三丁目所在）は、火焙りとなった受刑者の供養のた  
めに建立されたと伝えられている。

### （二）栗橋関所の機能的特徴

栗橋関所取締りは、政治的、軍事的や治安警察上の目的から「入り鉄炮  
に出女」といわれるように鉄炮に関しての史料は非常に多い。また武家妻  
女通行に関しても同様であり、「足立家文書」や「島田家文書」にも多く  
の記録が残されている。

関所の取締り入り鉄炮 江戸方への鉄炮流入を監視し、未然に市中の騒乱  
を防ぐために入り鉄炮の監視は、重要な役目であった。鉄炮一〇挺以上、  
大筒一挺以上を持ち込む際には老中による証文（老中裏印証文）や幕府留  
守居証文が必要で、それを関所に提出し番士の通関許可がなければ持ち込  
むことができなかった。ただし、江戸から鉄炮を持ち出す場合には、老中  
証文は不要で、関所での荷物のみ改めただけで通ることができた。

また、九挺以下の鉄炮の場合には、所有する大名または家臣の発給した  
証文で通関することができた。その他の武器についても所有する大名や家  
臣の証文が必要で、弓三〇張、鎗二五筋、具足二五領までは認められたが、  
これ以上の数の武器の通行には、老中裏証文や留守居証文が必要であった。

次に掲出した史料は、老中であつた忍藩主阿部豊後守が、自身の所領の  
忍（行田）まで鉄炮を通すための証文である。この記載に見られるように、  
弾丸の重さである玉目まで詳細に記している。

鉄炮合百四拾三挺

百四拾挺ハ 玉目四匁三分

内 式挺ハ 玉目式百目

壹挺ハ 玉目百目

右之鉄炮、忍え差越申候、御関所無相違御通可給候、以上

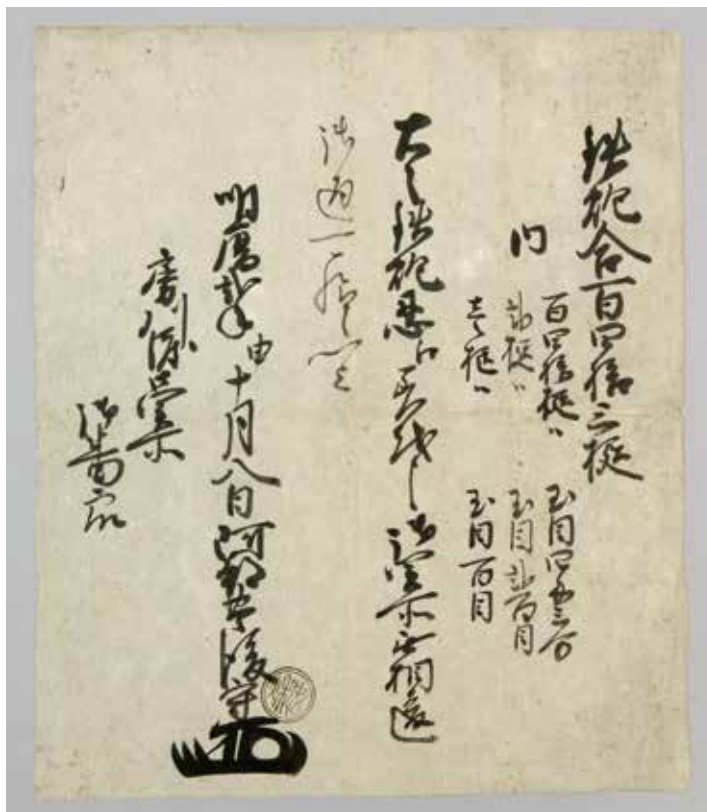
明暦三年申十月八日

阿部豊後守（花押）

房川渡御関所

御番衆

（島田家文書No.二〇二一九「鉄炮忍へ関所通行につき証文」）



「鉄炮忍へ関所通行につき証文」  
（島田家文書No. 202-9・久喜市立郷土資料館蔵）

関所の取締り出女 女性の通行のうち、出女は幕府の江戸留守居役の証文  
が必要であり、入女は関所手形が必要であるなど、手続きが面倒であつ  
た。一方、前項で触れたように男性の通行は、かなり緩やかであった。

この女性の通行で注目されるのは、女人及び里通い女など近在の村々の女性通行に関する記録である。出女の監視は、通説では大名の妻女を江戸屋敷に住まわせる。これは大名が幕府に二心無き事を示すための人質であり、万一国元へ帰ることは幕府に弓を引く疑いありということで、関所で監視したという。

古河古松軒は、『東遊雜記』のなかで栗橋関所について「女人通行改むること嚴重なり、しかれども、ひろびろとせし平地なるゆえに、二、三里ほどずつもまわり道をすれば、婦人通行のぬけ道いくらも、これありといえり」とし、女性の通行監視は嚴重であるものの、関東平野という平地の特徴から抜け道という迂回路の存在を示唆している。男性の通行に比して著しく女性の通行は厳しく、関係史料には数多く残されている。

先ず本項では、女性通行に関する主要な史料について掲出しておきたい。

- 一 一定舟場之外わき、にて、みだりに往還之者渡べからざる事
  - 一 女人・手負其外不審成もの、何れの舟場にてもとめ置、早々至江戸可申上、但シ酒井備後守手形於有之ハ無異議可通事
  - 一 隣郷里通ひのものハ、所々舟渡をも可渡、其外女人・手負之ものハ其取之給人又ハ代官之手判ヲ以可相渡事
  - 一 酒井備後守手形難有之本舟渡之外、女人・手負又ハ不審成ものハ一切不通事
  - 一 惣別江戸え越候者、改へからざる事
- 右之條々、於相背族ハ、可被処嚴科者也
- 元和二年八月日

対馬守 居印  
大炊助 同  
備後守 同  
上野助 同  
雅楽頭 同

房川渡  
中田

覚

手負并女人其外不審成ものヲ手形無之て一切越渡へからず、若判鑑無相渡出へくハ後日ニきこへ候共、其番之者事ハ不及候、然在所之者迄可為曲事・欠落之者ヲ捕指上候ハ、其人ニより御褒美の高下有之て可被下之、自然礼物を出可渡と申族あらハ、とらへ置可申上、金銀米錢何ニても、其約束之一倍可被下之もの也

寛永八年九月廿一日

(後略)

(島田家文書No.一二「御関所御定書」)

これらの史料に「女人・手負者」との記載に見られるように、女性の通行は手負の者などの不審者と共に、重点の検査対象であることがわかる。女手形 そのため通行する女性は、女手形を幕府の留守居役に発行してもらい通関の際に持参した。手続きは煩雑で、江戸町奉行支配地であれば保証人をたて、町年寄の加判をしてもらって町年寄から町奉行所へ留守居証文の申請が行われる。申請を受取った町奉行所は、幕府御留守居へ申請書類を送り、留守居証文が発行される。しかも、有効期間は二ヶ月であった。それ以外は、その土地を支配する代官や大名・旗本などのそれぞれの役所に申請して手続きが行われており、面倒な手続きを踏ませることで、女性の通行を制限する狙いがあったと見えなくもない。

一般に女手形は、身元、人数、出立地と目的地、手形発行の申請者など、また剃髪する尼や比丘尼か、髪を切っている髪切りか、振袖を着ている小

女の別。さらには懐胎している場合には妊娠何月か、結婚してお齒黒をつけている鉄漿<sup>かね</sup>付けかなど、詳細に記していなければならなかった。万一、有効期限が切れていたり、女手形の記載と相違している場合には、関所を通ることができず差し戻され、改めて江戸の留守居役の証文を取り直さなければならなかった。

宝永六年（一七〇九）四月、古河藩士とみられる多賀半左衛門妻の叔母、娘、下女の三人が留守居証文を関所に出して改めを受けた。

一、女上下三人、内小女壱人、乗物壱挺、従江戸下野古河迄房川渡中田  
関所無相違可被通候、多賀半左衛門方妻之叔母・同娘并下女之由被  
致書物、其上上田新四郎殿・仙波七郎左衛門殿断付如斯候、以上  
宝永六年丑三月廿八日 主計 淡路 因幡 撰津

房川渡  
中田 人改中

〔「御関所御用諸記」『栗橋関所史料』一〕。

ところが、この証文では、古河が「下総」であるところ「下野」と誤記されていたため、番士から役所に問い合わせたが通関は許されず、やむなく三人は一旦江戸へ戻り、一か月後の四月二十四日に改めて取得した留守居証文で通関することができたという例がある。

その後、軽微な誤記や記載漏れは、証文の再発行ではなく留守居一判の添手形で通行を許すように緩和された。

関所で改められた女手形は、関所番士が確認した後は回収されて、手判筆筒に保管されて、留守居に返納されることになっていた。関所番士であ

った足立家の

「女手形請取

状」(足立家文

書No.183)

には、留守居

役から関所を

支配する代官

伊奈忠常に宛

てて、発給し

た女手形の返

納を受けたこ

との文書が残

っている。

「一 六拾七

枚 房川渡中

田 / 一

五拾四枚 金

町松戸 /

一 五拾八枚

小岩市川

と、三関所か

ら延宝七年（一六七九）七月から十二月の半年間の女手形の返納を受けたことが記されている。このなかでは栗橋関所が最も多くの女手形を戻しており、それだけ女性の通行が多かったことがわかる。

近隣女性の通行 前掲の元和二年の関所定書の第三条に「隣郷里通ひのもの」に関する一条がある。特に栗橋関所に関しては、この条文が重要な意味を持つ。それはこの地域特有の地理的環境がある。関東平野の北部に位



「女手形請取状」(足立家文書No.183・埼玉県立文書館蔵)

置して平坦な地形である。そのため迂回する抜け道が多いことを紹介した。また、身近な地域に住む家との婚姻関係や耕作地が、利根川を挟んで対岸にあることもある。そのため次のような規定が出されている。

一 隣郷里通女之事

是は日限を定、其親并親類之証文双方名主加判并関所付村方名主加判有之相通申候、尤其時村より迄式里を限り、其余は相違不申但新規川向之者と致縁組、初て罷越候節は御留守居手判にて相通、其上里通願出候得は、本文之通取計相通申候、尤離縁之節は出候手判にて相通、此之分は書付取置申候

覚

隣郷より里通ひの女、河向に親子にて参度と申、其在所之名主慥成者請人二立、其上両方之両親しれ候は、往還之日限を定通し可申候、但名主請にたち候とても委敷不存、名主少しも有論二おゐてハ通し申間敷候、何時も新栗橋町之名主に請判之加判いたさせ通し可申候、并川向之女斯方ニ親類として参候は、其女を見覺堅請人を立、帰候時致撰議通し可申候、隣郷と申し候ても、遠き所ハ通し候事無用ニ候、以上

寛永拾酉八月十五日

伊半十印

新栗橋

番衆中

一 里通ひ女之儀御尋ニ付申上候

房川渡御関所里通ひ女之儀壹・式里ヲ限り御料・私領共親類有者ハ、其旨遂詮議双方慥成者ニ有之候得は、其所名主并栗橋丁名主加判為致証文ヲ取、急度相改来候、 扱又縁組等仕川向へ参候

女之義、御(留)守居方御証文無之候てハ一切通不申候、以上  
宝永三年戌二月十三日

一 女通行手形二ヶ月を限相通候事

一 引越之節女手形二ヶ月を限り相通候事

但二ヶ月にて不通切、三ヶ月え越候節は、掛り之御留守居一判添手形にて相通、三ヶ月二ても不通切節は是又同様之事

一 関所女通手形二ヶ月を限可相通候

但三ヶ月え越候節は右手形改認置差遣候事

一 引越之節女手形二ヶ月を限可相通候

但二ヶ月にて不通切三ヶ月え越候節は、掛り之同役一判之添手形可差遣候間可相通候、三ヶ月二ても不通切候ハ、是又添手形差出可ふつう候

右之通向後可相心得候

寛延二巳年

八月

若狭無印

(略)

房川渡

中田 関所

入改中

ここでは近隣の女性の通行を中心に、関所通行取締りの事例をみていきたい。

女手形に關しては、関所近隣に居住していた女性が、嫁ぎ先から親元や親類の家に行く場合には、当初は在地の代官や領主が手形を発行していた。寛永十年(一六三三)代官の伊奈忠治により、居住地から一〜二里の範囲の場合には、その地の名主を保証人として日数を限って通行できるようになった。婚姻に際しては留守居証文で関所を通り、その後は関所が発行す

る里通い証文で通行ができたという（石岡康子「房川渡中田関所改方制度の変遷」）。

明和五年（一七六八）の「御関所御用諸記」（『栗橋関所史料』一）には、かつては中田の修験寺院の大善院の妻女が栗橋と近在の檀家回りと神事のため日帰りで往来する際には、関所に直接断つて通行していた。この十五年來は大善院から届けていたが、以前とおりに願いたいとしている。その後寛政三年（一七九二）、ここ六、七年前から大善院が出向いて出願していたが、以前のように妻子が直接願い出ることとして欲しいと一札出して（同前）。しかし、関所方では同役相談の結果、再び大善院から願い出る事となった。本来は関所改め方などから、栗橋町名主と中田町名主兩名の加判を得た証文の提出が必要であるが、おそらく関所内の運用として、加判無しに大善院住職の妻子直接の願い出で済ませていたことがわかる。これは前年の寛政二年（一七九〇）九月に小仏・栗橋・松戸・市川の関東主要四関所は、江戸出府の命を受けて「隣郷里通之儀、古例之通急度相守可被申候」と関所改め方について仰せ渡しがあり、これが関係していると思われる。

また、寛政八年（一七九六）三月には、栗橋宿内の深廣寺廻向があるため、中田宿名主から中田及び近在の女が参詣するため、中田宿で疾くと吟味して、慥かなる者に対して人数切手を発行する旨、関所番士に宛てて書状を出している（同前）。

栗橋周辺では、様々な河川の流路変更があり、耕作地が対岸にあつたりする場合があつた。寛永八年（一六三二）には、幕府は代官頭伊奈忠治に宛て、利根内河通りの渡船場定書を発し、樵、草刈、耕作人以外の渡船を禁じている。そのため近隣農民の足として農民渡し（脇渡場）は認められたものの、関所規定が準用されて鉄炮、女性や不審などの通行は禁止されていた。栗橋周辺では、房川渡しのほか六か所の渡船場が確認されている（『久喜市栗橋町史』第一巻 通史編上 三七一頁）。この農民渡しでは、

渡船の女性通行が発覚して、渡船用の船が取り上げられている。

貞享二年（一六八五）、中渡村（加須市）と中田新田内鷺之宮（古河市）間の農民渡しで、琴寄村（加須市）の伊兵衛らが鷺之宮へ女性を渡したことが発覚し、翌年六月渡船を取り上げられている。同様な事件は、佐波村（加須市）と飯積村（加須市）でもあり、佐波村の船が取り上げられて、以後渡船はできなくなっている。

この一件により、同年十一月代官伊奈忠篤により関所以外の利根川渡船の調査が実施され、旅人や女性は渡していないという一札を提出している。しかし、旅人の中には関所を避けて、農民渡しを利用する者もあり、寛保二年（一七四二）三月に、関所前後の渡船場を利用して女性が往来しているという噂が立ち、中新井村・栗橋宿・小右衛門村・外国府間村・高須賀村・権現堂村六カ村の村役人が代官所に呼び出されて注意を受けて請書を出している（『御関所御用諸記』『栗橋関所史料』一）。つまり女性の渡船による通行は、房川渡しに限定されているといつてよく、耕作従事であっても農民渡しの利用は事実上禁止されていた。

このように栗橋関所では、近隣に居住する女子の往来が著しく制限されている。

他関所の取締 一方、小仏関所では、隣郷への縁組については、人主・世話人・名主が加判した証文で通す。里通いの場合、住居地の名主・五人組のうち一人が加判した手形で通すという。栗橋関所と比べて、軽易な通行改めとなっている。

また、碓氷関所でも、関所を挟んで所在する村々間での女性通行は、事前に「親類縁者書」を提出しておき通行当日番頭に届ける、あるいは雇女として番頭への届出のみで手形不要で通行させていたという指摘もある。さらに耕作に従事する場合には、「女作場札」や「作場女通札」などを携帯させて通関の便宜を図っていたものの、発行枚数は管理されていた。このほか碓氷関所周辺の白井関所や南牧関所も、近隣村の女性に対しても通行

は緩やかであったという。

こうした措置は、通関の煩雑さや時間的障害の緩和、関所の存在への不満を避ける意図で行った政策であるとする。

栗橋関所の特徴 小仏や碓氷の両関所に比べて、栗橋関所の近隣の女性通行に対する監視は、一段と厳しいことがわかる。関東の主要関所にあつて、この差はどのような意味を持つのだろうか。

これまで言われてきた政治的、軍事的、治安警察的な意味とともに、経済的側面からも考える必要がある。経済的といっても多分に政治経済的な側面も含むのだが、農村の女性が外へ行くことで、田畑などの耕作者減とともに、出産が期待される女性が土地を離れてしまうことで農村の人口減を危惧したためではないだろうか。特に武蔵国北東部に位置する栗橋地域は、江戸地回り経済圏の主要な地域であり、幕府直轄領でもあることから安定的な年貢が期待される。これは幕藩体制維持のための権威でもあり、労働人口とともに出産人口が減少することは、生産力低下による農村衰微にもつながりかねない。極論すれば幕藩体制維持を根底から揺るがしかねない事案として危惧されたと考えられるのである。地理的な環境が、栗橋関所の近隣農村女性に対しての監視強化につながったのではないだろうか(杉山正司「房川渡中田関所(栗橋関所)の機能的考察」)。

## 八 房川渡し

### (一) 房川渡し

名称由来 房川渡しの由来は、房川という川や地名があるわけではなく、詳らかではない。いくつか説があるので、紹介しよう。

- ① 栗橋宿の常薫寺は、もともと元栗橋村の法華宗宝泉寺持ちの庵で法華坊と呼ばれており、その法華坊の前にあつたので「坊前の渡し」と呼ばれていたのが転化して「房川渡し」となった。(『新編武

### 蔵風十記稿)

- ② 中田宿円光寺は玉泉坊といった時期があり、玉泉坊の下の川を「坊川」と呼んでいたことに由来する。(山口美男「中田宿の歴史」)

- ③ 利根川に流れが房状に膨らんでいる場所があり、渡船場に適しているため、房川渡し音が音読みされた。(山口氏同前)

前者の二説は、近世に既に流布しており、『日光道中略記』にも紹介されており、①は栗橋宿、②は中田宿の言い伝えとして、どちらが正しいか不明としている。

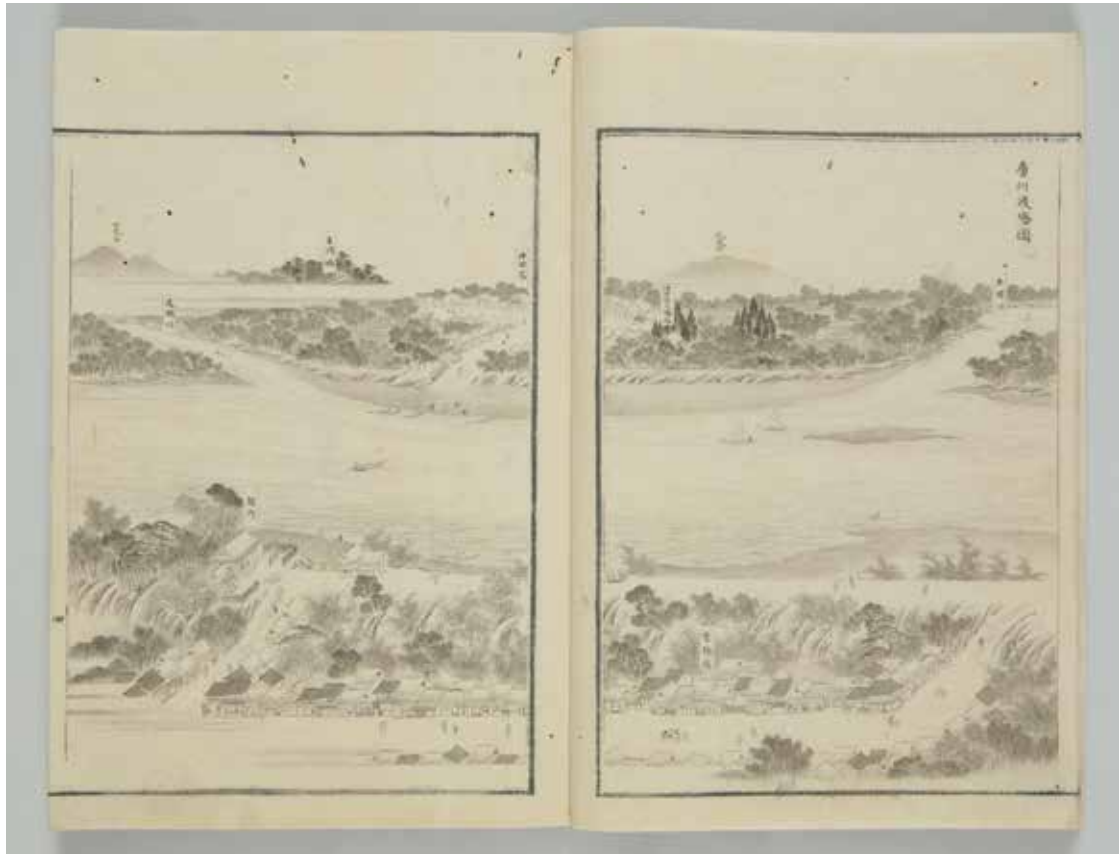
他の史料からは、幕府道中奉行作成の『日光道中宿村大概帳』や、盛岡藩士による「増補行程記」などから、この付近の利根川は、「房川(河)」と呼ばれていたことは確かかなようである。

渡船 房川渡しには、渡船(御用船)二艘、茶船五艘、馬船二艘があつた。渡船は船頭二人、水主一二人の持ち株で、通常は船頭一人と水主六人が隔日交代で従事していた。渡船は、御用船でもあるために急用の対応のため夜間も二名が宿直にあつた。茶船も水主二十七人の持ち株、茶船水主と馬船水主が詰める小屋が、渡船場脇にそれぞれ置かれていた。通常は、水主が九人づつ三組交代で運航したが、大通行の際には全員で運航した。なお、対岸の中田宿にも茶船五艘と馬船があつた。

利根川の増水による川留は、関所内定の定杭が、水丈一丈三尺(約三・九メートル)を超えると川留となり、栗橋宿役人から宿継で道中奉行所へ連絡した。川明は、水丈一丈(約三メートル)であつたが、公用継送に支障があるため柔軟に対応していたようである。

渡船は御用船であるため年中無休で、茶船は正月元旦から四日まで運休した。渡船の運賃は、武家は無賃、一般は一人五文、茶船は一人二文と割高であつた。また馬一疋と荷物一駄は、人の運賃の倍であつた。さらに常水(水丈八〇九尺/約二メートル四〇〇七〇センチ)を超えると、一尺(約三〇センチ)増すごとに五文づつ追加された。また、天保十三年(一





「房川渡場圖」(『新編武蔵風土記』・国立公文書館蔵)

八四二) 六月には、五か年限定で三割増しの値上げが認められている(『日光道中宿村大概帳』栗橋宿雜之部)。

造 船 船の建造費は、御用船と馬船は、「御入用」として幕府の負担で建造された。茶船は、中里村と八甫村の田地の小作料(作徳金)を栗橋宿の名主が受け取り賄っていたが、村が度重なる水害で「亡所」となってしまう。このため八甫村名主七左衛門が、文政三年と同十二年の二回に分けて合わせて一〇〇両を代官に差出し、それを元手に江戸の札差御改正会所の扱いで、札差から旗本・御家人に貸付を行って、運用で得た利息で充当させた。

御用船の規模は不明だが、茶船は長さ四間三尺余(約一四・四メートル余)、最大幅六尺(約一・八メートル)、馬船は長さ一〇間(約一八メートル)、最大幅九尺(約二・七メートル)で馬四疋を乗せることができた。

前述のとおり御用船の船頭は二名、水主は三九名の総勢四一名であった。水主は、水主番・茶船番などの水主役を担い、持ち株により代々家ごと継承したり、他家へ譲渡した。御用船と茶船の水主は、関所に勤め方の請書とみられる証文を提出しており、房川渡しが公用であることを窺わせる。

実際に船頭と水主に対する川高札が、渡船賃の高札と共に建てられていた。

#### 定

- 一、前々より有来渡船懈怠なく是を出し、昼夜不相滞様勤へき事、
- 一、往来之輩多き時は残らず船を出し、人馬・荷物等無滞これを渡すへし、奉公人之外船賃出す輩より猥りに定之外賃銭多く取へからさる事、

一、荷物附ながら馬を船に乗せ候儀相対次第たるへき事、  
右條々可相守之、若於相背は可被行罪科もの也、

正徳元年五月日

奉行

(『日光道中宿村大概帳』栗橋宿雑之部)

これは、御用船の勤めは昼夜に限らず行うこと。客が多い時は船をすべて出して、人馬荷物を円滑に渡すこと。そして無暗に規定以上の船賃を取ってはならないこと。最後に馬の背に荷物を付けたまま船に乗せるかは、交渉で決めることを定めている。こうした定書からも、房川渡しが公的な性格を帯びた渡船であったことがわかるであろう。

## 九 日光社参

(一) 將軍社参の始まり

徳川家康と日光山 江戸幕府の開祖である徳川家康は、元和二年(一六二六)四月十七日に七五歳で駿府城に没した。遺骸は、直ちに久能山に葬られたが、翌年日光山に改葬されることとなった。

遺命では、久能山に西に向けて埋葬すること。葬儀は、江戸の増上寺で執り行うこと。位牌は、徳川家の菩提寺である三河の大樹寺に立てること。そして一周忌を過ぎて以後に、日光山に小堂を建てて勧請すること。さすれば関八州の守りとなろう、というものであった(『本光国師日記』第三)。

遺柩は、三月十五日久能山を発し、仙波(川越)、忍などを経て、四月四日に日光に到着。十五日に埋葬され、十七日に二代將軍秀忠により正遷宮が行われた。

將軍社参 この將軍が家康を祀る日光東照社(正保二年(一六四五)に「東照宮」宣下されるので、それ以前は「東照社」とする)に参拝することを、「將軍社参」、または「日光社参」という。江戸時代を通じて、大御所と

將軍嗣子を含めて一九回(表2)参

照。ただし、第四回の大納言家光の社参実施は史料的に未確認のため一八回ともされる)実施された。そのうち一〇回は、三代將軍家光であり、祖父家康により將軍襲職が決定されたことにより、ひとときわ敬慕尊崇の念が強かったためといわれる。それは、寛永の社殿造替や東照宮宣下などに表れている。

歴代の將軍社参は、大きく三期に分けられるが、それは時代的諸相でもある。また、江戸中期までの社参の様相を伝える史料は乏しく、『徳川実紀』が中心史料である。

第一期は、江戸時代初期であり、秀忠から家光への將軍職委譲の過渡期である。幕藩体制構築途上であり、しかも東照社も後の東照宮と比べて簡素であった。ちなみに当初の東照社社殿は、寛永造替により移築された現在の世良田東照宮社殿という。第二期は、寛永十三年(一六三六)に完成した社殿造替以降の、幕藩体制確立期である。家光中心の社参であり、將軍の權威を最も誇示した社参であったといえるだろう。



■ 日光東照宮 陽明門 (栃木県日光市)



■ 世良田東照宮 (群馬県太田市)

第三期は、家光没後、四代將軍家綱以降は、安定から將軍權威が弱体化の兆しが見え、八代將軍吉宗の登場により中興となるものの、その後は衰微していく。

將軍社參の様子を記した史料や絵画資料では、この第三期がほとんどで、なかでも最後の社參となる天保十四年（一八四三）の家慶の日光社參が最も多く詳細である。この天保度の史料を中心に、將軍社參の概要を見ていこう。

### (二) 將軍社參の諸相

享保社參 享保度の將軍社參は、享保十三年（一七二八）に実に六五年ぶりに実現した。八代將軍徳川吉宗は幕府中興者であり、幕府開祖である家康を尊敬し、日光東照宮參拜は念願であった。準備は前年七月に翌年四月の社參実施を表明し、老中松平乗邑に準備を命じている。行列は、十日に水戸徳川家、十一日に紀伊・尾張の両徳川家、本隊は十三日の午前零時に川越藩主秋元喬元が出発し、同六時に吉宗、最後尾が午前十時に江戸城を出た。使役された人足二万八三〇六人、馬三万五九〇〇疋という。吉宗は、初日には午後五時に岩槻城到着。翌十四日には、午前六時岩槻城を発し、幸手聖福寺で昼食を摂り、栗橋宿から房川渡しを越えて中田宿に至り古河城に入っている。

なお、この房川渡しの渡河については、その後の社參に際しても船橋が架橋されており、特筆される事項であるので後項で取り上げる。

安永社參 安永五年（一七七六）に、四八年ぶりに十代將軍家治による社參が行われた。前年四月から老中や大目付なども加わった検分が行われた。この時の使役の人馬は、人足二万三〇八三〇人、馬三〇万五〇〇疋と、前回同様に大規模な社參となった。

天保社參 最後の將軍社參が、六七年ぶりの天保十四年（一八四三）に実施された。この社參は、幕府の失墜しつつある威信を回復するために老中

回	年号	西 曆	社 参 者
1	元和三	一六一七	二代將軍 秀忠
2	元和五	一六一九	同右
3	元和八	一六二二	同右
4	元和九	一六二三	※大納言家光
5	寛永二	一六二五	三代將軍家光
6	寛永五	一六二八	大御所秀忠
7	同右	同右	三代將軍家光
8	寛永六	一六二九	同右
9	寛永九	一六三二	同右
10	寛永十一	一六三四	同右
11	寛永十三	一六三六	同右
12	寛永十七	一六四〇	同右
13	寛永十九	一六四二	同右
14	慶安元	一六四八	同右
15	慶安二	一六四九	大納言家綱
16	寛文三	一六六三	四代將軍家綱
17	享保十三	一七八	八代將軍吉宗
18	安永五	一七七六	十代將軍家治
19	天保十四	一八四三	十二代將軍家慶

表 2 將軍の日光社參一覧

水野忠邦が強行したともいわれる。この時供奉した者は、一四、五万人に及んだという。天保社参については、沿道の村方や宿場に史料が比較的よく残されているものの、栗橋町域には様相を示す史料が残っていないので、近隣の史料から見ていきたい。

社参路の沿道には、前年に準備のため、次のような内容の触れが出されている（『幸手市史』近世資料編Ⅱ）。

- ① 街道の橋などは、破損にかかわらず報告すること
  - ② 村高、領主、寺社など洩らさず報告すること
  - ③ 往来から見える寺などがあれば、洩らさず報告すること
  - ④ 街道に面した家屋が大破していれば、持ち主などを書き上げること
  - ⑤ 先年（享保・安永・文政）の社参の供の水飲み場、馬の口洗い場には立札を立てること
  - ⑥ 社参路に高札がある場合には、すべて報告すること
  - ⑦ 道筋の左右の横道を締め切り、その場所を報告すること
  - ⑧ 休泊・小休の宿村は、先年の社参で賄仕立所や寄人馬の馬小屋などのあった場所に立札を立て、食事の水に使った井戸は勿論、新たに清水が出た場合には報告すること
  - ⑨ 先年、老中や供の者が宿泊した屋敷の所有者と絵図を提出すること
  - ⑩ これ以外に先年調査したことがあれば、提出すること
- と、このように前例に従って準備を進めている。これは前例踏襲ということとは勿論だが、時間的に経過しており先例を経験した者がいないことから、事細かに沿道に対して調査を行ったのである。
- さらに半年前には、当日の沿道の住民に対して行列への対応方法が示された（同前）。
- ① 宿場や宿間の百姓屋では、安永社参同様に女と子供は軒下に、男は家内の土間で平伏すること。村方では、並木から五、六間下がり、女を前に、男は後方に控えさせること

② すべての沿道では、盛砂を行い、宿場では手桶を用意しておくこと。  
盛砂・手桶は、一〇間に一つずつ置くこと  
などであるが、このほか沿道には、次のようなことも求められた。

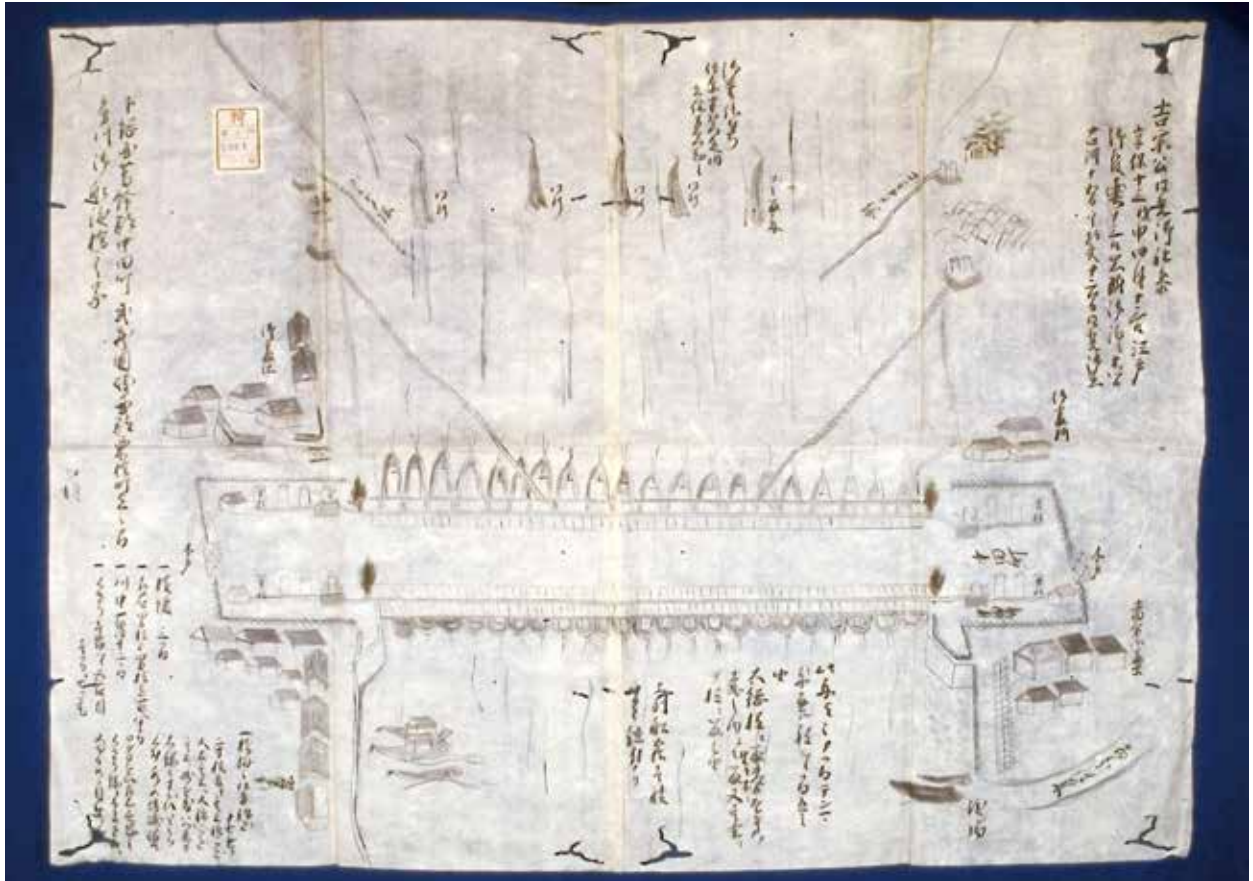
街道に面した構造物のすべてに、所有者名と社参当日の対応を記し、街道から見える雪隠や小屋は葭簀で隠したり、撤去する。墓所も葭簀で隠し、井戸なども蓋をするなどの対応が求められている。沿道住民に対して日常生活に支障が出るような負担や苦勞を強いことが窺われよう。

### (三) 船橋

**船 橋** 将軍社参通行で最大の障害となる利根川の房川渡しには、船橋が架けられた。慶長五年（一六〇〇）に徳川家康が関ヶ原の戦いの前哨戦として会津の上杉景勝を攻めるため、小山まで軍を進めた際にも船橋が架けられている。第一回の社参以来、船橋が架けられたとみられるが、詳細は不明である。他の社参史料同様に、享保社参以降の様子は、その概要を知ることができる。

享保社参では、船を五一隻横に並べて浮かべ、それぞれを鎖で連結して二寸板を敷き、その上に菰や土をのせ、砂をかぶせて大綱を鏝で留めて河岸に固定したという（大島延次郎『日本交通史論叢』）。この様子は、絵図にも多く残されている（東北大学附属図書館狩野文庫蔵）。

安永社参は、高瀬舟を綱で連結して河岸の大杭に縛り付け、船の上に丸太を縦横に並べて枠組みをつくり、その上に横板を敷いて角材を通す。さらに竹を全長に渡って敷き並べる。その上にねこだ蒔を敷き、四寸の角材を並べて鉄鏝で留めて底部と一体化し、幅広の横板を敷いて板の合わせ目と両端を鉄鏝で打ち固める。その両側に鉄鎖に大綱をつけた鏝で留めて河岸の杭に連結。再びねこだ蒔を敷いて左右に勾欄を設けて、最後に砂を五寸厚に敷いたという（森政三「日光社参利根川の船橋について」『大日光』四六号）。



■ 享保社参の船橋 (「房川御船橋之図」・東北大学附属図書館狩野文庫蔵・幸手市教育委員会提供)



■ 天保社参の船橋 (「房川御舟橋図」・栃木県立博物館蔵)



■『中古倭風俗 日光御社参 栗橋渡し船橋之図』（久喜市立郷土資料館蔵）

天保社参の船橋は、前回同様の構造であったようである。架橋に三か年を要したといわれ、四五貫から八〇貫の碇を一〇二個や大小約六〇〇個の碇と多数の石詰めが川底に沈められたという。天保度の船橋の構造図は多数残されており、視覚的にも把握できる資料となっている。なお、船橋に使われた虎綱が残されており、現状の断面から直径一七センチメートルの太さが確認できる。この虎綱は、船橋架橋に関わった人たちが、船橋撤去の際に負担割合によって切り分けられたと伝えられる。

船橋架橋は大工事であった様子がわかるが、一般の通行は許されず、將軍の還御の通行が終了すると直ちに撤去された。

#### （四）日光御廻道

日光御廻道の地理的環境 幕府と將軍の威信をかけて行われた日光社参であるが、そのため將軍の行軍に万一の支障は許されない。道中での事件や事故はあつてはならず、万全の準備をもつて行われた。しかし、天災により社参が延期されることもあり、最悪の場合には再三の延期の末に中止を余儀なくされることもあつた。それは幕府と將軍の權威を失墜させる出来事であり、幕府役人としても失態である。

さて「日光御廻道」とよばれる街道がある。『分間延絵図』には、この「日光御廻道見取絵図」が収められている。絵図に記載された道筋を辿ってみよう。幸手宿仲町の妙観横町―円藤内村―千塚村（以上、幸手市）―八甫村―中島村（以上、久喜市）―川口村―北大桑村（以上、加須市）―



■虎綱（久喜市立郷土資料館蔵）

高柳村―佐間村―松永村―伊坂村―栗橋宿の中町（以上、久喜市）に至る。  
【地図】に見るように、日光道中がまっすぐ伸びた弦とすれば、日光御廻道は反った弓形にあたり、日光道中の西方に大きく迂回している。

幸手宿と栗橋宿の日光道中は、権現堂川に沿っており、特に外国府間村付近は出水が多い地域であった。江戸初期から河川の付替え工事が頻繁に行われている地域で流路の変更などにより、しばしば出水による通行障壁が起きていた。そのために將軍社参の際に、万万が一であっても通行ができないことがあってはならないのである。

日光御廻道の目的 『宿村大概帳』の幸手宿の項には、「此宿より日光 御社参之節若出水候得者、栗橋宿迄道法凡三里之御廻り道有之」と記されている。文政社参に際して作成されたといわれる『日光道中絵図』（国立公文書館内閣文庫・日光東照宮など所蔵）の幸手宿妙観横町には、「日光御社参のとき もし出水の事あれハ 此道より栗橋宿江廻らせる」と記載されている。

さらに『日光道中略記』（国立公文書館内閣文庫所蔵）の幸手宿には、「日光 御参詣の時もに出水の事あれハ当宿より栗橋宿への御廻り道あり御本道より廿五町余遠しと云」とある。同書栗橋宿では、「左の方へ入る路あり 日光 御参詣遠 御のときもし出水のことあれハ 此路より幸手宿妙観横町へ 御廻り道あり」とする。これらの史料からは、いずれも幸手宿と栗橋宿間の出水による通行不能に対する迂回路であることが記されている。

日光御廻道整備は、外国府間村付近では、大雨により権現堂川が増水して堤防が決壊し、日光道中が年に数回浸水するため道普請が行われている（『幸手市史』近世資料編Ⅱ）。慶応元年（一八六五）閏五月に秋田藩佐竹家当主が参観交代により秋田に帰国するため二十九日に幸手宿に到着。この日は雨が降り続き栗橋付近は出水したため、幸手から栗橋までは舟を使わなければ通行できない状態となり、結局幸手宿に滞留を余儀なくされた



■ 日光御廻道  
（『幸手市史』通史編Ⅰ所収の図を転載）

（『幸手市史』通史編Ⅰ）。佐竹家は、慶応三年の帰国時も同様に日光道中の出水に通行を妨げられ、日光御廻道を行って栗橋宿に向かっている。「幸手宿外レより左之方大回り之道土手際迄悪路ニ而、（中略）膝上迄之泥水ニてよし、土手之上ハ仮成宜くと申事也、往還ハ水上り候故舟ニ而通行」とあり、日光御廻道も膝上まで水に浸かつての歩行となり、土手は良いとしても街道上は水に浸かっているため舟による通行であったことがわかる。

幻の日光社参と成立時期 これまで見てきた日光社参において、將軍が日光御廻道を行ったという記録はない。つまり日光御廻道は、社参の際の危機管理上の緊急避難路として設定されたのである。そのためには何らかのきっかけがあるはずである。そこで想起されるのは、雨と洪水などによって延期・中止された文政度の社参がある。この社参は、十一代將軍徳川家斉が、文政八年（一八二五）に実施することとしたが、前年関東から奥羽地方に大風雨があり、利根川などが決壊して洪水の被害が出たため、河川修築のため社参を一年延期することとなった。しかし、翌年も雨が続

き、権現堂川筋の大修築が行われるなど、この時期の被害の大きさが想像される。結果的に再度延期された文政社参は中止された。この文政社参がひとつの手掛かりとなる。

外国府間村の天保社参準備史料（『幸手市史』近世資料編Ⅱ）には、享保・安永・文政の準備同様に行うこととしているが、この中で「先年御用意御廻り道」が用意された旨の記載があることから、少なくとも文政社参頃に整備された道であると想像される。注目したいのは、寛政九年（一七九七）の「覚」（同前七六）に、千塚村地内の「字日光御社参御廻道」の長さ道幅などが記されている。これによると道幅は九尺（一間半）と日光道中の約半分以下と狭い。つまり、村人たちが日常利用する村道程度の幅であり、新規に整備したのではなく、従来からあった村道を非常用の迂回路として整備したと考えるのではないだろうか。また、文化五年（一八〇八）の「御不審御願箇所附帳」（埼玉県立文書館収蔵・遠藤家文書六九）には、千塚村地内の「日光御社参御廻道」が大雨により出水して田畑が水腐れしたため、代官所に対して検分のうえの普請を願い上げている。寛政九年段階で、既に「日光御廻道」という名称が使われていることに注目したい。

日光御廻道成立には、おそらく安永社参が画期になるであろう。それは、安永社参以前に「御廻道」について記されている史料が確認されていないことは一つの証左ではないだろうか。権現堂川は、社参の直前の安永元年（一七七二）に堤防が決壊するという被害があった。この時に村道として存在していた道を、安永社参の万一の「日光御廻道」として設定したのではないだろうか。その後、文政社参延期及び中止の反省から安永社参に起因して、「日光御廻道」の整備を本格化したと考えている（杉山正司「日光御廻道の成立」）。

日光御替道 天保社参期に日光奉行をつとめた旗本の稲生家の文書群には、「日光御替道」が設定されていたことを知らせてくれる史料がある（同前）。

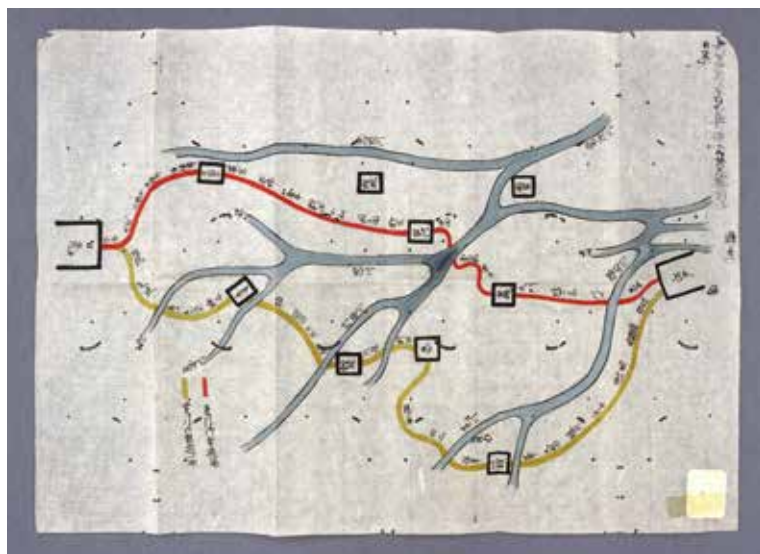
この街道は、江戸から川越街道を進み川越→伊草（川島町）→松山（東松山市）→熊谷→忍（行田市）。忍から館林通を経て天明（佐野市）で壬生通に入り日光という道程が記されている。日光道中の遙か西方に迂回するため距離も非常に長い。しかし、通行する街道は比較的整備された道

であり、河川の洪水被害も少ないということもあった。將軍の宿泊も、川越城・忍城・館林城・壬生城という譜代大名の城が道中に存在していることも大きな要素である。まさに、幕府の威信回復を狙った文政社参の中止の後遺症から、「日光御廻道」の本格整備だけではなく、危機管理面から「日光御替道」という第三の社参路を構想したのである。

#### （五）日光道中の大通行

東照宮の存在は、將軍のみならず国内外の有力者による参詣が行われ、そのため日光道中を通行し、房川渡しを使い栗橋宿を通っている。本項では、その代表的な通行をみていこう。

輪王寺宮（日光門主） 日光道中を往来した中には、日光山の輪王寺宮門



■「日光御参詣之節御道筋并御替道略絵図」  
（稲生家文書No. 704・個人蔵・埼玉県立文書館寄託）



跡（日光門主）がいる。輪王寺は、天海により中興され、その後承応三年（一六五四）に後水尾天皇第三子守澄法親王が貫主（住職）となった。明暦元年（一六五五）朝廷の院宣により「輪王寺宮」の称号が与えられて、以後法親王が輪王寺住職を勤めた。輪王寺宮は、多くは比叡山延暦寺の天台座主に着任するとともに、東叡山寛永寺の住職も兼務し、寛永寺に住いし、年に数カ月ほど日光に滞在していた。

このため江戸と日光を頻繁に往復しているものの、関所日記には通行した記録はあるが、ほとんどの宿場では通行の様子を記した史料が残されていない。ただ、粕壁宿における家臣の荷物の盗難事件があり、こうした特別なこと以外では記録がない。

日光例幣使 日光例幣使も、毎年日光道中を通行している。日光例幣使は、毎年日光へ幣物（金幣）を奉獻するために朝廷から遣わされた勅使である。正保二年（一六四五）、それまで家康を祀る東照宮が、「東照宮」という宮号を宣下されたことを契機に、翌年臨時奉幣使が遣わされ、さらに翌年から日光例幣使が毎年遣わされるようになった。これ以後慶応三年（一八六七）まで毎年欠かすことなく、二二一年間日光例幣使は発遣された。

日光例幣使は、文政八年（一八二五）には、三四人、最後の一行は七三人の行列であった（足立家文書「御用留」十三）。

例年四月一日に京都を出発し、東海道を下って草津宿で中山道に道をと、倉賀野宿から例幣使街道に入り、壬生通を経て四月十五日に日光に至るといふ行程であった。四月十六日に奉幣等の儀式を行い、午後日光を発つ。十六日に奉幣するのは、東照宮に祀られている家康の命日が、四月十七日であり祭事があるので、それに先立って行われるのである。日光例幣使一行は、日光道中を江戸に向かい、十七日に栗橋宿を通過する。宿内の史料はないが、関所日記などによれば、勅使であるため関所番士は下座し、乗物のまま通っている。江戸に入った一行は、浅草寺で休息後、東海道經由で京に帰った。およそ三〇日間の行程であった。

朝鮮通信使 日光門主と日光例幣使の通行は、毎年恒例となった日常的な通行といえ、次に非日常的な臨時大通行を紹介する。

江戸幕府は、豊臣秀吉の文禄・慶長の役後の朝鮮と国交回復を図り、貿易と共に外交を行った。慶長十二年（一六〇七）の第一回から文化八年（一八一二）まで、約二〇〇年間に一二回の使節を受入れた。名称は、一般的に「通信使」と呼ばれるが、初期の第一回から第三回は「回答兼刷還使」とよばれる。これは、文禄・慶長の役で捕虜となった陶工などの朝鮮人の帰還と謝罪を目的とし、第四回以降幕府の要望で「通信使」と変更され、今日では「朝鮮通信使」と呼ばれている。

さて、朝鮮通信使は、第四回（寛永十三年・一六三六）、第五回（寛永二十年・一六四三）と第六回（明暦元年・一六五五）の三回は、日光まで行き、栗橋宿を通行している。総勢四〇〇人前後の行列であったといわれ、朝鮮国の威信を示す壮大な行列であったと想像される。

残念ながら朝鮮通信使に関する史料は、日光道中沿道には残されていない。ただ、日光にきた証として、東照宮には朝鮮鐘や三具足、輪王寺には国王筆の額字や燈籠、積奠用楽器などが伝わっている。

通信使の見た栗橋 寛永十三年（一六三六）の正使・任統の『丙子日本日記』では、栗橋に関する記述がある。十二月十九日の条に「(前略)辰時發行。中火于新栗橋。此亦武蔵州所屬。而關白倉入之地。故代官伊奈半十郎。及三原吉兵衛。小田左兵衛等。主管支供。午渡大浮橋。(後略)」。復路の二十四日は「中火於新栗橋」と簡潔な記述である。

寛永二十年（一六四三）は、作者不詳であるが『癸未東槎日記』の五月二十四日条に「行到新栗川。亦江戸地。人家頗盛。執政周防守所管。代官北條出羽守相良一波守伊奈半十郎等支持。中火後渡新栗浮橋。川水深廣。自西北東入于海。東路關防也」。復路は、前回と同様な記述である。

明暦元年（一六五五）の正使・趙疇は、『扶桑日記』（内題『東槎日記』）には、五月十五日の条に「十五日乙丑晴 暁行望 闕禮仍行五十里新栗橋

中火關白庄入武藏州所屬人家四百餘戸支應次知二人井伊兵部少輔藤原直之  
三河州西尾城主倉邑三萬五千石青木甲斐守平重無撰津守麻田城主倉邑一萬  
石餘金代官伊奈半左衛門行到三町有利根川浮橋舡三十七隻（以下略）。復  
路は「二十一日辛未晴 發小山栗橋中火夕到糟壁止宿」と記載されている。

明暦度の従事官・南龍翼の『扶桑録』（東洋文庫蔵）にも「（前略）午抵  
新栗橋人家二三百戸。東距十里許古沙縣。城樓屹然。人戸亦盛。伊奈半左  
衛門。仍爲支持。中火後度新栗川浮橋。源出西北。東入于海。水深而悍。  
廣可數里。（後略）」、復路も正使同様の「中火于新栗橋。」という簡単な記  
述である。（引用史料は、辛 基秀・仲尾 宏編『大系朝鮮通信使』第二・  
三卷所収）

さて、以上が、三回の通信使による日光参拝の記録である。同史料を収  
載本の編者の仲尾宏氏も史料解題でも述べているが、最初の記録を次の三  
使らが来朝にあたって参考にし、それを元に帰国後に記録を執筆したた  
め、ほぼ同じ記述内容となっているのであろう。

いずれも前夜は粕壁宿で宿泊。「中火」、すなわち昼食は「新栗橋」で摂る。  
この時期にはなお、新栗橋の名称が使用されていたことを知ることができ  
る。栗橋は、幕

府の蔵入地であ  
り、関東郡代の

伊奈氏が管理し  
ている事を記

す。さらに利根  
川は西北から東

に流下して海に  
流れ出るが、こ

の川に「浮橋」、  
すなわち船橋を



東照宮の朝鮮鐘（栃木県日光市）

架けて渡ったということである。

明暦度の記録は、二回の寛永度の記録よりも詳細で、正使は船を三七隻  
と記録している。また、栗橋宿の様子も、正使は人家四〇〇余戸とし、従  
事官は二、三〇〇戸とやや少なく記録している。寛永二十年も明暦元年の  
記録とも「人家頗盛」「人戸亦盛」などの文字が見え、関所と渡船場を控  
えて栗橋宿の賑わいが窺われる記述である。

復路は、往路で記述し尽くしたのか、簡単に新栗橋で昼食を摂ったとい  
う記述で終わっている。

朝鮮通信使は、江戸時代前期に栗橋宿を通行した数少ない外国使節であ  
り、彼らの記録は貴重な史料である。異国の人が見た栗橋宿は、第三者的  
な視点で捉えているが、通信使としての職務に忙殺、あるいは幕府側に常  
に監視されて半ば強制的に行程を進めることは籠の鳥状態であったと想像  
される。そのため前回の記録をもとにしているため、自らの記録もステレ  
オ・タイプの記録となってしまったのであろう。

幕府と栗橋宿の対応 明暦度の通信使に関しては、幕府が作成して江戸城  
紅葉山文庫に収められた記録「於新栗橋朝鮮人昼休馳走之覚」（国立公文書  
館内閣文庫蔵『朝鮮来聘記』所収）は、栗橋宿内での対応の状況が詳細で  
あるので、この史料を元に日本側の対応をみていきたい。なお、同史料で  
は、「信使」とあるが、混乱を避けるため「通信使」と表記する。

まず、明暦期においてもなお「新栗橋」の呼称を使っていることを指摘  
しておきたい。

栗橋での幕府側接待役は、井伊兵部少輔と青木甲斐守、御賄として伊奈  
半左衛門である。通信使の休泊所（本陣カ）の左右に番所を置き、井伊・  
青木両名が家臣共に詰めていた。番所には、物頭、足軽・中間ら三八人が  
控え、鉄炮一〇挺、玉薬箱二荷、弓一〇張、矢箱二荷、対鐘一〇本、突棒・  
指股・槍二三本、棒二本、甲繩五筋、明松（松明カ）一〇帯、幕一对、金屏  
風一双片方（一隻）、その他火消道具が供えられた。

通信使が利根川を渡河するために、將軍社參時同様に船橋が架橋され、橋際に番所が置かれて、侍二人と中間一人が配された。鎗や三つ道具、棒、火消道具が置かれた。

栗橋町口江戸の方に一か所、青木甲斐守が担当して、番所同様の人数と武器を配置した。

番所の作事や畳敷物、道具掛に至るまで御賄方からも申付けられ、通信使の宿舎の修復や畳なども同様に御賄方から申付けられる。

諸道具類は、通信使の到着前には配置し、宿舎の掃除は通信使の到着前の二、三日前から行い、番人も当日朝から出て準備すること。その宿場で用意した諸道具は、ごく一例を挙げると、幕、煙草盆、金屏風、硯と料紙、手拭と手拭掛、棕櫚箒と塵取、傘、料理包丁など多岐にわたっており、茶道の者、働き役の足軽、小遣い役、通いの者、番人の足軽など、通信使から上官から下官、通詞（通訳）に至るまで、それぞれに用意された。これらは栗橋宿が用意したものであり負担は計り知れない。

献立も記されており、具体的な名称は書かれていないが、通信使上々官は、五之三（何を指すか不明）に引替の膳三汁十菜、上官二汁十菜、長老二人と伴僧一二

人も同前、長老衆侍二汁七菜、

同中間一汁三

菜、中官二汁七

菜、下官一汁五

菜、通詞二汁七

菜、同下人一汁

三菜という本膳

料理が饗され

た。



『朝鮮来聘記』（国立公文書館蔵）

通信使一行の日光参詣人数が記載されており、通信使の三使、上々官二人、読祝官一人、判事官三人、軍官十四人、冠官一〇人、次官八人、中間一二人、下官一五五人、通詞四〇人、同下人八七人、達長老二二人、柏長老一九人が本隊である。その他の人数を加えて総勢三三二人とするが、小計を足すと超過するので合わず、中間や下人の中には、朝鮮から来朝した者だけではなく日本で雇われた者もあるのであろう。

この他には、人馬の提供は、総高三万五〇〇石で、高一万石に付人足一九人、裸肩馬一四疋、荷附馬六二疋の割合とする。来朝の節には、人足三四七人、裸肩馬四九疋口付二人づつ、荷付馬三三〇疋口付一人づつ。帰国の節には、人足三三六六人、裸肩馬四二疋口付二人づつ、荷付馬三二〇疋口付一人づつであった。

この史料は、栗橋宿における、また昼休というわずかな時間を過ごしための準備の様様である。この一瞬と言ってもいいほどの空間に、関わった人々の多くの苦勞する姿が垣間見えるのではないだろうか。これは準備に携わった幕府側だけでなく、実際に命じられて対応した栗橋宿民の苦勞も窺うことができよう。朝鮮通信使は、朝鮮国からの国賓であり、幕府の威信誇示を見せるために行われたデモンストレーションでもあり、それに否応なく「参加」させられた沿道の人々の思いは、察するに余りあるであろう。

## 十 日光道中の終焉

### (一) 幕府の交通政策の衰退

皇女和宮降嫁行列と交通政策の暗雲 幕末の世情不安は、幕府の交通政策にも影を落とすようになった。幕府の衰退のあゆみを、交通史的側面から見ていくことにしよう。

幕府の交通政策において、歴史の流れを見ていくとターニング・ポイントとなった事象があると考えている。それは公武一和の名の下、十四代将

軍徳川家茂に皇女和宮親子内親王が降嫁したことである。三代將軍家光以降、歴代の將軍の正室（御台所）は、京の宮家か摂関家の姫君から迎えることが慣例であった。十三代家定までは、その慣例に従って京から姫君を迎えてきた。

ところが内憂外患の時期を迎えると、幕府は朝廷の權威を背景に権力を挽回するという策に出た。それが史上初めて天皇の息女を御台所に迎えるというものであった。この経緯については本主題と外れるので触れないが、文久元年（一八六一）十月二十日に京を發った和宮の行列は中山道を江戸に下った。京方一万五〇〇〇人、江戸方一万人の供揃い、それに人足や馬など前代未聞の大行列であった。

この和宮の行列は、中山道を東下したのだが、実は日光道中の宿場、勿論栗橋宿も少なからぬ影響があった。桶川宿は、十一月十二日に一行の宿泊場所となった。ところが、桶川宿では割り当てられた人数の受入れは混乱を極めたようで、直前になって日光道中筋の粕壁・杉戸・幸手・栗橋の四宿に対して夜着・布団二〇〇〇人分、膳・椀一二〇〇人前が不足するので借用の依頼があった。さらに旅籠屋・煮売り（焼）屋などの者から二〇人を選んで、供の者たちの賄をさせることが代官所から命じられた。これに対して、四宿では日常の宿泊や商売もあることからすべてを揃えることはできないので、桶川宿へ談判に行くことを申し合せている。

この件については一週間後、幸手宿では火事が多いため大通行の宿泊も断ることもあり、宿泊者も少ない宿場であることを述べたうえ、煮売りの者は間に合わず、夜着・布団、膳・椀も四宿のみでは賄えないので損料を支払って借り集めて、不足する分については新規に購入して、夜着・布団七〇〇人分、膳・椀一〇〇〇人分、煮売り者二〇〇人を揃えることができた。そのため損料や紛失破損した際の代金を、四宿に下されるように代官所に願い出ている（『武州葛飾郡幸手宿御留留』東京大学法制史資料室蔵）。

この他、和宮の通行路ではないものの、日光道中筋の宿場には、火の用

心や不審者の取締りと見廻り、無宿・悪徒が立ち回ったならば速やかに差し押さえて、疑わしいならば尋問して留め置くことなどが命じられている。万一、日光道中筋で騒動が起こり、中山道まで波及することを懼れた幕府の危機管理の表れともいえるだろう。

参観交代制度と伝馬制度の崩壊 弱体化する幕府は、ついに参観交代制度の緩和に踏み切らざるを得なくなった。文久二年（一八六二）閏八月に諸大名の江戸在府は三年に一度とし在府も一〇〇日、しかも妻子の帰国を自由とするものであった（『続徳川実紀』）。さらに十一月には、大名の妻子が帰国を許されたことに伴い、関所通行の緩和も行っている（『続徳川実紀』）。これを文久の改革という。

同様に伝馬制度管理の重要事項であった、諸街道での車使用が、文久二年十一月に許可されている（『続徳川実紀』）。これは伝馬による通行の支障を厭わない事を意味し、伝馬制度崩壊の表れといえよう。さらに文久三年（一八六三）十二月には、諸国の関所通行の禁止を緩めた（『大阪編年史』廿四―九九）。

ところが元治元年（一八六四）九月になって再び参観交代制度を旧に復すことに転換したが、一度緩んだ制度と弱体化した幕府の力は、かつての威信を取り戻すことはできなかった。同様に、十二月には関所通行の簡素化を旧制に戻そうとしたが、同様に失敗し、慶応三年（一八六七）七月には再度関所改め方を緩和する通達を出して、江戸四宿の関門を廃止した（『続徳川実紀』）。

同年九月には、ついに宿駅疲弊を理由に無賃人馬を廃止するという（『続徳川実紀』）。ここにいたって幕府の交通政策は、名実ともに完全に崩壊したのである。

翌月大政奉還。慶応四年（一八六八）五月に、新政府は全国の街道に関所や番所の設置を禁止する法令を出し、新たな関門は置かれることはなくなり、明治二年（一八六九）正月、関所が廃止された（『法令全書』明治二

一四七六。

明治三年（一八七〇）閏十月、本陣・脇本陣廃止（『法令全書』明治三  
四六三）。同五年（一八七二）八月晦日限りで諸道の伝馬所と助郷が廃止  
（『法令全書』明治五〇一―一三三七）。

まさに和宮降嫁以降、坂道から転がるように、幕府の交通制度は十年間  
で崩壊したのである。

栗橋関所廃止 慶応四年（一八六八）三月、関所支配の代官小笠原義利  
は、栗橋関所に対して、明治新政府に恭順する旨を伝えた。八月になると  
政府は、下総知県事に佐々布直武を任命した。これにより栗橋関所は、下  
総県に編入され、翌九月に「明治」に改元されて新しい時代を迎えた。

明治二年（一八六九）正月には、葛飾県が誕生し、下総知県事の管轄を  
受け継いだ。ほぼ同時

に全国の関所が廃止され  
ることとなった。二月十  
八日、葛飾県役所から関  
所廃止の通達がなされ、  
寛永元年（一六二四）か  
ら二四五年間続いた栗橋  
関所の役割に終止符を打  
つことになった。

関所番士であった四家  
の者たちは、二月に葛飾  
県権知事水筑龍に役所出  
仕願を出し、翌三月に葛  
飾県への出仕が許されて、  
再び役人として勤めるこ  
ととなった。



■「関所廃止につき役所出仕願」  
（島田家文書・久喜市立郷土資料館蔵）

和暦	西暦	月	事項
文久元	1861	11	和宮、中山道を下り、江戸に入る
文久2	1862	閏8	参観交代制を緩和し、妻子の帰国を自由とする（3年1回、100日）文久改革
		11	大名妻子帰国許可につき関所通行緩和 諸街道での車使用許可
文久3	1863	12	諸国関所通行の禁を緩める
元治元	1864	9	参観交代制を旧制に復す
		12	関所通行の簡素化を旧制に復す
慶応3	1867	7	関所改め方緩和・江戸四宿関門廃止
		9	宿駅疲弊につき無賃人馬を廃止
慶応3	1867	10	大政奉還
明治元	1868	5	全国の街道に関門・番所の設置を禁止
		10	明治天皇、東京に入る
明治2	1869	1	全国の関所廃止
明治3	1870	閏10	本陣・脇本陣廃止
明治5	1872	8	伝馬所廃止

■表3 幕末から明治初年にかけての街道関係年表

鉄道開通と渡船廃止 日本最初の民間鉄道会社である日本鉄道会社は、青森までの鉄道延伸を計画していた。そこで、明治十六年（一八八三）に高崎まで開業していた第一区線（現在のJR高崎線）の途中に大宮駅を設置して第二区線を分岐した。明治十八年（一八八五）七月開業し、この時栗橋駅が開設された。しかし、開業当社は利根川には架橋されず、渡船により渡河して対岸の中田仮駅で再び鉄道に乗り換えるという連絡方法で行われ、鉄橋が完成したのは翌年七月のことであった。

また明治十年（一八七七）に内国通運会社が、東京深川から栗橋経由で、生井（栃木県小山市）までの外輪蒸気船の通運丸を就航させ、さらには翌年栗橋経由で北河原（行田市）まで新たな航路が開設され、栗橋河岸は活況を呈した。しかし、その後は、鉄道の発展に伴って水運は衰退していった。

一方日光道中は、明治になって四号国道と変わったが、相変わらず利根川は渡船で渡河しなければならなかった。ようやく大正十三年（一九二四）九月、利根川橋が栗橋から対岸の中田まで架橋され竣工した。江戸時代から房川渡しとして、利根川の対岸を往来してきた役目を終えることになった。この時、十六代徳川宗家の公爵徳川家達いとうだての揮毫により、「栗橋関所址碑」が利根川堤防外に建立された。発起人は、旧関所番士家の加藤市郎・足立正雄・島田定持・旧本陣家の池田義郎、旧宿名主梅澤良三ら、旧栗橋宿を支えた家々の子孫たちであった。

現在は、堤防改修により旧宿内に移設されて、その歴史を今に伝えている。

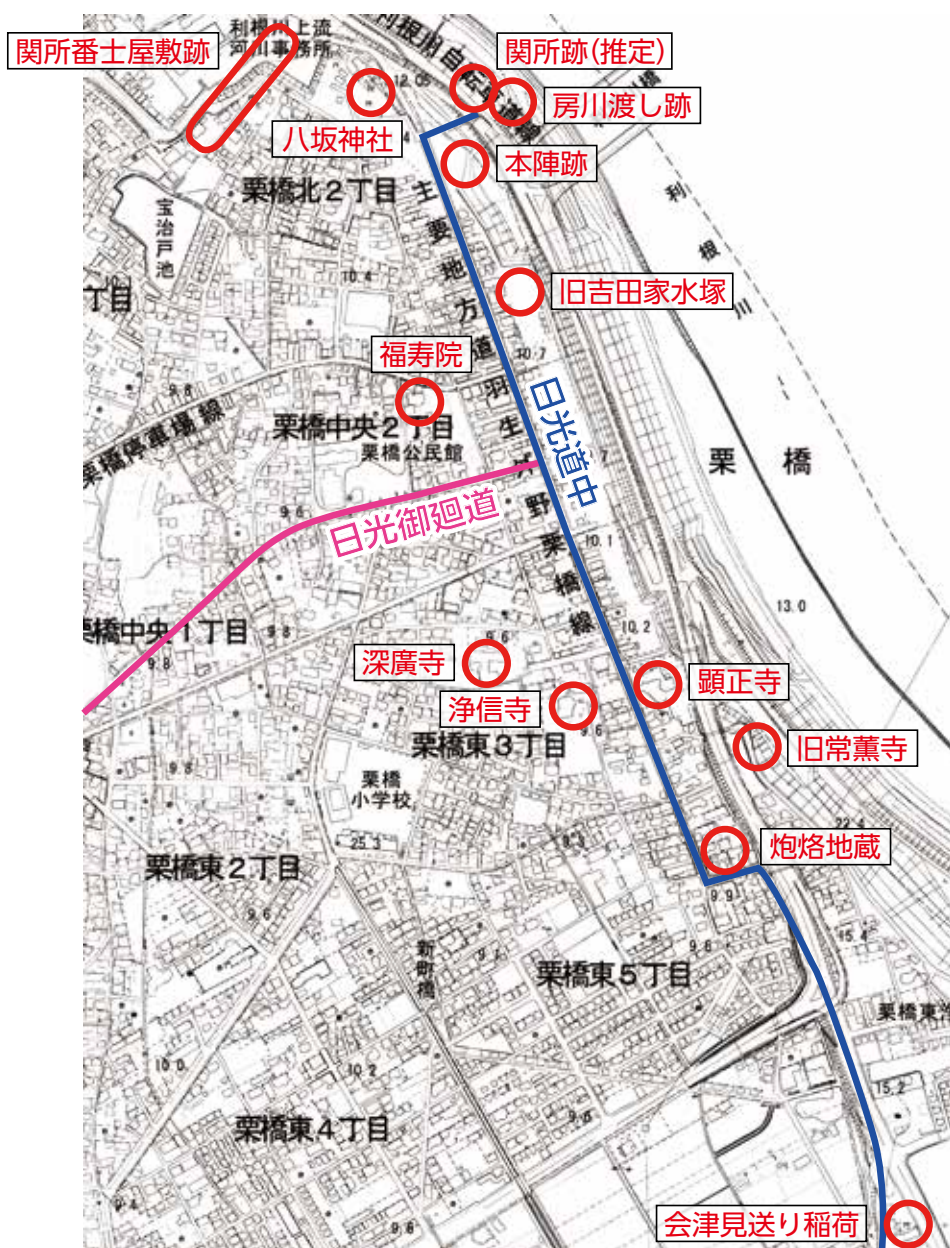
## （二）日光道中栗橋宿の未来への展望

温故知新 令和となった現在、栗橋を取り巻く環境は大きく変貌しようとしている。利根川の強化堤防の建設により旧栗橋宿は移転と共に、発掘調査が行われている。江戸時代の街道や宿場の発掘は、栗橋宿程大規模に行

われた例は無く、全国的にも注目を集めている。しかも次々と新しい発見があり、これからの発掘調査と整理が着実に進み、その成果をまとめた報告書の刊行や展示公開が待たれている。

古文書や文献史料についても、関所番士家に伝えられた古文書は、埼玉県立図書館に収蔵された「足立家文書」（一一五五点）のうち「栗橋関所日記及び関係資料」（九四四点）は埼玉県指定文化財になっている。また「島田家文書」（二三六件・三八五五点）は久喜市立郷土資料館に収蔵されて、久喜市指定文化財となっている。「足立家文書」の「栗橋関所日記及び関係資料」は、埼玉県立図書館によって『埼玉県史料叢書』として刊行されている。「島田家文書」の関所関係資料についても『久喜市栗橋町史』（第四巻資料編二近世や通史編上）に収載されて研究に供されるとともに、久喜市立郷土資料館において「特別展 栗橋関所の番士でござる―島田家文書を紐解く―」で一般に広く公開されている。

このように江戸時代の日光道中栗橋宿、房川渡中田関所（栗橋関所）は、新しい史資料が続々と発見公開されている。未来に向けて私たちは、往古の栗橋に生きた人々の歴史を訪ねて、新しい栗橋の発展に生かす糧としたものである。



『日光道中絵図』(国立公文書館蔵)  
 文政8年(1825)に予定されていた11代将軍家斉による日光社参に備えて描かれた道中絵図。

## 八坂神社

栗橋宿の鎮守。江戸時代には牛頭天王社。慶長年間（一五九六～一六一五）の洪水の際に、元栗橋の神輿が転覆せずに鯉と亀に囲まれて流れ着いたことから、神威を感じた人々によって勧請されたとの創建伝承を持つ。そのため境内の建造物や石造物には鯉と亀をモチーフにした装飾が多い。



牛頭天王社 宿の鎮守なり、福寿院の持、慶長年中利根川洪水のとき、水溢を防がんとて村民等堤上に登り居たりしに、渺々たる水波の中に鯉魚と泥亀とあまた囲み、神輿とおぼしきもの流れ来り、引上みしに全く神輿にて元栗橋の天王なること、偶つとへる彼村民等も見認得たりしかば、衆皆奇異の思ひをなし、かゝる乱流の中に傾覆の患なく、鯉魚泥亀の類圍て当所に来れることは、これ神霊の然らしむる所ならんとて、則爰に勧請し、是より後毎歳六月は、此神を祭れる月なれば、村老はさらなり児童さへかの二魚を食ふことを得ず、

（『新編武蔵風土記稿』より）



### 大杉大明神・水神宮

八坂神社の境内末社。文化6年（1809）建立。元は船戸町にあり、明治時代中期に八坂神社へ合祀されたと伝わる。

大杉神社は、茨城県稲敷市阿波にある大杉神社（あんば様）が本社で、航行安全の神として利根川流域を中心に信仰を集める。利根川に面し、水運でも栄えた栗橋を物語る神社。



### 八坂神社の神輿 久喜市指定文化財

文久3年（1863）の棟札が残されている神輿。関東三大神輿といわれ、現在は7月第3土・日曜日開催の「くりはし夏祭り」で勇壮に担がれている。

明治19年（1886）には、利根川鉄橋の完成式に行幸した明治天皇に天覧された。



## 「栗橋関所址」碑

大正十三年（一九二四）に利根川橋が開通し、江戸時代以来の渡船が廃止されることになり、往時の風景が消えていくことを惜しんだ人々によって建立された関所跡の記念碑。高さ一・八三メートル。

揮毫は徳川宗家十六代目当主の徳川家達。發起人は旧関所番士家の加藤市郎・足立正雄・島田定持、旧本陣家の池田義郎、旧宿名主家の梅澤良三の五名。

当初は関所の跡地に近い利根川堤防上に建てられたが、堤防の改修工事などに伴って数度の移転をしている。

「栗橋関跡」は埼玉県指定旧跡となっているが、遺構等が残されていないため、この碑が旧跡の目標物となっている。



「栗橋関所址」碑



碑建立時の記念写真（大正13年・久喜市立郷土資料館蔵）

(正)  
栗橋関所址  
公爵 徳川家達書

(裏)

徳川幕府慶長ノ  
末年栗橋町ヲ開  
キ渡船場ヲ設ケ  
奥羽街道駅伝ノ  
用務ヲ弁ス次テ  
寛永元年関所ヲ  
此所ニ置キ爾来  
二百六十有余年  
交通ヲ監ス明治  
二年諸道ノ関門  
ト共ニ廢セラレ  
大正十三年九月  
利根川橋竣功ト  
同時ニ渡船場モ  
亦廢止トナル

賛成者

栗橋町船戸町	大田 泰治	塚本 英吉	久保音次郎
小林儀三郎	小熊常次郎	並木清太郎	山田 米吉
吉田 忠	高橋 重吉	久保 寅吉	秋間 一郎
吉岡眞次郎	並木 源七	菅谷 勝三	白石藤次郎
吉岡 憲三	村田 婦み	仲町二丁目	元和村
菅沼 友吉	植西 新吉	吉岡 省吾	小林賢太郎
池野谷信吉	江森茂三郎	吉岡 寛作	静村
只見 秀質	小林 英一	吉岡 善大	川島 兵庫
奈良昇一郎	坂本 駒吉	柿沼清九郎	遠藤 弘
村田 末吉	堀越 茂吉	柿沼幾次郎	鈴木 伊重
藤倉 春吉	吉田 房吉	仲町二丁目	豊田村
福田浅次郎	熊倉 恂	橋本久次郎	秋葉 豊
小林 万吉	小林 茂助	柿沼 光蔵	小森谷進治
清島吉次郎	諸田 善助	小林 郡司	加藤 市郎
上町一丁目	板橋 梅吉	新町	足立 正雄
池田宗三郎	島海 弥吉	橋本喜久治	島田 定持
林 一彦	太田長三郎	西島 藤吉	池田 義郎
			梅澤 良三

大正十三年九月十四日利根川橋開通ノ日建之

人見 安鑄



■ 関所の石垣？ (明治30年代・個人蔵)  
利根川の渡船から降りて堤防の斜面を上がる人々の写真。関所の石垣は関所廃止後もしばらく残されていたとされており、写真左に見える石垣は関所のもの可能性がある。



■ 「栗橋関所址」碑の立つ風景 (昭和10年代カ・個人蔵)  
堤防上に立つ「栗橋関所址」碑が中央奥に見える。

## 吉田家水塚

宿場内の吉田家の水塚。水塚は、洪水から守るため塚上に蔵などを建てたもの。市内に現存する唯一の商家の水塚。久喜市指定文化財。

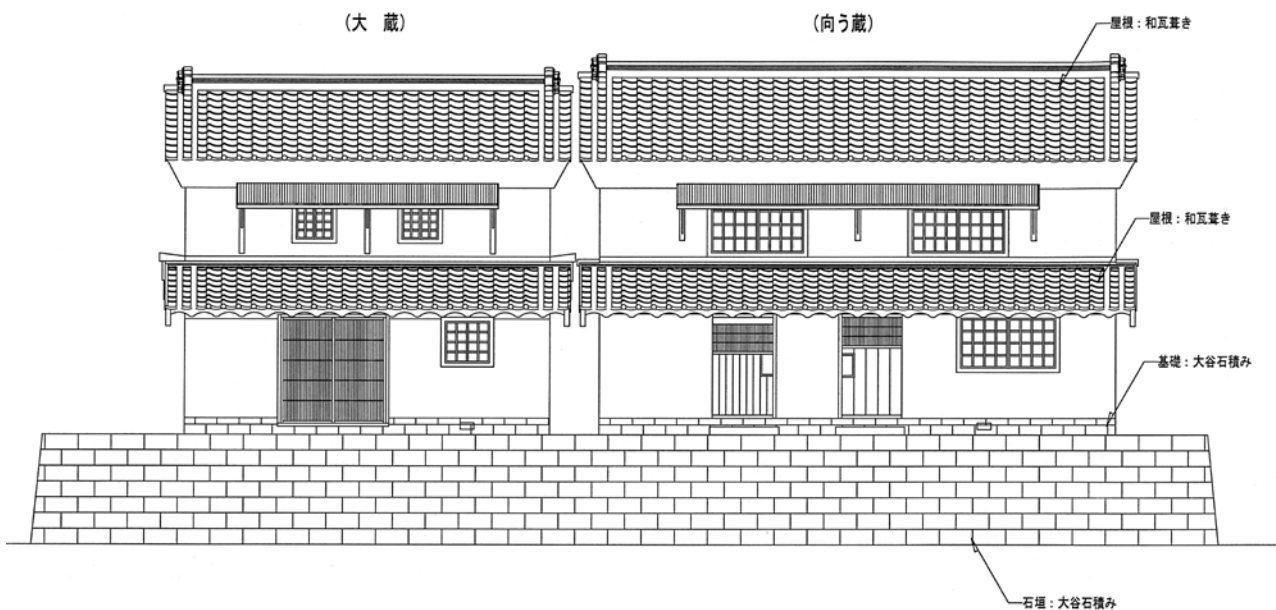
幅約二メートル、奥行約一四メートル、高さ約二メートルの塚は、周囲のほとんどを大谷石で囲む。塚上に蔵が二棟あり、手前の「大蔵」は江戸時代末期、奥の「向蔵」は明治三十七年（一九〇四）建立。利根川強化堤防事業地内に所在していたことから、平成二十三年に栗橋文化会館敷地内に移転。



■ 移築後の水塚（手前が大蔵・奥が向う蔵）



■ 移築前の蔵の基礎  
盛土上の蔵を支えるため、蝸燭状に石を立てる蝸燭地業で基礎が造られていた。



■ 吉田家水塚立面図（1/150 石垣については模式図）

## 福寿院

真言宗寺院。江戸時代の本寺は元栗橋の実相院であり、栗橋宿の人々が元栗橋から移ってきたという歴史的な背景が窺える。現在の本堂は南に向くが、かつての本堂は日光道中のある東を向いていたという。江戸時代には宿場の鎮守である牛頭天王社（現八坂神社）の別当を務めていた。



福寿院 新義真言宗、下総国葛飾郡元栗橋村真相院末、天王山長栄寺と号す、本尊不動、開山俊盛正保四年二月二十四日寂す、  
天神社  
三峯社  
不動堂  
観音堂

〔新編武蔵風土記稿〕より



（右）天下泰平国土安全  
文政四年辛巳年  
六月吉祥日

（正）南無阿弥陀仏  
徳本○  
□一虎

（基礎正）  
氏 林 小

（左）武州葛飾郡栗橋宿  
念仏講中  
願主 虎屋久右衛門

（裏）田畑一反六畝餘  
寄付之

### 徳本上人名号塔

文政4年（1821）に立てられた徳本上人揮毫の名号塔。

徳本上人は、宝暦8年（1758）紀伊国（現和歌山県）生まれの僧侶。諸国を巡って各地に念仏講を創生したため、徳本上人により書かれた独特の書体の「南無阿弥陀仏」の名号塔が各地に残る。

施主の小林氏（虎屋久右衛門）は、栗橋宿の脇本陣を務めた。

## 深廣寺

浄土宗寺院。慶長年間（一五九六～一六一五）に栗橋宿の開墾にあたった並木五郎平（五郎兵衛）が開基。

第二代住職の単信上人により、境内に高さ約三・六メートルもある六角名号塔が二〇基建てられた（後に一基が建てられ現在は二一基）。



深廣寺 浄土宗、下総国飯沼弘経寺末、無涯山単信院と云、本尊阿弥陀仏を安ず、開山広譽閑栄慶安二年五月四日寂す、開基村民五郎平は、今の名主五郎平が先祖なり、明暦元年十一月十八日死す、法名梅香院光盛と云、境内に六面塔二十一基を建たり、共に高さ一丈四尺余、面ごとに弥陀の名号を鐫り、是は承応二年当寺二世単信和尚、伊豆の大嶋より大石二十一を舟に載来りしに、ある日海上にて舟す、まず鰐魚の支ふる所ならんとて一つを水中に抛ち、残る二十を載来りて建立せり、其後明和年中に至りて時の住僧精譽満山、其志を継て一基を建、かの単信が願を満足せりと云、鐘楼 天和元年第五世誓誓が代、鑄造の鐘をかく、武蔵国葛飾郡川辺庄と鐫り、されば此頃までは此庄名を唱へしなるべし（『新編武蔵風土記稿』より）



■ 木造単信上人椅像 久喜市指定文化財  
単信上人自作の像と伝えられている。



■ 並木五郎平の墓 久喜市指定史跡  
並木五郎平（五郎兵衛）の墓標。並木五郎平は、池田鴨之介などと栗橋の開墾にあたった。

（右） 梅香光盛信士 霊

（正） 南無阿弥陀仏

（左） 日光妙清信女 霊

（裏） 十月十九日

正月五日

### 六角名号塔

深廣寺境内にあり、二一基の名号塔がし字状に並ぶ。久喜市指定文化財。塔身は六角形をしており、それぞれの面に「南無阿弥陀仏」の六字名号が刻まれる。高さ約三・六メートル。

単信上人により千人供養塔として承応三年（一六五四）から明暦二年（一六五六）の間に二〇基が建てられる。その後、明和三年（一七六六）に三千人供養塔として一基が建てられる。

承応三年七月までに建てられた八基には「新栗橋」との町名記載があるが、同年八月以降の塔では全て「栗橋」となっており、栗橋宿の名称変遷を窺い知ることができる。

六角名号塔の建立に関しては、伊豆から船で二一基を運ぶ途中に嵐に遭い、龍神の仕業と考えた単信上人が一基を水中に投じたところ嵐が収まり、残りの二〇基を建立したとの伝説がある。

なお、境内にある手水鉢は明暦元年に「石屋 長兵衛」から寄進されたものである。埼玉県東部で最古の石工銘であるが、奉納時期などから石屋長兵衛は六角名号塔の造立に関わった石工の可能性がある。



武蔵国  
新栗橋  
深廣寺

■ 承応3年7月の塔の銘文



武州  
栗橋  
深廣寺

■ 承応3年8月の塔の銘文



(正)  
奉寄進

石屋

長兵衛

明暦元乙未天

七月十五日

(裏)

浄閑

妙閑

栄薫

■ 明暦元年の手水鉢

## 顕正寺

浄土真宗寺院。もとは常陸国幡谷（現茨城県小美玉市幡谷）にあった光念寺が下総国中田（現茨城県古河市中田）へ移って顕正寺と名を変え、さらに栗橋宿を開墾した池田鴨之介により現在地へ移された。

顕正寺の木造阿弥陀如来立像は鎌倉時代の作で、久喜市指定文化財。



顕正寺 浄土真宗、京都東本願寺末、幡谷山破邪院と云、此寺元は常陸国幡谷の城主、幡谷次郎左衛門尉信勝剃髮して円空と号し、同所光念寺と云天台宗の寺に住す、其頃親鸞上人同国稲田にあり、円空夢の告によりて上人をたづねゆき、隨身して唯信と改め、幡谷にかへり光念寺を一向宗の道場とす、其後兵火にかゝりて衰微せり、然るに下総國中田新宿村藤の森と云所に、聖徳太子の刻める阿弥陀を安ぜる堂あり、靈驗あらたなれども、させる堂子のいとなみもなければ、則光念寺をこゝに移し、幡谷山破邪院顕正寺と号し、その阿弥陀を本尊とす、然るに当村名先祖池田鴨之助、信仰のあまり当所へ引移せりと云、されども下総國中田にも今其旧跡に顕正寺とて、わつかの庵室のこれり、唯信坊は弘安二年三月十一日寂す、中興開基利円寛永十九年二月十八日寂、其後古河城主松平周防守、石州浜田へ国替のとき、時の任職帰依により石州へつれゆき一寺を建立し、是をも顕正寺と称と云、

（『新編武蔵風土記稿』より）

（右）

积妙信女 天和二戊天  
十月十六日



■ 池田鴨之介の墓 久喜市指定史跡  
栗橋宿を開き、本陣役を務めた池田鴨之介の墓標。10名の墓標で、鴨之介は中央上部に位置する。

（正）

元禄十六年未十一月廿九日 积檐珍信士寛永廿未  
偏照院积広薰居士 三月四日  
慶安元子天 积妙性信女元和三亥  
十二月九日 积妙玄信女寛文六年  
撰取院积了薰居士 五月廿四日  
正徳元卯七月廿一日 积寿珍信士  
十二月十二日

（左）

积性園信士 天和二戊天三月廿七日  
积貞順信女 享保十九寅四月十六日  
施主 池田与四右門

## 浄信寺

浄土宗寺院。永正二年（一五〇五）に亡くなる乗誉玄徹が、帰命院という庵室を取り立てて寺院とした。

のちに梅澤太郎右衛門が伊奈忠次の三男であるという日誉源庭を招き、境内を広めて堂宇を再建した。そのために玄徹が開山、梅澤太郎右衛門が開基となっている。



浄信寺 同宗（浄土宗）、足立郡鴻巣勝願寺の末、無量山帰命院と云、開山乗誉玄徹永正二年八月二十八日寂す、此僧奥州宮城郡昌繁寺の住職なりしが、一寺を建立せんことを志し、寺を辞して当所に来り、帰命院といへる庵室をとり立、一寺となせり、よりて是を開山と称す、其後慶長年中伊奈備前守忠次の三男僧となり、日誉源庭と云、村民又右衛門の先祖梅澤太郎右衛門この源庭を請し、若干の寺地を広め堂宇を再建せしかば、即ち太郎右衛門を開基と称す、日誉は元和元年三月十四日寂、太郎右衛門は慶長四年二月五日死す、法名梅香芳清と云、本尊聖観音、慈覚大師の作、此像は羽羽国最上の城主鮭延越前が守護仏なりしが、鮭延の家下総古河へ御預となりて家断絶のとき、家臣籠宮氏宮内兵五郎・同武兵衛等と相謀りて当寺に納むと云、天神社 稲荷社

鐘楼 貞享二年鑄造の鐘をかく、

〔新編武蔵風土記稿〕より



（正） 帰命 無量寿覚

右志者

為道清禪定門百十日  
□証菩提之也乃至此  
光明遍照 十方世界  
念仏衆生 撰取不捨  
□平利益□主敬白  
干時寛永拾癸酉香

五月三日

（裏） 正月廿四 一

### ■ 梅澤太郎右衛門の墓 久喜市指定史跡

梅澤太郎右衛門は、『新編武蔵風土記稿』などによれば、元和8年（1622）の2代將軍徳川秀忠の日光社参の際、大風のなか船橋を支えたことで伊奈忠治より貞宗の太刀や扇子を与えられたという。また、利根川両辺の開発を命じられ、その功によって御墨付を与えられたという。梅澤家は代々、名主役を務めた。



## 常薫寺

日蓮宗寺院。中興開基は栗橋を開墾した池田鴨之介で、寺名は鴨之介の法名「光明院常薫」に由来する。

利根川の渡船場である「房川渡し」の語源は、常薫寺はもと庵室で法華坊と呼ばれ、その坊の前にあった渡船場なので「坊前渡し」と呼んでいたものが、後に「房川渡し」に変化したとの説もある。

利根川強化堤防事業地内に所在していたことから、栗橋東中学校の隣接地に移転している。



### 不動閣

『くりはしの年中行事』によると、江戸時代末期に利根川の舟運が盛んになったことから、船の安全を祈って「波除不動」として祀られたという。明治時代以降、舟運が衰えると、蚕糸不動として信仰を集めた。栗橋の生業の変遷を伝える不動。

常薫寺 法華宗、下総国中山法華経寺末、高林山梅光院と云、本尊三宝祖師を安ず、傍に毘沙門の像を置、是は武田信玄の守護仏なりと云伝ふ、当寺に納めし由来詳ならず、開山常修院日常正安元年三月二十日寂、中興開基は今の名主の先祖池田鴨之助、法名光明院常薫と云、慶安元年十二月十九日死す、法名を寺号にせしものなり、此寺往古庵室にてありしことは、既に利根川渡船場の條に出せり、

七面堂

(『新編武蔵風土記稿』より)

## ■ 炮烙地蔵

宿場の南端（幸手・江戸方面）にある石造地蔵菩薩立像。久喜市指定文化財。宝永七年（一七一〇）建立。名前の炮烙（焙烙）は、豆などを煎る素焼きの土器。地蔵の周りには子供の名前を記した炮烙が奉納されている。

炮烙地蔵は、関所破りをした罪人が火あぶりの刑に処せられたのを哀れみ、建立されたとの伝承を持つ。また、線香の灰をイボにつけると治るとの伝承もあり、今でも持ち帰る人がいる。



（蓮台）

宝永七庚寅  
奉造立

地蔵尊  
九月吉日

人 発 開



### ■ 炮烙地蔵の祭り

毎年8月23日に行われる炮烙地蔵の祭り。子供達が鐘を叩きながら参拝者へ蠟燭の奉納を促す。供えられた餅は祭り終了後に切り分けられ、各家庭に持ち帰られる。

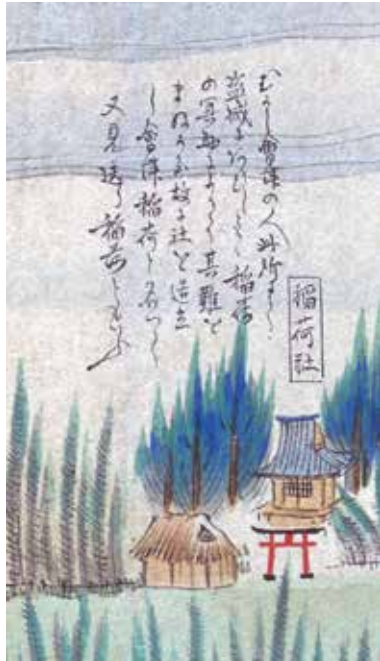


## 会津見送り稲荷

栗橋宿から南方に離れた場所（江戸・幸手宿寄り）に鎮座している稲荷社。会津藩との関わりから会津見送り稲荷と呼ばれる。

「会津見送り稲荷の内殿及び御神体」として久喜市指定史跡。

会津との関わりについては、会津藩士が参観交代の先遣隊として来ていて道に迷った際に助けられた、物を紛失して死を決意した際に死を思いとどめさせられた、盗賊にあった際に稲荷に助けられたなどの話が伝わっている。参観交代のルートであった栗橋を物語る稲荷社。



『日光道中絵図』  
(国立公文書館蔵)

むかし会津の人此所にて  
盗賊にあひしとき稲荷  
の冥助によりて其難を  
まぬかふ故に社を造立  
し会津稲荷と名つく  
又見送り稲荷といふ



(正)  
会津家中  
芝詰西部屋  
二ノ宮弥久  
組中  
(裏)  
天明五乙巳年  
四月吉日

### 手水鉢

会津見送り稲荷の創建時期は不明だが、この手水鉢によって天明5年（1785）には存在していたことが分かる。創建時に奉納したものか。



### 御神体

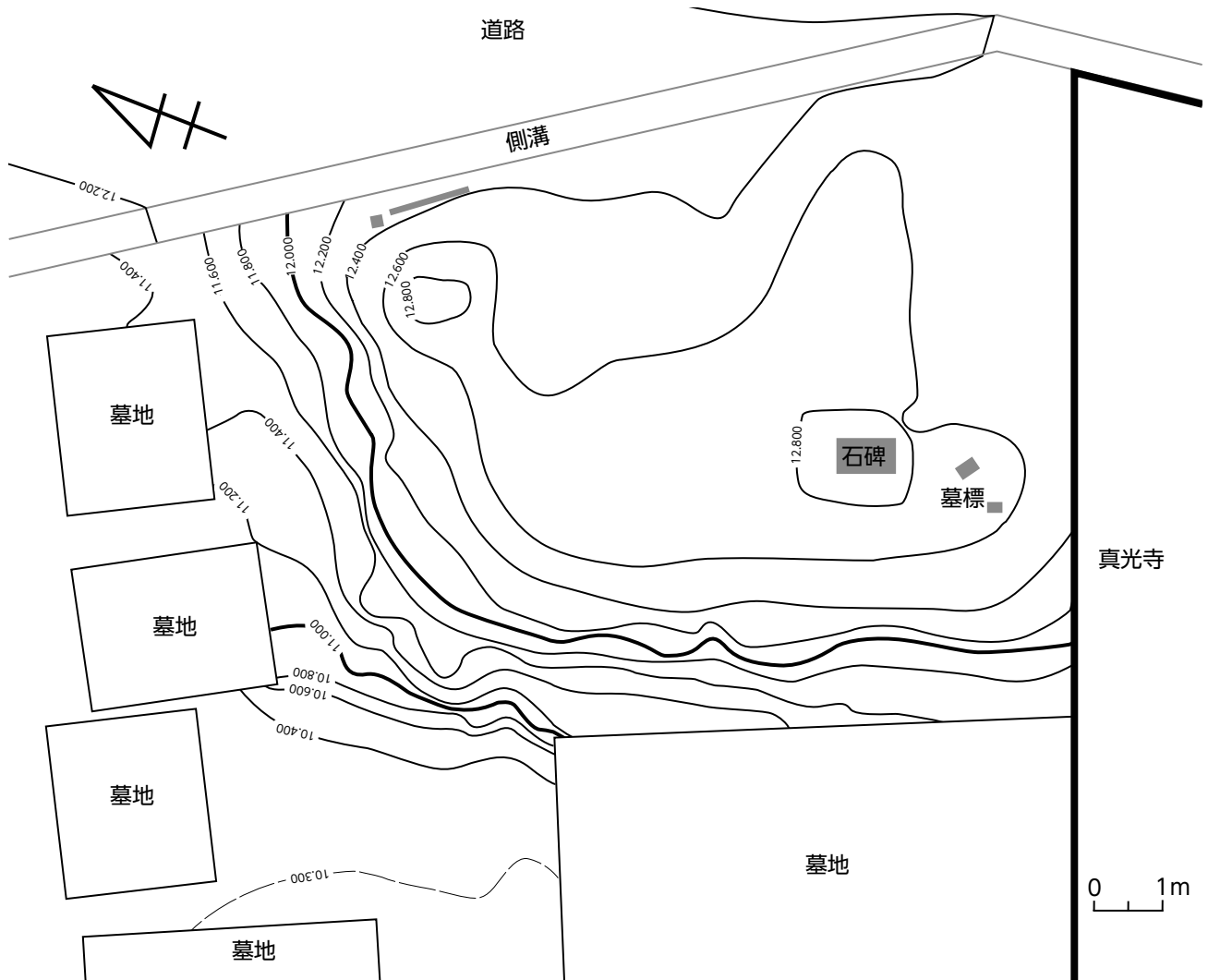
狐に乗った茶吉尼天像。底面には文政年間（1818～1830）に常薫寺住職が奉納したことが記される。

## 一里塚

小右衛門地区の旧日光道中沿いにある一里塚。久喜市指定史跡。

現在の道路面からの比高差は最高で〇・四メートルほどしかないが、真光寺の墓地からは二・五メートルほどの比高差がある。

等高線図は弁財天堂建替撤去時（平成二十三年）に測量したため弁財天堂がないが、現在は塚上に建替えられた弁財天堂が建っている。弁財天堂は大正時代に近隣から塚上に移されたもの。



一里塚等高線図

## 島田家文書

旧関所番士の島田家の文書群。総点数三八五点。久喜市指定文化財。島田家からの寄贈により久喜市立郷土資料館蔵。

文書群の内訳は、関所資料が約三二〇点、家関係資料が約五〇点。栗橋関所資料のうち約二六〇点は通行証文。また、関所の文書を記録した御用留が一〇点ある。

久喜市立郷土資料館の展示図録『第八回特別展 栗橋関所の番士でござる ―島田家文書を紐解く―』で主要な文書が紹介されている。



御用留 (久喜市立郷土資料館蔵)



「漂着琉球人通行につき証文」  
(久喜市立郷土資料館蔵)

## 足立家文書

旧関所番士の足立家の文書群。総点数一一五五点。このうち、関所の日々の出来事を記録した日記や、関所の文書を記録した御用留など九四点が「栗橋関所日記及び関係資料」の名称で埼玉県指定文化財。足立家からの寄贈により埼玉県立文書館蔵。

文書目録は埼玉県立文書館『諸家文書目録Ⅵ』に掲載。日記や御用留は『埼玉県史料叢書』一三〜一六(栗橋関所史料一〜五)として公刊されている。

なお、足立家旧蔵の槍や陣笠、袴などが、久喜市立郷土資料館に寄贈されている。



関所日記 (埼玉県立文書館蔵)



足立家旧蔵の袴・陣笠 (久喜市立郷土資料館蔵)

## 『栗橋宿・栗橋関所等関連史料』

栗橋宿や栗橋関所に関する史料のうち、紀行文や編纂物を収録した。

### 一 『東遊雜記』

備中岡田藩士となる古河（古川）古松軒が、天明八年（一七八八）、幕府巡検使に随行して東北地方から北海道まで視察した際の紀行文。ここでは栗橋宿に関わりのある部分を抄録。平凡社の東洋文庫『東遊雜記』を転載。

粕壁の駅より二里八町二ツ屋、一里半杉戸、一里半幸手、二里二十二町栗橋、ここは伊奈半左衛門殿御預りの御関所にして、往來の人を改む。別して女人通行を改むること厳重なり。しかれどもひろびろとせし平地なるゆえに、二、三里ほどずつもまわり道をすれば、婦人通行のぬけ道いくらかもこれありといえり。これも上の御仁政なるゆえか。

刀根川（利根川）の水源へ二十余里あり。幾川となく流れ落ちて栗橋の上にて一流れとなる。聞きしよりは大河にて、世に坂東太郎と号するなり。二百石積みばかりなる舟ありて、江戸へ往來す。左右の堤も破塘にて、ややもすれば洪水溢れて、人民難儀に及ぶ。すでに去る天明六丙午年（一七八六）夏洪水ありて堤崩れ、数人死亡せしといえり。さてこの辺は石のなき所にて、家造りにも石を用いず、皆土座造りなり。所どころ二、三百軒ずつの町はあれども、五畿内・中国筋とは違いて各おの草葺きの家造りいと見苦し。栗橋の駅より中田まで二里といえども甚だ近し、ゆえあることにや。刀根川御渡りの時、古河の城主王井侯（七万石なり）御馳走（おもてなし）として御座船三艘を出されける。

（中略）この街道筋は、上方・中国筋にもこれなき広き道にて、杉戸の辺よりは、北（実は東北）に筑波山、西（実は北北西）に日光山、晴天には南（実は西南）に富士山を見るなり。すべてこの郷中は海魚甚だ不自由なり、鯉・鮒・鯰・鰻等の川魚多く、味わい佳なり。

### 二 『新編武蔵風土記稿』

江戸幕府の編さんによる武蔵国の地誌。文化七年（一八一〇）から約二十年を費やして完成。ここでは「栗橋宿」の全文と、現久喜市内の村で日光道中・日光御廻道に関わりある記述を抄録。雄山閣の大日本地誌体系『新編武蔵風土記稿』第二巻を転載。

#### ○栗橋宿

栗橋宿は、江戸より十四里の行程なり、慶長年中下総国栗橋村の民池田鴨之助、並末五郎平と云もの願ひ、伊奈備前守忠次の指揮によりて開墾せしが、民家次第に増加しつつに宿並をなせり、故に下総国の方を元栗橋村と云ひ、当所を新栗橋と云、正保改の国図には上河辺新田と記し、傍に栗橋町ともと細書し、別に又新栗橋町の名をも載せたり、後一村となりしは当所次第に繁昌し、いつしか上河辺新田の名を失ひ、其地を概して今の名となりしにや、初め上河辺の唱ありしは、下総国下河辺に對せし名なりしにや、当宿は日光御成道川口町より第八の宿駅にて、長さ十町余、千住道よりは第七の駅に当れり、人馬の継立は元和二年より始り、当宿及下総国葛飾郡中田宿にて半月つ、替りて司とり、人馬二十五人、二十五匹を定数とし、下総国古河へ二里、当郡幸手宿へ二里三丁、其余埼玉郡加須町へ三里、同郡鷲宮町へ二里半の人馬を継送れり、民家四百十九軒、多く街道の左右に櫛比し、宿駅及び諸商をなして生業とす、又二六の日市を開き、穀物其外諸品を鬻げり、村の四境南は小右衛門村、西は伊坂村、北は古利根川を隔て、埼玉郡中新井村、東は利根川を隔て、下総國中田宿なり、東西六町余、南北二十三丁許、天水の地なり、正保のものには伊奈半十郎御代官所とありて、今も御料所なり、検地は元禄十年酒井河内守札せり、

高札場 小名上町にあり、

小名 上町 中町 下町 三ツ俣 船戸 鍛冶町

利根川 当宿と下総国との堺を流る、幅二百十四間、川に傍て堤あり、

渡船場 房川渡と云利根川の渡にて、川の向は下総國中田宿なり、宿内常薫寺は、元

栗橋村宝泉寺持の庵にて、法華宗なり、故に法華坊と云、其坊前の渡なれば坊前渡しの称ありしを、いつとなく今の字に改むと云、日光御社參の時、爰に船橋を架し、堤上に御茶屋を構ふ、こゝより望めば向は中田の宿駅連り、松間よりか

すかに粉壁の見ゆるは古河の城牆なり、又富士、筑波、日光の三山三方に屹立し、真に一名区なり、其図は後に載す、此川にて産するもの鯉、鮒、鮓、鱧、さい、いはなの類にて、味ひ最美なり、又南の方に農民往来の渡しあり、対岸中田宿へ達す此渡のことは寛永八年伊奈半十郎忠治より出せり、利根川通脇渡場の記録にも見えたり、

関所 利根川堤上にあり、其置れし年代詳ならず、見張番所を構へて往来の旅人を改む、是を房川渡中田御関所と唱ふ、往来改の條目を記せし高札を建、往古のことを伝へず、関所番人四人あり、是は寛永元年今の加藤木工兵衛、足立十右衛門、富田定右衛門、島田源次郎の先祖御抱となり、世々在任してこれを勤む、此内後年外御関所より来りし者も有と云、

牛頭天王社 宿の鎮守なり、福寿院の持、慶長年中利根川洪水のとき、水溢を防んとて村民等堤上に登り居たりしに、渺々たる水波の中に鯉魚と泥亀とあまた囲み、神輿とおぼしきもの流れ来り、引上みしに全く神輿にて元栗橋の天王なること、偶つとへる彼村民等も見認得たりしかば、衆皆奇異の思ひをなし、かゝる乱流の中に傾覆の患なく、鯉魚泥亀の類圍て当所に来れることは、これ神靈の然らしむる所ならんとて、則爰に勧請し、是より後毎歳六月は、此神を祭れる月なれば、村老はさらなり児童さへかの二魚を食ふことを得ず、

末社 稲荷 雷電

八幡社二 共に村民持下同じ 稲荷社五 白山社

深廣寺 浄土宗、下総国飯沼弘経寺末、無涯山単信院と云、本尊阿弥陀仏を安す、開山廣譽閑栄慶安二年五月四日寂す、開基村民五郎平は、今の名主五郎平が先祖なり、明暦元年十一月十八日死す、法名梅香院光盛と云、境内に六面塔二十一基を建たり、共に高さ一丈四尺余、一面ごとに弥陀の名号を鐫り、是は承応二年当寺第二世単信和尚、伊豆の大嶋より大石二十一を舟に載来りしに、ある日海上にて船す、まず鱒魚の支ふる所ならんとて一つを水中に抛ち、残る二十を載来りて建立せり、其後明和年中に至りて時の住僧精譽満山、其志を継て一基を建、かの単信が願を満足せりと云、

鐘楼 天和元年第五世誓誓が代、鑄造の鐘をかく、武蔵国葛飾郡川辺庄と鐫れ

り、されば此頃までは此庄名を唱へしなるべし、

浄信寺 同宗、足立郡鴻巣勝願寺の末、無量山帰命院と云、開山兼譽玄徹永正二年八月二十八日寂す、此僧奥州宮城郡昌繁寺の住職なりしが、一寺を建立せんことを志し、寺を辞して当所に来り、帰命院といへる庵室をとり立、一寺となせり、よりて是を開山と称す、其後慶長年中伊奈備前守忠次の三男僧となり、日誉源庭と云、村民又右衛門の先祖梅澤太郎右衛門この源庭を請し、若干の寺地を広め堂宇を再建せしかば、即ち太郎右衛門を開基と称す、日誉は元和元年三月十四日寂、太郎右衛門は慶長四年二月五日死す、法名梅香芳清と云、本尊聖観音、慈覚大師の作、此像は出羽国最上の城主鮭延越前守が守護仏なりしが、鮭延の家下総古河へ御預となりて家断絶のとき、家臣籠宮氏宮内兵五郎・同武兵衛等と相謀りて当寺に納むと云、

天神社 稲荷社

鐘楼 貞享二年鑄造の鐘をかく、

福寿院 新義真言宗、下総国葛飾郡元栗橋村真相院末、天王山長栄寺と号す、本尊不動、開山俊盛正保四年二月二十四日寂す、

天神社 三峯社 不動堂 観音堂

常薫寺 法華宗、下総国中山法華経寺末、高林山梅光院と云、本尊三宝祖師を安す、傍に毘沙門の像を置、是は武田信玄の守護仏なりと云伝ふ、当寺に納めし由来詳ならず、開山常修院日常正安元年三月二十日寂、中興開基は今の名主の先祖池田鴨之助、法名光明院常薫と云、慶安元年十二月十九日死す、法名を寺号にせしものなり、此寺往古庵室にてありしことは、既に利根川渡船場の條に出せり、

七面堂

鐘楼 寛延二年に鑄し鐘、地震のために破損せし故、寛政九年鑄改めり、

顕正寺 浄土真宗、京都東本願寺末、幡谷山破邪院と云、此寺元は常陸国幡谷の城主、幡谷次郎左衛門尉信勝剃髮して円空と号し、同所光念寺と云天台宗の寺に住す、其頃親鸞上人同国幡田にあり、円空夢の告によりて上人をたづねゆき、隨身して唯信と改め、幡谷にかへり光念寺を一向宗の道場とす、其後兵火にかゝりて衰微せり、然るに下総國中田新宿村藤の森と云所に、聖徳太子の刻める阿弥陀を安せ

る堂あり、靈験あらたなれども、させる堂于のいとなみもなければ、則光念寺をこゝに移し、幡谷山破邪院顯正寺と号し、その阿弥陀を本尊とす、然るに当村名主先祖池田鴨之助、信仰のあまり当所へ引移せりと云、されども下総国中田にも今其旧跡に顯正寺とて、わづかの庵室のこれり、唯信坊は弘安二年三月十一日寂す、中興開山利田寛永十九年二月十八日寂、其後古河城主松平周防守、石州浜田へ国替のとき、時の住僧帰依により石州へつれゆき一寺を建立し、是をも顯正寺と称すと云、

観音堂 馬頭観音を安ず、是は古へ佐竹右京太夫此あたりを通行の時、俄に馬やみて斃れしかば、村民等に命じて納めしむ、後に村民等相謀りて其埋めし所へ小堂を営み、佐竹家より此像を請ひて安置する所と云、

地藏堂 村民持

供養塚 村民持、是は天明三年信州浅間山焚焼のとき、利根川にて横死する者あまたありしを埋めしと云、

褒善者又右衛門 梅澤を氏とす、元和八年四月台徳院殿日光御社参の時、利根川満水殊に大風にて、当所船橋危くみえければ、先祖太郎右衛門人夫を率ひ水中に入て粉骨を尽せし故、其功勞を賞し、伊奈半十郎忠治より貞宗の刀及扇子を与へり、後利根川両辺開発のこと半十郎より聞へ上げ御免を蒙りしかば、やがてこの太郎右衛門に命じて開発のことなりぬ、由てこの辺御成の時中田宿大塚の上に御駕をすへさせられ、開発せし新田の限に狼煙を揚げ、開発の地境及広さの弁別を上覽に備へしかば、太郎右衛門の功を賞して御墨付を賜ひ、繼で川辺堤の修築をも命ぜられし由、後この人半十郎が家臣となり、名主役を兼勤めしが、万治年中子孫小右衛門が時に至り、其弟弥五右衛門といへるものに役義を譲りしより、弥五右衛門が家代々役義をつとめて、今の又右衛門に至れり、先祖太郎右衛門が賜はりし御墨付は焼失して今は伝へず、

旧家者又四右衛門 氏を池田と称す、大職冠鎌足の苗裔、池田大炊頭正親の末葉、本国美濃の者にて、観心の下総国元栗橋村に來り農家に降りぬ、慶長年中鴨之助と云もの、村民五郎平と謀りて当所を開発す、其子又四右衛門より代々此名を襲ひて、開發以來怠慢なく本陣役を勤めり、

### ○小右衛門村(抄)

村の東の方堤通りは、日光道にして長さ千六百間程か、れり  
小名 御馬口洗場 日光御社参の時、御馬の口を洗ひし所と云  
尼坂 日光道の中にあり

### ○松長村(抄)

村内に一條の道あり、日光御社参脇往還なり、

### ○伊坂村(抄)

村内に古の鎌倉街道か、れり、外に松長村より栗橋宿への通路あり、爰は日光御社参脇往還なり、

### ○八甫村(抄)

村の東西に日光御社道あり、本街道の内高須賀、外国府間辺水溢の時は、則幸手宿よりこの道を成せられ、栗橋宿へ通ず、

褒善者渡邊七左衛門 村の名主を勤む、文化十二年東照宮二百回御忌の時、公より栗橋宿へ人馬休息の小屋を修理あるべきを、己が所持せる竹木を以て彼地へ小屋を造りしにより、時の御代官中村八太夫公へ聞へ上しかば、其身一代苗字を免さる、これより前文化十年六月金六十兩を出し、房川渡船永く続べきの助をせしにより、御代官山田茂左衛門その奇特を褒賞せり、又同年十一月下総国葛飾郡行徳領塩浜困堤石垣修理の費を資けんとして、金三百兩を納し時御代官竹垣三右衛門より褒賞ありしと云、

### 三 『日光道中宿村大概帳』

道中奉行管轄下の街道筋について、先行する諸書で不確定であったものを再調査してまとめ、文化三年(一八〇六)に將軍に献上されたというもの。後に『大概帳』は改めて校本を作成しており、人口は天保十四年(一八四三)のものが記されている。詳細は一四頁。ここでは「栗橋宿」を全文掲載。『久喜市栗橋町史』第四巻を転載。

日光道中

斎藤嘉兵衛御代官所



武蔵国葛飾郡

一、合高六百八拾九石式斗七升九合

栗橋宿

江戸え拾四里拾五町

幸手宿え式里三町

古河宿え壹里式拾町

但、当宿之儀は中田宿と合宿ニ有之、毎月十五日代り相勤来る、

小右衛門村境より房川渡船場迄

宿往還長拾五町拾三間余

一、宿内町並南北拾町三拾間

但、除地寺地先共

天保十四卯年改

一、宿内人別千七百四拾壹人

内 男六百六拾九人  
女六百七拾八人

同

一、宿内惣家数四百四軒

内

字上町

本陣

凡建坪百六拾七坪  
間櫓・玄關附

壹軒

脇本陣

凡建坪四拾九坪余  
間櫓無之、玄關附

壹軒

旅籠屋式拾五軒

大 四軒

内 中 七軒

小 拾四軒

一、地子免許五千坪

但、宿高六百八拾九石式斗七升九合之内六百八拾八石二斗九升九合元録

八亥年検地高有之、式斗五升式合明和八卯年検地高有之、七斗式升八合天

明五巳年検地高有之、且右宿高之内六百八拾八石式斗九升九合之御伝馬宿

入用米は相掛り、六尺給米・御藏前入用は免除、九斗八升之は三役共相掛

る、

一、間屋給米無之、

一、繼飛脚給米無之、

一、宿高札場壹ヶ所 字上町建有之、

右高札文言左之通、墨人之儀は支配御代官ニて取扱来、外高札文言柏壁宿

同断ニ付略之、

定

一、栗橋より駄賃并人足賃錢

幸手迄

荷物壹駄

八拾文

乗掛荷人共

同断

軽尻馬壹疋

五拾三文

附

あふ付ハから尻に同し、夫より重き荷物ハ本駄賃(義殿)に同しかるへし、夜通

し急に通る輩は、軽尻に乗る共本駄賃錢と同前たるへし、

人足壹人 四拾壹文

古河迄

荷物壹駄

八拾九文

乗掛荷人共

同断

軽尻馬壹疋

五拾九文

人足壹人

四拾四文

泊々ニて木賃錢

主人壹人

三拾五文

召仕壹人

拾七文

馬壹疋

三拾五文

右之通可取之、若於相背は可為曲事もの也、

正徳元年五月日

奉行

奉行

定

来亥正月より来ル申十二月迄拾ヶ年之間駄賃并人足賃錢壹割五分増之、

幸手迄

荷物壹駄 九拾二文

乗掛荷人共 同断

軽尻馬壹疋 六拾壹文

人足壹人 四拾七文

古河迄

荷物壹駄 百六文

乗掛荷人共 同断

軽尻馬壹疋 六拾八文

人足壹人 五拾壹文

右之通可取之、若於相背は可為曲事もの也、

天保九年戌十二月

奉行

一、人馬繼問屋場老ヶ所

字上町

問屋

三人

年寄

三人

帳付

三人

馬指

三人

右問屋場之問屋壹人・年寄壹人・帳付壹人・馬指壹人日々相詰、重キ通行有

之節は宿役人一同罷出取扱来、右宿役人房川渡船場役兼帯相勤候由、

一、宿建人馬式拾五人・式拾五疋

内 題 困人馬

一、御朱印・御証文并諸家通行之節、当宿之儀は中田宿と合宿之駅場

二付、毎月上十五日は当宿にて賃人馬繼立いたし、中田宿にて

御朱印・御証文通行繼立いたす、下十五日は中田宿にて賃人馬繼立

いたし、当宿にて

御朱印・御証文通行繼立致ス、其外御用之次第二寄在々えも繼立来

る、

一、江戸并日光・箱館其外より御証文附御状箱、御用物等宿内問屋場にて繼立、御定人

足之内にて御状箱持当置、問屋・年寄其他宿役人一同罷出取扱来、

一、宿内郷藏無之、囲初等有之、

一、宿内往還え出る除地

除地

浄土宗

深広寺

但、右寺往還附にて手狭二候得共、宿方差支之節ハ休泊受候儀

有之、

真言宗

福寿院

但、右寺往還附にて手狭二候得共、宿方差支候節は休泊受候儀

有之、

日蓮宗

常薫寺

但、右寺往還より壹町程引込有之、手広にて宿方差支之節ハ可

也二休泊受候儀有之、

一向宗

顕正寺

但、右寺往還附、手広二付宿方差支之節は休泊受候儀有之、

除地

牛頭天王社  
福寿院持

御料

武蔵国埼玉郡

但、右社往還より志町余引込有之、

同百式拾五間余

細間村

町場へ志里拾壹町

同

八幡宮  
百姓持

同

但、右宮往還より式町余引込有之、

同百八拾六間

砂原村

同 志里廿六町余

同

八幡宮  
右同断

但、右宮往還より式町程引込有之、

同

同

稻荷社  
右同断

同式拾三間

新井新田村

同 志里拾壹町

除地

稻荷社  
百姓持

一、此宿より中田宿迄之間往還通並木  
宿内 百九拾四間 栗橋宿

但、右社往還より志町半余引込有之、

同

天満宮  
右同断

一、此宿より中田宿迄之間志里塚無之、

但、右宮往還より拾町余引込有之、

同

浄土宗  
浄信寺

一、高札場 高志丈五寸

長志丈五尺  
横志丈五尺

但、右寺往還附にて手狭ニ候得共、宿方差支之節は休泊受候儀有之、

右寺社何れも往還役無之、此外往還へ附候寺社無之、

一、此宿より中田宿迄往還通掃除町場

但、宿内掃除之儀は其所之町場も有之、又は他村之入会も有之、且重き通行之節

宿方にて相心得同断取計来、

栗橋宿往還長五百七拾九間

宿方町場

字新町

一、石橋 長四尺 横二間

字中町 長五尺 横二間壹尺

一、同 長四尺五寸 横二間壹尺

同 長四尺五寸 横二間壹尺

一、同 長四尺五寸 横二間壹尺

字上町

一、同 長三尺八寸 横二間

右四ヶ所自普請仕来、

房川通

一、堤長千二百拾壹間 高壹丈五尺 馬踏四間敷拾八間

是は前々より定式御普請所ニ有之、

字大堀

一、悪水堀 長千八拾間 横四間

字道上耕地

一、同 長式千五百間 横七間

字道下耕地

一、同 長千五百間 横七間

右三ヶ所自普請仕来、

小右衛門村境より中田宿境迄

一、往還長九百拾三間 道幅六間半

是は前々御普請所式て享和二戊午御代官中村八太夫掛りにて御普請有之候由、

一、栗橋宿より中田宿迄之間最寄御林無之、

栗橋宿雜之部

一、此宿傍示杭前後境ニ有之、建替之節は支配御代官差図を受、宿人用ニて取扱来、

一、此宿両側家並ニて其余は並木、裏は田畑也、

一、此宿田より畑多し、用水は生出村より引取、流末は中里村地内悪

水以え落る、

一、呑水は堀井又は川水を用ゆ、

一、農業之間旅籠屋は旅人の休泊を受、又は食物を商ふ茶店有之、其外諸商人多し、

一、此宿男はわら細工いたし、女は機を織る、其外仕馴たる手業なし、

一、五穀之外時々之野菜并藍を少々作る、

一、此宿毎月一・六之日市立有之、

一、米の津出し、利根川河岸え凡七町程、夫より江戸迄川路式拾三里、

一、竹木類船積・筏下ケなし、

一、字房川有り、幅大概式百拾四間、常水川幅四拾間程、船渡なり、此川水元は西之方は鳥川・蕪川・神流川より流来、北之方より思川・巴波川・佐野川・渡良瀬川より流来、流末は下総国佐原より津之宮海え落る、此川一体利根川なれ共此所にては房川といふ、

一、右川常水川丈九尺程ニて、出水・増水物丈壹丈式三尺に相成渡船留り、水路壹丈余に相成川明いたす、尤右水丈増替見合を以取計候由、

一、右川出水留明之節、宿継を以道中奉行え注進いたし来、

一、右川高札之儀宿高札場一同ニ掛有之候処、文政十二丑年より別段相建、尤川会所無之、人馬繼問屋場ニて兼帯ニ取扱来、右川高札文言左之通、

定

一、前々より有来渡船懈怠なく是を出し、昼夜不相滞様勤へき事、

一、往来之輩多き時は残らず船を出し、人馬・荷物等無滞これを渡すへし、奉公人之外船賃出す輩より猥りに定之外賃銭多く取へからざる事、

一、荷物附ながら馬を船に乗せ候儀相对次第たるへき事、

右條々可相守之、若於相背は可被行罪科もの也、

正徳元年五月日

奉行

定

一、水丈八九尺程有之節を常水と極、往來船は武家之外旅人壹人ニ付賃銭五文、茶船は壹人ニ付拾式文、荷物は壹駄に付式人分之賃銭取之、凡水壹尺増ニ付人馬荷物とも五

文宛増銭可請取事、

一、右定之外増銭不受取、別て船中ニて酒代等申請候儀堅く致間敷候、

右之趣於相背は、後日相聞といふ共穿鑿之上可為曲事もの也、

寛政三年亥十一月日

奉行

定

当寅より来ル未迄中五ヶ年之間船賃三割増之、

舟賃

壹人 七文

馬壹疋 拾三文

茶船は

壹人 拾六文

荷物壹駄 三拾壹文

右之通可取之、若於相背は可為曲事もの也、

天保十三年寅六月

奉行

但、猶又年延、

一、右川渡船式艘有之、是は水主拾貳人・船頭貳人之者共持株ニテ、平日は水主六人・船頭壹人ツ、隔番ニ相詰動来、尤右船之儀は全く御用船ニ有之候間、夜中も貳人宛泊番いたし、幸手・古河両宿より継来り候御状箱其外御用物継来り候節、往返とも渡船いたし来る、

一、此宿茶船五艘有之、是は水主貳拾七人之もの持株ニテ、平日は三組ニ引分日々九人ツ、相詰、重き通行之節は一同罷出相動来、

一、右馬船式艘之儀は前々より御入用を以て造立、茶船五艘之儀は武州葛飾郡中里村・八甫村上り田地作徳金を以て造立候処、右地所追々亡所ニ相成、造替等行届兼候二付、八甫村名主七左衛門と申者文政三辰年丑六拾両、同十二年金四拾両支配御代官え差出、猿屋町会所取扱貸附二いたし、右利金を以て造替等取計候処、天保十四卯年御主法替被

□仰出、右元金之分年賦下ヶ之積相成、左候ては造替等差支候二付、右年賦を以下ヶ渡可相成、元金之分弘化四未年より御貸附相成、右利金を以て造替等入用二いたし候積、一、宿内渡船場脇馬船水主之もの相動候小屋壹ヶ所、茶船水主之者相詰候小屋壹ヶ所所有之、水主・船頭夫々割合相動候得共、重き通行之節は一同罷出相動来、

一、此宿宇三俣堤上之鎖蔵壹ヶ所所有之、是は先年日光御社参之節房川渡り船橋相掛り候砌、右之鎖を以て造立

通御有之候由、右鎖数當時百拾七筋有之、尤右御蔵え番人附置候二附、給米として此川両縁村々より請取相渡候由、

一、此川にて鯉・鯰・鱈・さい類とれ候得共、此宿ニ漁獵稼之もの無之、最寄村々にては渡世にいたし候者有之候由、

一、此宿堤通り供養石碑有之、是は天明三卯年七月中浅間山焼泥砂押出し、利根川筋流死人相流候節、為供養相建候碑之由、

一、此宿ニて粟餅を商ふ店式軒有之、此所之名物之由、

一、此宿房川河岸問屋より運上永三貫文ツ、年々支配御代官え相納候処、天保十四卯年より右運上免除ニ相成候由、

一、此宿一体平地にて、山坂無之、見渡し山々有之、且此宿より下総国釈迦村・武蔵国加須村へ出る道筋有之、其外隣村又は田畑耕地へ出る小道なり、

下総国

釈迦村え 凡式里

武州

加須村え 凡三里

駿州

富士山え 凡四拾九里程

常州

筑波山え 凡拾里

#### 四 『埼玉県史蹟名勝天然記念物調査報告第四輯 史蹟及天然記念物之部』

大正八年制定の史蹟名勝天然記念物保存法に伴い設置された県史蹟名勝天然記念物調査会刊行の報告書。昭和三年刊行。「栗橋関址」を全文掲載。

埼玉県史蹟名勝天然記念物調査会委員

官幣大社氷川神社宮司 足立 達 調査

一、名称

栗橋関址

一、所在地

北葛飾郡栗橋町

一、現況

栗橋町利根川西岸堤の上にて、大正十三年九月竣工せし利根川橋の西詰より、北方二三十間許の地点に当る。度々の改修に困り今は旧状を忍ぶべき何等のものも残されず、敷葉の古図によりて、其位置を推定することを得、殊に前記利根川橋架橋工事の爲め、堤防は一層に盛り上げられ、昔の関所のありし地点は、其の堤の外の川水に臨む所なり。此関址の埋没を歎き、同町有志相謀り堤上に於て、関所の所在地に極めて近き地を選び、石碑を建て徳川家達公の筆になる、栗橋関址の文字を刻めり。

日本陣池田氏の邸は、道路を隔て、近く相向ひ。旧番士の四家の中加藤足立島田三家は、程近き所に子孫居住せり。従て此等の家に史料保存せられ、研究上極めて便宜あり。

一、創設沿革

此所昔渡船場ありて房川渡といふ。この渡船場を渡りて、利根川の対岸（東岸）中田宿に達す。故に此関所は、栗橋地内にあれども、元は房川渡中田御関所と称せられたるなり。

武蔵風土記稿によれば、房川渡といふ利根川の渡にて、宿内常薫寺は、元栗橋村室泉寺持の庵にて法華宗なり。故に法華坊と称せり。其の坊の前の渡なれば、坊前渡の称ありしを、何時とはなく房川と改むといひ、大日本地名辞書亦この説を引用したれども、当町日本陣にして現町長たる池田義郎氏の説によれば、徳川時代以前に現在の栗橋町の東方に当りて、渡良瀬川の一部房州といふ川流れ居り、其に一の渡船場ありしが如し。故に房川渡と称せり。其房川といへりしは、其川の傍に一僧坊ありし爲にして、其坊後に一ヶ寺となりぬ。現今栗橋町内常薫寺是なりといふ、而して後関所を置き、此所に渡船場を設けられて、房州渡中田御関所と称するに至りしが、此際は関所と渡船場と同じ地点なること、古図によりても明かにして、即ち前期利根川橋の北方の堤上に在り。然れども置関以前の当初、房川渡と称せられし

頃の渡場の地点は、利根川橋より敷丁下流に位するが如し。而して元和七年利根川の流域を改修して、水路を変更せし頃より、渡船場の位置は、今の地点に移りしもの、如し。

慶長年中徳川氏幕府を江戸に開くや、其末年下総国葛飾郡栗橋村（今の元栗橋）に住める、池田鴨之介に命じて、利根川に沿ひたる栗橋の地を開発し、町並を取立て鴨之助に本陣を命じ、奥羽街道駄伝の用務を弁せしむ。

元和元年定船場を設け、房川渡と称せり。

次て元和七年伊奈半十郎忠治は、幕命を奉し利根川の逆流を改修せし爲め、利根の流域を佐波より東に導き来り、新川通より本郷に至り渡瀬川と合し、栗橋に至らしむ。是に於て栗橋東方に於ける利根川漸く大となり、渡船の事業従て繁くなり、寛永元年利根川の西岸栗橋地内に関所を置く。風土記等には置関の年次につき詳かならずと記せども、番士森又左衛門は寛永元年関東郡代伊奈半次郎支配にて、高二十俵二人扶持を以て任官せし由にて、森氏は三代目加藤と改姓し、置関最初よりの勤務との事なれば、此関の設けられし年次も察するを得べし。

此関所は前述の通り、房川渡中田御関所と称せられ、面積四反六畝三步廻らすに木柵を以てし、此内に番所を構ふ、此建坪約十六坪余。外に高札を建て、大小の槍其他捕物の具、所謂御道具を備え、番士四人を置きて、旅人を改め、断状又は手形所持せざるものは、濫に通行を許さず。凡そ江戸時代に於ては、関所は即ち將軍居住の地の出入者を警戒し、治安保護の具なれば、交通の取締頗る嚴重にして、前記断状又は手形なく、窃かに関所を過ぐるものある時は、所謂関所破りの罪人として、直に極刑に処せらる。伝え言ふ栗橋町内新町に、炮烙地蔵と称するもの、あるは、此関所破りの罪人が、火焙りの刑に処せられたりしを、里人等哀みて追善の爲め、地蔵を建てしものなりと。船舶の通行には、船の手形を要す。其手形は船間屋たる菊田屋及伊勢屋の二家より出す定めにて、手数料初めは一枚五十文なりしが、後百文となりぬ。但し手数料の額を定むるには、凡て関所番の認許を要すべきなり。関所通行の時刻は、明け六つに始り、暮六つに終り、前記御道具の出入を以て合図とす。関止めの時刻に至れば、船も通行を禁じ、栗橋の河岸に限り碇泊せしむるを法とす。

関所番士は番役の定員四人にして、之を二組に分ち五日を期として交代勤務せり。維新最終の番士は加藤、足立、島田、富田の四家にして、手当は二十俵二人扶持を普通となしたれども、足立氏のみは四人扶持なり。幸手町名主中村氏より、送米するを例とせり。

加藤氏 置関の初より勤務す。初代を森又左衛門といひ、寛永元年関東郡代伊奈半十郎支配にて、高二十俵二人扶持を以て任官せり。三代目李兵衛に至りて、姓を加藤と改む。其より八代目政武に至りて、関所廃せらる、次を利喜太現代を市郎といふ。

足立氏 佐々木長左衛門 神谷平七郎 高久浅右衛門 長山平助次々に交送し、最後に寛政十二年足立十右衛門金町松戸御関所より転勤し来り、其より三代目柔郎の時、関所廃せらる。次を駒太郎、現代を正雄といふ。

島田氏 新井喜平次 落合勘右衛門 次々に交送し、最後に島田市郎兵衛寛永十年甲州小佛御関所より転勤し来り、其より三代目耕平の代に、関所廃止となり、次て定勝現代を定持といふ。

因に落合勘右衛門は明治時代の国学者落合直文氏の先代にして、同家の墓は栗橋町常薫寺に在り。

富田氏 同家は置関最初より勤務し、初代を茂左衛門といひ、関所廃止の當時を潤三といふ。此際他に移住し、後其家絶えたり。

明治二年諸道の関門と共に此の関所も廃せられ、番所も撤せらる、唯石垣は後迄久しく存し、明治九年東北御巡幸の際に於ける此渡場の図面には、番所前の石階の残れる状を記されたりしが、それも利根川改修工事等の為め、其跡をも止めざるに至れり。番士の者は関所廃止と共に、明治政府に仕官し、葛飾県吏員となり赴任せしが、加藤、足立、島田の三氏は邸宅のあるにより帰住し、富田氏のみは東京に移り次て其家絶えたり。

次に渡船場については、元和二年定船場を設け、房川渡と称したり。

#### 定船場の事

白井渡 厩橋 五科 一本木 葛和田  
河侯 古河 房川渡 栗橋 七里ヶ渡

関の内大舟渡境 荏川 神崎 小見川  
松戸 市川

一、定船場の外わきくにて見たりに往還者渡すべからざる事  
一、女人手負外不審成ものいつ九〇船場にても留置早く至江戸可申上但酒井備前守手形有之者無異議可通事

一、隣郷里かよひのものは所々の船渡をも可渡その外女人手負の不苦ものは其所の役人又は代官の手形を以て可相渡事

一、酒井備後守手形雖有之本船場の外は女人手負又ふしん成ものは一切不可通事  
一、惣別江戸へ相渡ものあらたむべからざる事

右の條々御相背族者可被所嚴科者也

元和二年八月 対馬守

大炒助

備前守

上野介

雅楽頭

房川渡

中田

元和七年利根川流域の改修、及寛永元年の関所設置より関所との連絡密接となり、渡船の業愈々繁くなり、従て種々の組織次第に整備するに至れり。

徳川幕府時代には、定まりたる船頭又水主とも云ひし者二十一人あり、夫等の者には栗橋船戸町内番屋敷と称する所に於て、各人三十坪宛の屋敷を無税にて給せられ、渡船の役を勤め居たり。

此を五組に分ち与喜右衛門組、五郎右衛門組、久蔵組等名つけたれども、其他の組の名に至りては今詳かならず。与四右衛門取締をなし、本陣池田氏に於て全ての支配を為す。かくて各組交代に勤務し、通行の多き時は、助番又は総出等の事もありしといふ。毎日の収入の内幾分づ、の貯金をなし、毎月二十三夜講なるものを催して、慰安ともなしたりとぞ。

右二十一戸の中現今栗橋町内に在住のもの、左の十二家なり。

鈴木廣吉 金子稲吉 巻島わか 巻島長吉 三橋周藏 大橋米吉 白石安太郎

人見五三郎 藤倉浅吉 早川林藏 柿沼軍次 中村平次郎

渡船賃は諸藩の士分以上の者、及栗橋町内の者は之を徴せず、近村の者は各村より年一回米一石若くは八斗位つ、徴収し、各個人につきては少額の渡船賃を徴し、其他一般の者は普通賃金を徴せり。

大名の往来の折は、古河土井侯より屋形船を出し、其に乗りて渡るを常とせり。

明治維新後関所は直に廃せられたれば、渡船場の事業は栗橋町にて経営すること、なり、町より監督人を出し、以前の船頭を使用し、小屋を二ヶ所に設け、監督人の小屋に於て賃金を取り、札を通行人に渡す、通行人は其札を船頭の小屋に持ち行けば、即ち船を出す。毎日其札と賃金を、町に於て定めたる賃金預り人の所に持参し、計算して預け置くこと、なせり。

明治二十五年此制を廢し、船頭の請負を定め、三年を一期の納金六百二十五円と定む。

大正十年内務省は此所に架橋の工を起し、十三年九月十四日竣工して開橋の式を挙ぐ。是に於て元和以来の歴史を有する此渡船場も、事実の上に於て廢止せられたるなり。因に県の許可を得て実施せる、同渡船場の賃金(大正十三年)大略左の如し。

人 二銭 人力車 六銭

荷車 八銭 荷馬車 十五銭

自転車 四銭 自動車 一円五十銭

之を要するに上古以来各地に関を設けられしは、国防上やむなきの必要より生じたるものにして、もと是れ非常に備へん為めなり。武家時代となり戦国争乱の世となりては、各大名領主夫々に関險を設けること、愈々多かりしも、亦各々の領村の防備を、厳にせん為め的手段たりしものにして、従て権門勢家諸社寺に至りても私関を起し、旅人を檢せしこと誠に時勢の然らしめし結果と見ざるべからず。或は中には通行税徴収をのみ目的とし、以て一の財源を得て、一時の窮乏に備へしものなきにあらねど、それは関所そのもの、本義にはあらざるなり。海内一統せられ徳川幕府の江戸に開かる、や、此地を中心とし、此當時に適合せる武門の政策なくんばあら

ず。東海道の箱根関の如き、奥羽街道の栗橋関の如き、皆其時に於ける国家治安保護上重大なる意味を有することを思はざるべからず。

一、図解 別紙にあり

一、備考

天保十四年徳川十二代将軍家慶公日光御社参のことあり。其三年程前より此渡船場に船橋を架設するの計画あり、松伏領村石川民部八甫村渡邊七左衛門工事を引き受け、栗橋宿池田与四右衛門地元として現場に於て世話し、高瀬舟五十一艘を並べ繋ぐに鎖及び虎綱と称するものを以てせり。同年四月十五日家慶公此船橋を渡り、日光に参詣せられたり。其時用ひし鎖は町内三ッ俣に鎖小屋を設け蔵め置き、鈴木氏なる者を管理人として、一人扶持を与へ置かれしが、明治維新の際売り払はれたり。其一部分を池田氏に蔵す。虎綱は船橋撤去の後、栗橋町内に表屋敷を有する者に、間口に応じて分与したりといふ。

明治九年六月四日明治天皇奥羽御巡幸の時は、栗橋町に在りし高瀬船に屋形を設け、油障子を以て屋根をしつらへ御召船となし、別の船を以て之を引かきしめ、通御あらせられ、其間鯉を捕りて天覧に供したり。

明治十四年八月東北御巡幸あらせられ、同十月十日御還幸の際は、近衛工兵隊軍橋を架設し、御徒歩にて通御あらせられたり。其折近衛都督東伏見宮嘉彰親王監督の為め御出張あり、二日間池田鴨平宅に御宿泊あらせられたり。

一、関所に関する史料

(イ) 御関所設置の覚書

覚

房川渡中田

手負並女其外不審なるものは、手形なくして一切超へからず、若濫に相渡すにおいては、縦後日にきこえ候とも、其番の者事は不及沙汰、一在所のものまでも、可為曲事かけおちの者をとらい差上候は、其人により御褒美の高下有之、而急度可被下の自然礼物を出し可渡と申輩あらは、とらえ置可申上、金銀米錢何にても、其約束の一可被下者也。



写永八年九月二十一日

御関所 当御番中

出羽守

丹後守

大藏少輔

伊賀守

信濃守

讚岐守

大炒守

雅楽頭

其二

近衛内臣殿御養女純君仙台表に下向に付房川渡中田於関所輿の者改候に不及候其段可相達旨松平周防守殿被仰渡候間可被得其意候尤供の女は定式の通可相改候以上

慶應三卯五月四日

跡部遠江守

房川渡

中田関所

其三

覚

一、拾勿鉄砲貳挺

但台附

右者従奥州仙台江戸屋敷迄越申候付房川渡中田御関所無相違罷通候様御裏印被

成可被下候

以上

文化九壬申年四月

松平陸奥守 華押

松平伊豆守殿

牧野備前守殿

土井大炒頭殿

青山下野守殿

(同裏)

表書之鉄砲貳挺関所無相違可相通候断は本文有之候以上

下野 ○

大炒 ○

備前 ○

伊豆 ○

(口) 高札

定

一、此乃関所番所の前にて往還の輩笠頭巾をぬぐべき事

一、乗物にて相通面々乗物の戸をひらくべし但女乗物は番の輩差図いたし女に見せ

可通の事

一、公家門跡諸大名参向の時は前廉に其沙汰可有之間不及改之自然不審のあらば格

別たるべき事

右可相守此旨著也仍執達如件

天和二年十一月 奉行

(ハ) 断状 其一

武器証文之事

一、鉄砲 貳挺

内玉目六勿元込筒 壹挺

玉目二勿五分六響砲短筒 壹挺

右者拙者支配定役元々岡田錠次郎所持鉄砲今般箱館より江戸迄持越候間御関所無相

違御通可有之候為後日証文仍如件

慶應元年丑年六月

小出大和守

房川渡

中田

房川渡  
中田

関所番中

其四

琉球人貳拾六人相馬讚岐守領内奥州中村泉村之濱江漂着に付江戸江陸地差下候右者  
松平薩摩守家来之手形を以可相通旨高井土佐守被申越候間薩摩守家来之手形を以右  
琉球人無滞可相通候以上

安永四年

未八月二十七日

伊半左○  
房川渡

中田

番人中

其五

魯西亜五人内三人右者箱館在留之魯西亜官吏并妻其外附属之者其徒江戸奥州道中  
箱館迄外国奉行箱館奉行支配者附添来る十五日頃御当地致出立候於関所改二不及相  
通候様可相達旨脇坂中務大輔殿被仰渡候付可被得其意候以上

安政七申

二月十一日

房川渡

中田

関所

加藤伯耆守○

一、関所に関する文書

十冊

一、近隣の者の用ひたる木の手形

一箇

一、無銘大槍（所謂関所御道具）

一本

以上

足立正雄所有

一、御関所日誌

一本

一、下坂大槍（所謂関所御道具）

一本

以上

島田定持所有

一、関所之図

一幅

一、関所平面図

一枚

一、断状

二通

一、文珠包久小槍（所謂関所御道具）

一本

一、徳川家慶將軍日光御社參御船橋之図

二枚

一、日光御社參行列書

一冊

一、御船橋用鉄大鎖

一蓮

一、御船橋用虎綱

一本

以上

池田義郎所有

一、其他関所に関する遺物の主なるもの

一、関所に関する文書

五幅

一、文珠包久小槍（所謂関所御道具）

一本

以上

加藤市郎所有

一、御関所日誌

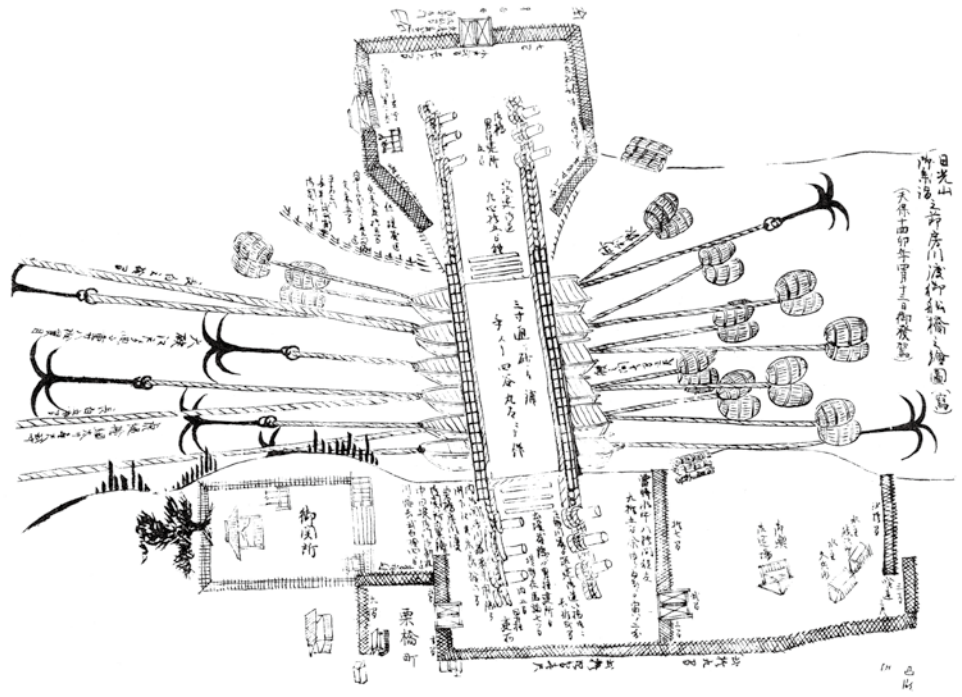
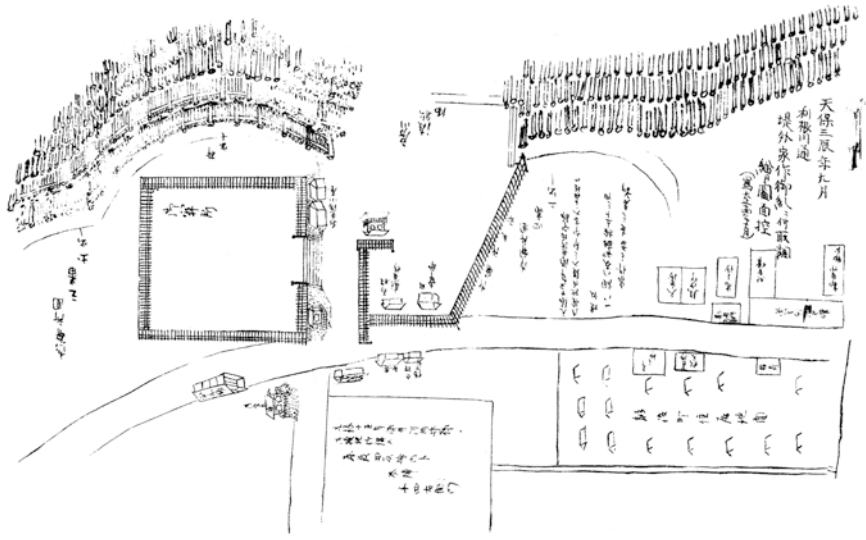
五冊

栗橋関所遺物（足立正雄蔵）  
木の手形図

立花出雲守内  
 ○屋山外記  
 ○立花鞞負  
 ○庵原寛兵衛  
 ○佐野三郎治

右印鑑ニ而御関所夜中共往来無滞御通  
 可被下候以上

文久元辛酉年十一月  
 房川  
 御関所  
 中田  
 御番衆中



【主な参考文献】

久喜市教育委員会『久喜市栗橋町史』第一巻 通史編上(二〇一五)

久喜市教育委員会『久喜市栗橋町史』第四巻 資料編二 近世(二〇一三)

久喜市教育委員会『久喜市栗橋町史』民俗Ⅲ 町場と農民の暮らしと信仰(二〇一一)

久喜市教育委員会『久喜市栗橋町史』図説 利根川と生きる栗橋のあゆみ(二〇一五)

久喜市立郷土資料館『第一回特別展 久喜市の名宝』(二〇一一)

久喜市立郷土資料館『第四回特別展 懐かしいふるさとの風景―久喜を写した古写真展』

―(二〇一四)

久喜市立郷土資料館『第八回特別展 栗橋関所の番士でござる―島田家文書を紐解く』

―(二〇一七)

栗橋町教育委員会『くりはしの年中行事』(一九九二)

栗橋町・栗橋町教育委員会『講演録 近世関所フォーラム』(一九九六)

栗橋町教育委員会『栗橋の石造物』(二〇〇三)

栗橋町教育委員会『地誌 栗橋町史資料一』(二〇〇七)

埼玉県教育委員会『県内鎌倉街道伝承地所在確認調査報告書』埼玉県歴史の道調査報告書

書(一九八二)

埼玉県教育委員会『日光道中』歴史の道調査報告書第三集(一九八五)

埼玉県教育委員会『埼玉県史料叢書』十三上 栗橋関所史料一(二〇〇二)

埼玉県教育委員会『埼玉県史料叢書』十三下 栗橋関所史料二(二〇〇三)

埼玉県教育委員会『埼玉県史料叢書』十四 栗橋関所史料三(二〇一〇)

埼玉県教育委員会『埼玉県史料叢書』十五 栗橋関所史料四(二〇一一)

埼玉県教育委員会『埼玉県史料叢書』十六 栗橋関所史料五(二〇一三)

埼玉県埋蔵文化財調査事業団『栗橋関所番士屋敷跡』(二〇一八)

埼玉県埋蔵文化財調査事業団『栗橋宿跡Ⅰ』(二〇一八)

埼玉県埋蔵文化財調査事業団『栗橋宿本陣跡Ⅰ』(二〇一九)

埼玉県埋蔵文化財調査事業団『栗橋宿跡Ⅱ』(二〇一九)

埼玉県立文書館『諸家文書目録Ⅵ』収蔵文書目録第四二集(二〇〇三)

埼玉県立歴史と民俗の博物館『につぼん歴史街道 江戸の街道―絵図でたどる宿場と関所』(二〇一四)

所(二〇一四)

幸手市教育委員会生涯学習課市史編さん室『幸手市史』近世資料編Ⅱ(二〇〇二)

幸手市教育委員会生涯学習課市史編さん室『幸手市史』通史編Ⅰ(二〇〇二)

蘆田伊人編『新編武蔵風土記稿』大日本地誌体系⑧雄山閣(一九八一)

石岡康子『房川渡中田関所改方制度の変遷』『文書館紀要』第一五号 埼玉県立文書館

(二〇一七)

大島延次郎『日本交通史論叢』国際交流文化会(一九三九)

大藤時彦編『東遊雑記』東洋文庫二七 平凡社(一九六四)

桐生清『栗橋の地名』もじずり叢書Ⅰ もじずり叢書刊行会(一九九四)

杉山正司『日光御成道の成立と将軍社参』『紀要』第一六号 埼玉県立博物館

(一九九〇)

杉山正司『日光御成道の成立』『近世交通の史的研究』文献出版(一九九八)

杉山正司『「五街道分間延絵図」と「宿村大概帳」の制作』『郵政博物館研究紀要』第

六号 郵政博物館(二〇一五)

杉山正司『房川渡中田関所(栗橋関所)の機能的考察』『文書館紀要』第三二号 埼玉

県立文書館(二〇一八)

杉山正司『「宿村大概帳」覚書』『郵政博物館研究紀要』第一一号 郵政博物館

(二〇一〇)

森政三『日光社参利根川の船橋について』『大日光』四六号 日光東照宮(一九七六)

山口美男『中田宿の歴史』『古河市史研究』第九号 古河市(一九八四)

久喜市の歴史と文化財①

## 日光道中栗橋宿・栗橋関所

発行日 令和2年3月27日

編集 久喜市教育委員会文化財保護課

発行 久喜市教育委員会

〒346-0033

埼玉県久喜市下清久500-1

電話：0480-22-5555（代）

印刷 有限会社イノウ印刷



久喜市の歴史と文化財①

## 日光道中栗橋宿・栗橋関所